

長崎県南部海区漁場計画

漁業権に関する事項 別表

(令和5年9月1日切替関係)

共同漁業

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区域	基点	点									
南共計第1号	長崎県 諫早市 小長井町から 雲仙市 国見町土黒に至る地先	次の1とイを結ぶ今里川の中央線及びイ、ロ、4を結ぶ直線、4から5に至る最高高潮時海岸線、5から6に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、6と7を結ぶ直線、7から8に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、8と9を結ぶ直線、9から10に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、10から11に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、11と12を結ぶ直線の中点を中心とする半径160メートルの円弧と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 佐賀県藤津郡太良町と長崎県諫早市小長井町とにかかると友尻橋下流側の中央点 (北緯32度57分26秒,東経130度12分12秒) 2 諫早市小長井町遠竹字釜清水鼻国道207号線護岸の長崎・佐賀両県漁場基点標識 (北緯32度57分23秒,東経130度12分13秒) 3 佐賀県藤津郡太良町大字大浦牟田向山の長崎・佐賀両県漁場基点標識 (北緯32度57分27秒,東経130度12分15秒) 4 雲仙市国見町土黒多比良港廃棄物処理埋立護岸標識(埋立護岸北西角から東側護岸沿いに452メートルのところ) (北緯32度52分48秒,東経130度18分7秒) 5 同市吾妻町平江名潮受堤防外側付根 (北緯32度50分53秒,東経130度11分43秒) 6 潮受堤防南部排水門東側南端 (北緯32度51分13秒,東経130度11分20秒) 7 潮受堤防南部排水門東側北端 (北緯32度51分14秒,東経130度11分18秒) 8 潮受堤防北部排水門東側南端 (北緯32度53分41秒,東経130度9分16秒) 9 潮受堤防北部排水門東側北端 (北緯32度53分48秒,東経130度9分13秒) 10 諫早市高来町金崎潮受堤防外側標識(同市同町金崎潮受堤防外側付根から潮受堤防東側沿いに100メートルの埋立地角) (北緯32度53分57秒,東経130度9分13秒) 11 同市小長井町小川原浦小長井港南防波堤付根 (北緯32度55分39秒,東経130度11分33秒) 12 同市同町井崎小長井港北防波堤付根 (北緯32度55分43秒,東経130度11分39秒)	イ 2と3を結ぶ直線上2から62メートルのところ (北緯32度57分25秒,東経130度12分14秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から77メートルのところ (北緯32度57分26秒,東経130度12分14秒)	第1種 あかがい 第1種 うみたけ 第1種 かき 第1種 さるぼう 第1種 たいらぎ 第1種 にし 第1種 はいがい 第1種 ばい 第1種 たこ 第2種 雑魚底刺網 第2種 雑魚もじ網 第2種 雑魚手押網 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご 第2種 いかかご 第2種 あなこかご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町 雲仙市 瑞穂町 国見町 神代 土黒			継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区域	基点	点									
南共計第2号	長崎県諫早市小長井町高来町湯江金崎地先	次の1とイを結ぶ今里川の中央線、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、10の各点を順次結んだ各直線、10から9に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、9と8を結ぶ直線、8から7に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線、7から1至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、12と13を結ぶ直線の中点を中心とする半径160メートルの円弧と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 佐賀県藤津郡太良町と長崎県諫早市小長井町とにかかる友尻橋下流側の中央点 (北緯32度57分26秒,東経130度12分12秒) 2 諫早市小長井町遠竹字釜清水鼻、国道207号線護岸の長崎・佐賀両県漁場基点標識 (北緯32度57分23秒,東経130度12分13秒) 3 佐賀県藤津郡太良町大字大浦牟田向山の長崎・佐賀両県漁場基点標識 (北緯32度57分27秒,東経130度12分15秒) 4 諫早市小長井町井崎長瀬海瀬岬南西端 (北緯32度55分44秒,東経130度12分5秒) 5 同市同町小川原浦帆崎南端 (北緯32度54分50秒,東経130度11分2秒) 6 同市同町大峰長里長里干拓南東端 (北緯32度54分25秒,東経130度9分51秒) 7 同市高来町金崎潮受堤防外側標識(同市同町金崎潮受堤防外側付根から潮受堤防東側沿いに100メートルの埋立地角) (北緯32度53分57秒,東経130度9分13秒) 8 潮受堤防北部排水門東側北端 (北緯32度53分48秒,東経130度9分13秒) 9 潮受堤防北部排水門東側南端 (北緯32度53分41秒,東経130度9分16秒) 10 潮受堤防外側標識(7から潮受堤防沿いに560メートルのところ) (北緯32度53分40秒,東経130度9分17秒) 11 雲仙市国見町土黒多比良港廃棄物処理埋立護岸標識(埋立護岸北西角から東側護岸沿いに452メートルのところ) (北緯32度52分48秒,東経130度18分7秒) 12 諫早市小長井町小川原浦小長井港南防波堤付根 (北緯32度55分39秒,東経130度11分33秒) 13 同市同町井崎小長井港北防波堤付根 (北緯32度55分43秒,東経130度11分39秒)	イ 2と3を結ぶ直線上2から62メートルのところ (北緯32度57分25秒,東経130度12分14秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から77メートルのところ (北緯32度57分26秒,東経130度12分14秒) ハ ロと11を結ぶ直線上ロから1,788メートルのところ (北緯32度56分46秒,東経130度13分5秒) ニ 4から130度600メートルのところ (北緯32度55分32秒,東経130度12分23秒) ホ 5から180度1,000メートルのところ (北緯32度54分18秒,東経130度11分1秒) ヘ 6から150度500メートルのところ (北緯32度54分11秒,東経130度10分0秒)	第1種 あげまき 第1種 あさり 第1種 えむし 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	諫早市小長井町			継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第3号	長崎県 雲仙市 瑞穂町 吾妻町 平江名 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線、7から2に至る最高高潮時海岸線、2から1に至る潮受堤防の東側の最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 潮受堤防外側標識(2から潮受堤防沿いに540メートルのところ) (北緯32度51分5秒,東経130度11分28秒) 2 雲仙市吾妻町平江名潮受堤防外側付根 (北緯32度50分53秒,東経130度11分43秒) 3 同市同町守山ドンク石 (北緯32度51分5秒,東経130度11分58秒) 4 同市同町と同市瑞穂町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度51分7秒,東経130度12分20秒) 5 同市瑞穂町伊福と同市同町西郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度51分57秒,東経130度14分3秒) 6 同市同町西郷伊古崎突端 (北緯32度52分32秒,東経130度14分36秒) 7 同市瑞穂町と同市国見町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度52分18秒,東経130度15分35秒)	イ 3から310度500メートルのところ (北緯32度51分16秒,東経130度11分44秒) ロ 4から340度500メートルのところ (北緯32度51分22秒,東経130度12分14秒) ハ 5から310度500メートルのところ (北緯32度52分8秒,東経130度13分48秒) ニ 6から330度500メートルのところ (北緯32度52分46秒,東経130度14分27秒) ホ 6から0度500メートルのところ (北緯32度52分48秒,東経130度14分36秒) ヘ 7から0度1,000メートルのところ (北緯32度52分51秒,東経130度15分35秒)	第1種 あさり 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第4号	長崎県 雲仙市 国見町 神代 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 雲仙市瑞穂町と同市国見町との最高高潮 時海岸線における境界 (北緯32度52分18秒,東経130度15分35秒) 2 同市国見町神代東里名大津鼻南東標識 (大津鼻北端から南東方海岸沿いに85メートル のところ) (北緯32度52分39秒,東経130度16分59秒)	イ 1から0度1,000メートルのところ (北緯32度52分51秒,東経130度15分35秒) ロ 2から0度1,000メートルのところ (北緯32度53分11秒,東経130度16分59秒)	第1種 あおのり 第1種 あまのり 第1種 てんぐさ 第1種 ひとえぐさ 第1種 あさり 第1種 はまぐり 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	雲仙市 国見町 神代		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第5号	長崎県 雲仙市 国見町 土黒 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域 ただし、4と5を結ぶ直線、5から6に至る防波堤、6と7を結ぶ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 雲仙市国見町神代東里名大津鼻南東標識 (大津鼻北端から南東方海岸沿いに85メートルの ところ) (北緯32度52分39秒,東経130度16分59秒) 2 同市同町土黒尾茂鼻 (北緯32度52分43秒,東経130度17分39秒) 3 同市同町土黒土黒川河口波止付根 (北緯32度52分22秒,東経130度18分36秒) 4 同市同町多比良港北防波堤突端 (北緯32度52分38秒,東経130度18分40秒) 5 同市同町多比良港防波堤(D)北端 (北緯32度52分36秒,東経130度18分43秒) 6 同市同町多比良港防波堤(D)南端 (北緯32度52分31秒,東経130度18分43秒) 7 同市同町多比良港南防波堤突端 (北緯32度52分31秒,東経130度18分42秒)	イ 1から0度1,000メートルのところ (北緯32度53分11秒,東経130度16分59秒) ロ 2から0度1,000メートルのところ (北緯32度53分15秒,東経130度17分39秒) ハ 3から54度1,100メートルのところ (北緯32度52分43秒,東経130度19分11秒) ニ 3から125度140メートルのところ (北緯32度52分20秒,東経130度18分41秒)	第1種 てんぐさ 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	雲仙市 国見町 土黒		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第6号	長崎県 雲仙市 国見町 多比良 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市国見町土黒土黒川河口波止付根 (北緯32度52分22秒,東経130度18分36秒) 2 雲仙市国見町と島原市有明町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度52分0秒,東経130度19分10秒)	イ 1から125度140メートルのところ (北緯32度52分20秒,東経130度18分41秒) ロ 1から54度1,100メートルのところ (北緯32度52分43秒,東経130度19分11秒) ハ 2から50度1,000メートルのところ (北緯32度52分21秒,東経130度19分39秒)	第1種 あおのり 第1種 おごのり 第1種 てんぐさ 第1種 ひとえぐさ 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 多比良		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は 団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 7号	長崎県 島原市 有明町 湯江 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域 ただし湯江川における河川 との境界は湯江橋下流端 とする	1 雲仙市国見町と島原市有明町との最高高 潮時海岸線における境界 (北緯32度52分0秒,東経130度19分10秒) 2 島原市有明町湯江と市同町大三東との 最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒)	イ 1から50度1,000メートルのところ (北緯32度52分21秒,東経130度19分39秒) ロ 2から50度1,000メートルのところ (北緯32度51分53秒,東経130度20分39秒)	第1種 あおのり 第1種 てんぐさ 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚建干網	1/1~12/31 " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	島原市 有明町 湯江		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第8号	長崎県 島原市 有明町 大三東 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 島原市有明町湯江と同市同町大三東との 最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒) 2 同市有明町と同市洗切町との最高高潮時 海岸線における境界 (北緯32度49分46秒,東経130度21分2秒)	イ 1から50度1,000メートルのところ (北緯32度51分53秒,東経130度20分39秒) ロ 2から70度1,500メートルのところ (北緯32度50分2秒,東経130度21分57秒)	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひとえぐさ 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	島原市 有明町 大三東		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第9号	長崎県 島原市 洗切町 三会町 御手水町 大手原町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 島原市有明町と同市洗切町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度49分46秒,東経130度21分2秒) 2 同市大手原町大手原下標識 (北緯32度48分56秒,東経130度21分28秒) 3 同市同町と同市前浜町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度48分39秒,東経130度21分37秒)	イ 1から70度2,000メートルのところ (北緯32度50分7秒,東経130度22分15秒) ロ 3から75度2,000メートルのところ (北緯32度48分55秒,東経130度22分52秒) ハ 3から75度1,150メートルのところ (北緯32度48分48秒,東経130度22分20秒) ニ 2から72度30分1,120メートルのところ (北緯32度49分7秒,東経130度22分9秒)	第1種 あおのり 第1種 てんぐさ 第1種 あさり 第1種 しゃこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 定置あんこう網	1/1~12/31 " " " " " 3/1~6/30	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	島原市 洗切町 三会町 御手水町 大手原町 亀ノ甲町 津吹町 中野町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第10号	長崎県 島原市 (有明町および洗切町 三会町 御手水町 大手原町を除く) 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 なお、水無川における河川との境界は8と9を結んだ直線とする ただし、4、二、5の各点を順次結んだ各直線、6と7を結ぶ直線及び4から7、5から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 島原市大手原町と同市前浜町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度48分39秒,東経130度21分37秒) 2 同市島原灯台 (北緯32度46分47秒,東経130度22分54秒) 3 島原市と南島原市深江町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度44分15秒,東経130度22分23秒) 4 島原市新湊観音島標識(島原港マイナス5メートル岸壁北側基部より半径60メートルの円が観音島海岸と交わる場所) (北緯32度46分10秒,東経130度22分23秒) 5 同市新湊口形島北防波堤東突端 (北緯32度46分1秒,東経130度22分30秒) 6 同市新湊口形島南防波堤東突端 (北緯32度45分53秒,東経130度22分28秒) 7 同市新湊入江北東方標識(国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所敷地南東端) (北緯32度45分53秒,東経130度22分15秒) 8 同市水無川北岸標識 (北緯32度44分20秒,東経130度22分27秒) 9 同市水無川南岸標識 (北緯32度44分18秒,東経130度22分26秒)	イ 1から75度1,000メートルのところ (北緯32度48分47秒,東経130度22分14秒) ロ 2から130度2,000メートルのところ (北緯32度46分5秒,東経130度23分53秒) ハ 3から100度1,500メートルのところ (北緯32度44分6秒,東経130度23分19秒) ニ 4から120度の直線と5から30度の直線が交わる場所 (北緯32度46分5秒,東経130度22分33秒)	第1種 あまのり 第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 まてがい 第1種 うい 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚建干網	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	島原市 (有明町および洗切町 三会町 御手水町 大手原町 亀ノ甲町 津吹町 中野町を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第11号	長崎県 南島原市 深江町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 島原市と南島原市深江町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度44分15秒,東経130度22分23秒) 2 南島原市深江町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度42分31秒,東経130度20分45秒)	イ 1から100度1,500メートルのところ (北緯32度44分6秒,東経130度23分19秒) ロ 2から105度1,000メートルのところ (北緯32度42分22秒,東経130度21分22秒)	第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 しゃこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南島原市 深江町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第12号	長崎県南島原市布津町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市深江町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度42分31秒,東経130度20分45秒) 2 同市布津町大崎名大崎鼻東端 (北緯32度41分42秒,東経130度21分27秒) 3 同市同町と同市有家町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度40分19秒,東経130度20分38秒)	イ 1から105度1,000メートルのところ (北緯32度42分22秒,東経130度21分22秒) ロ 2から90度1,000メートルのところ (北緯32度41分42秒,東経130度22分6秒) ハ 2から140度1,500メートルのところ (北緯32度41分4秒,東経130度22分4秒) ニ 3から160度1,500メートルのところ (北緯32度39分33秒,東経130度20分58秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 しゃこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南島原市布津町	1. 南島原市布津町大崎名大崎鼻東端から90度の直線以北の区域においてはたこ漁業(かごを使用するものに限る)及び雑魚かご漁業を行ってはならない	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第13号	長崎県 南島原市 有家町 原尾 大苑 石田 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市布津町と同市有家町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度40分19秒,東経130度20分38秒) 2 同市有家町石田と同市同町蒲河との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分55秒,東経130度19分21秒)	イ 1から160度1,500メートルのところ (北緯32度39分33秒,東経130度20分58秒) ロ 2から160度1,500メートルのところ (北緯32度39分9秒,東経130度19分40秒)	第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 さざえ 第1種 まてがい 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 しゃこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご 第2種 あなごかご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 原尾 大苑 石田		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第14号	長崎県 南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市有家町石田と同市同町蒲河との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分55秒,東経130度19分21秒) 2 同市有家町と同市西有家町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分6秒,東経130度18分6秒)	イ 1から160度1,500メートルのところ (北緯32度39分9秒,東経130度19分40秒) ロ 2から160度1,500メートルのところ (北緯32度38分20秒,東経130度18分25秒)	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 しゃこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第15号	長崎県 南島原市 西有家町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、3、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 南島原市有家町と同市西有家町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分6秒,東経130度18分6秒) 2 同市西有家町と同市北有馬町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分9秒,東経130度15分55秒) 3 同市西有家町須川港標識A号 (北緯32度39分8秒,東経130度17分40秒) 4 同市同町須川港標識B号 (北緯32度39分9秒,東経130度17分23秒)	イ 1から160度1,500メートルのところ (北緯32度38分20秒,東経130度18分25秒) ロ 2から150度1,500メートルのところ (北緯32度38分27秒,東経130度16分23秒) ハ 3から220度240メートルのところ (北緯32度39分2秒,東経130度17分34秒) ニ 4から166度360メートルのところ (北緯32度38分58秒,東経130度17分26秒)	第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 たこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 あなごかご	1/1~12/31 " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南島原市 西有家町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第16号	長崎県 南島原市 北有馬町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市西有家町と同市北有馬町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分9秒,東経130度15分55秒) 2 同市南有馬町有馬干拓東側標識 (北緯32度38分42秒,東経130度15分46秒)	イ 1から150度1,500メートルのところ (北緯32度38分27秒,東経130度16分23秒) ロ 2から160度1,550メートルのところ (北緯32度37分54秒,東経130度16分6秒)	第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南島原市 西有家町 南有馬町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第17号	長崎県南島原市南有馬町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市南有馬町有馬干拓東側標識(北緯32度38分42秒,東経130度15分46秒) 2 同市同町駒崎鼻先端(北緯32度38分2秒,東経130度15分34秒) 3 同市同町向小屋岬東端(沖瀬の対岬)(北緯32度36分43秒,東経130度13分59秒) 4 同市同町と同市口之津町との最高高潮時海岸線における境界(北緯32度36分16秒,東経130度12分29秒)	イ 1から160度1,550メートルのところ(北緯32度37分54秒,東経130度16分6秒) ロ 2から180度2,000メートルのところ(北緯32度36分57秒,東経130度15分34秒) ハ 3から180度1,500メートルのところ(北緯32度35分54秒,東経130度13分58秒) ニ 4から176度1,500メートルのところ(北緯32度35分27秒,東経130度12分33秒)	第1種 いぎす 第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 まてがい 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚底刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 あなごかご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南島原市南有馬町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点	点									
南共計第18号	長崎県南島原市口之津町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、4、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 南島原市南有馬町と同市口之津町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度36分16秒,東経130度12分29秒) 2 同市口之津町瀬詰崎南端 (北緯32度35分28秒,東経130度10分6秒) 3 同市同町と同市加津佐町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度36分56秒,東経130度10分13秒) 4 同市口之津町栄町十八親和銀行敷地北角標識 (北緯32度36分28秒,東経130度11分11秒) 5 同市同町口之津港海岸線標識(4から22度の直線が最高高潮時海岸線と交わる場所) (北緯32度36分42秒,東経130度11分16秒)	イ 1から176度1,500メートルのところ (北緯32度35分27秒,東経130度12分33秒) ロ 2から180度2,000メートルのところ (北緯32度34分23秒,東経130度10分6秒) ハ 2から225度2,000メートルのところ (北緯32度34分43秒,東経130度9分11秒) ニ 3から240度2,000メートルのところ (北緯32度36分23秒,東経130度9分6秒) ホ 4から54度240メートルのところ (北緯32度36分32秒,東経130度11分18秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南島原市口之津町			継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第19号	長崎県 南島原市 加津佐町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市口之津町と同市加津佐町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度36分56秒,東経130度10分13秒) 2 同市加津佐町岩戸崎西端 (北緯32度37分29秒,東経130度9分11秒) 3 同市同町権田鼻 (北緯32度38分25秒,東経130度7分48秒) 4 南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分20秒,東経130度7分44秒)	イ 1から240度2,000メートルのところ (北緯32度36分23秒,東経130度9分6秒) ロ 2から270度2,000メートルのところ (北緯32度37分29秒,東経130度7分55秒) ハ 3から270度2,000メートルのところ (北緯32度38分25秒,東経130度6分31秒) ニ 4から270度2,000メートルのところ (北緯32度39分20秒,東経130度6分27秒)	第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	南島原市 加津佐町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第20号	長崎県 雲仙市 南串山町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分20秒,東経130度7分44秒) 2 雲仙市南串山町国崎半島西端 (北緯32度41分16秒,東経130度7分33秒) 3 同市同町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度41分34秒,東経130度10分17秒)	イ 1から270度2,000メートルのところ (北緯32度39分20秒,東経130度6分27秒) ロ 2から270度2,000メートルのところ (北緯32度41分17秒,東経130度6分16秒) ハ 2から0度2,000メートルのところ (北緯32度42分21秒,東経130度7分34秒) ニ 3から315度2,000メートルのところ (北緯32度42分20秒,東経130度9分23秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あかがい 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご 第2種 あなごかご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	雲仙市 南串山町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 21号	長崎県 雲仙市 南串山町 地先 (鬼池出しの 曾根)	イを中心とする半径200 メートルの円周によって囲 まれた区域	1 雲仙市南串山町崎半島西端 (北緯32度41分16秒,東経130度7分33秒)	イ 1から250度1,900メートルのところ (北緯32度40分56秒,東経130度6分25秒)	第3種 つきいそ	1/1~12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	雲仙市 南串山町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 22号	長崎県 雲仙市 南串山町 平曾根 地先	イを中心とする半径250 メートルの円周によって囲 まれた区域	1 雲仙市南串山町崎半島西端 (北緯32度41分16秒,東経130度7分33秒)	イ 1から0度4.230メートルのところ (北緯32度43分34秒,東経130度7分34秒)	第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	雲仙市 南串山町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南共計第23号	長崎県雲仙市小浜町飛子金浜地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市南串山町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度41分34秒,東経130度10分17秒) 2 同市小浜町金浜と同市同町南木指との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度42分34秒,東経130度11分13秒)	イ 1から315度2,000メートルのところ (北緯32度42分20秒,東経130度9分23秒) ロ 2から315度2,000メートルのところ (北緯32度43分20秒,東経130度10分19秒)	第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あかがい 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご 第2種 あなごかご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	雲仙市小浜町飛子金浜		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は 団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 24号	長崎県 雲仙市 小浜町 富津 北野 北本町 南本町 南木指 南木指 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各 点を順次結んだ各直線と 最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域 ただし、4、ニ、ホ、5の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域を除く	1 雲仙市小浜町金浜と同市同町南木指との 最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度42分34秒,東経130度11分13秒) 2 同市同町富津弁天崎 (北緯32度45分13秒,東経130度11分50秒) 3 同市同町と同市千々石町との最高高潮時 海岸線における境界 (北緯32度46分13秒,東経130度11分20秒) 4 同市小浜町海岸標識A(小浜港南護岸角か ら南西海岸沿い1150メートルのところ) (北緯32度43分36秒,東経130度12分16秒) 5 同市同町海岸標識B(小浜港北防波堤北側 付根) (北緯32度43分45秒,東経130度12分23秒)	イ 1から315度2,000メートルのところ (北緯32度43分20秒,東経130度10分19秒) ロ 2から240度2,000メートルのところ (北緯32度44分41秒,東経130度10分43秒) ハ 3から270度2,000メートルのところ (北緯32度46分14秒,東経130度10分3秒) ニ 4から347度65メートルのところ (北緯32度43分38秒,東経130度12分16秒) ホ 5から280度30メートルのところ (北緯32度43分45秒,東経130度12分22秒)	第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あかがい 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご 第2種 あなごかご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	雲仙市 小浜町 富津 北野 北本町 南本町 北木指 南木指		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南共計第25号	長崎県雲仙市千々石町愛野町地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、千々石川における河川との境界は千々石橋下流端とする	1 雲仙市小浜町と同市千々石町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度46分13秒,東経130度11分20秒) 2 雲仙市愛野町と諫早市森山町との橋湾に面する最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度47分46秒,東経130度8分38秒)	イ 1から270度2,000メートルのところ (北緯32度46分14秒,東経130度10分3秒) ロ 2から180度2,000メートルのところ (北緯32度46分41秒,東経130度8分38秒)	第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あかがい 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 ばかがい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご 第2種 いかかご 第2種 あなごかご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	雲仙市千々石町愛野町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第26号	長崎県 諫早市 森山町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市愛野町と諫早市森山町との橋湾に面する最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度47分46秒,東経130度8分38秒) 2 諫早市森山町大字唐比西字湯堀地先亀石 (北緯32度47分17秒,東経130度7分30秒)	イ 1から180度2,000メートルのところ (北緯32度46分41秒,東経130度8分38秒) ロ 2から180度2,000メートルのところ (北緯32度46分12秒,東経130度7分30秒)	第1種 もずく 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	諫早市 森山町 松里町 有喜町 早見町 天神町 中通町 鶴田町 雲仙市 千々石町 愛野町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第27号	長崎県 諫早市 有喜町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 諫早市森山町唐比西湯堀地先亀石 (北緯32度47分17秒,東経130度7分30秒) 2 同市早見町と同市飯盛町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度46分52秒,東経130度3分24秒)	イ 1から180度2,000メートルのところ (北緯32度46分12秒,東経130度7分30秒) ロ 2から145度3,000メートルのところ (北緯32度45分32秒,東経130度4分30秒)	第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	諫早市 松里町 有喜町 早見町 天神町 中通町 鶴田町 飯盛町 下釜 後田 池下		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第28号	長崎県 諫早市 飯盛町 後田 下釜 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 諫早市早見町と同市飯盛町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度46分52秒,東経130度3分24秒) 2 同市飯盛町後田向島頂上 (北緯32度45分32秒,東経130度2分40秒) 3 同市同町下釜と同市同町川下との最高高潮時海岸線における境界(香田川) (北緯32度45分36秒,東経130度1分10秒)	イ 1から145度3,000メートルのところ (北緯32度45分32秒,東経130度4分30秒) ロ 2から135度2,700メートルのところ (北緯32度44分30秒,東経130度3分53秒) ハ 3から180度2,000メートルのところ (北緯32度44分31秒,東経130度1分10秒)	第1種 あおのり 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	諫早市 松里町 有喜町 早見町 天神町 中通町 鶴田町 飯盛町 下釜 後田 池下		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第29号	長崎県 諫早市 飯盛町 川下 里 池下 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、次の5、ホ、ヘ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 諫早市飯盛町下釜と同市同町川下との最高高潮時海岸線における境界(香田川) (北緯32度45分36秒,東経130度1分10秒) 2 同市同町下ノ島南端 (北緯32度45分10秒,東経129度59分59秒) 3 同市同町池下番屋鼻南端 (北緯32度45分13秒,東経129度59分27秒) 4 同市飯盛町と長崎市との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度45分33秒,東経129度59分16秒) 5 同市飯盛町田結川河口防波堤付根 (北緯32度45分42秒,東経130度0分0秒) 6 同市同町池下ノ島西端 (北緯32度45分11秒,東経129度59分48秒) 7 同市同町池下番屋防波堤付根 (北緯32度45分16秒,東経129度59分32秒)	イ 1から180度2,000メートルのところ (北緯32度44分31秒,東経130度1分10秒) ロ 2から180度1,273メートルのところ (北緯32度44分28秒,東経129度59分59秒) ハ 3から225度110メートルのところ (北緯32度45分11秒,東経129度59分24秒) ニ 4から220度363メートルのところ (北緯32度45分24秒,東経129度59分7秒) ホ 5と6を結ぶ直線上5から725メートルのところ (北緯32度45分20秒,東経129度59分51秒) ヘ 7と6を結ぶ直線上7から90メートルのところ (北緯32度45分15秒,東経129度59分36秒)	第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	諫早市 松里町 有喜町 早見町 天神町 中通町 鶴田町 飯盛町 下釜 後田 池下		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は 団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 30号	長崎県 長崎市 戸石町 牧島町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、8の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 諫早市飯盛町と長崎市との最高高潮時海 岸線における境界 (北緯32度45分33秒,東経129度59分16秒) 2 諫早市飯盛町地下番屋鼻南端 (北緯32度45分13秒,東経129度59分27秒) 3 同市同町下ノ島南端 (北緯32度45分10秒,東経129度59分59秒) 4 長崎市牧島町津島頂上 (北緯32度44分37秒,東経129度58分45秒) 5 同市同町黒瀬鼻黒瀬頂上 (北緯32度44分54秒,東経129度58分12秒) 6 同市同町弁天鼻南西端 (北緯32度45分11秒,東経129度58分4秒) 7 同市同町切宮鼻北西端 (北緯32度45分44秒,東経129度57分52秒) 8 同市かき道6丁目護岸排水溝標識 (北緯32度45分54秒,東経129度57分57秒) 9 同市宿町旧日見川河口北岸標識 (北緯32度45分32秒,東経129度56分50秒) 10 同市同町立岩頂上 (北緯32度44分32秒,東経129度57分26秒)	イ 1から220度363メートルのところ (北緯32度45分24秒,東経129度59分7秒) ロ 2から225度110メートルのところ (北緯32度45分11秒,東経129度59分24秒) ハ 3から180度1,273メートルのところ (北緯32度44分28秒,東経129度59分59秒) ニ 4から180度1,455メートルのところ (北緯32度43分50秒,東経129度58分44秒) ホ 4から217度1,273メートルのところ (北緯32度44分4秒,東経129度58分15秒) ヘ 5と10を結んだ直線の中央のところ (北緯32度44分43秒,東経129度57分49秒) ト 5と9を結ぶ直線上9から1,400メートルのと ころ (北緯32度45分10秒,東経129度57分38秒) チ 6から290度910メートルのところ (北緯32度45分21秒,東経129度57分31秒) リ 7から270度272メートルのところ (北緯32度45分44秒,東経129度57分41秒) ヌ 7から312度181メートルのところ (北緯32度45分48秒,東経129度57分46秒) ル 8から200度127メートルのところ (北緯32度45分51秒,東経129度57分55秒)	第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 かにかご 第2種 いかかご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第31号	長崎県 長崎市 かき道 田中町 矢上町 地先	次の4、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、八郎川における河川との境界は蛸道橋下流端とする	1 長崎市牧島町黒瀬鼻黒瀬頂上 (北緯32度44分54秒,東経129度58分12秒) 2 同市同町弁天鼻南西端 (北緯32度45分11秒,東経129度58分4秒) 3 同市同町切宮鼻北西端 (北緯32度45分44秒,東経129度57分52秒) 4 同市かき道6丁目護岸排水溝標識 (北緯32度45分54秒,東経129度57分57秒) 5 同市宿町旧日見川河口北岸標識 (北緯32度45分32秒,東経129度56分50秒)	イ 4から200度127メートルのところ (北緯32度45分51秒,東経129度57分55秒) ロ 3から312度181メートルのところ (北緯32度45分48秒,東経129度57分46秒) ハ 3から270度272メートルのところ (北緯32度45分44秒,東経129度57分41秒) ニ 2から290度910メートルのところ (北緯32度45分21秒,東経129度57分31秒) ホ 1と5を結ぶ直線上5から1,400メートルのところ (北緯32度45分10秒,東経129度57分38秒)	第1種 あおのり 第1種 ひとえぐさ 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長崎市 東町 田中町 矢上町 かき道1丁目 かき道2丁目 かき道3丁目 (旧戸石町を除く) かき道4丁目 (旧戸石町を除く) かき道5丁目 かき道6丁目		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点	点									
南共計第32号	長崎県 長崎市 網場町 春日町 潮見町 地先	次の3、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町津島頂上 (北緯32度44分37秒,東経129度58分45秒) 2 同市同町黒瀬鼻黒瀬頂上 (北緯32度44分54秒,東経129度58分12秒) 3 同市宿町旧日見川河口北岸標識 (北緯32度45分32秒,東経129度56分50秒) 4 同市春日町立岩頂上 (北緯32度44分32秒,東経129度57分26秒) 5 同市潮見町と同市太田尾町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度44分2秒,東経129度56分35秒)	イ 3と2を結ぶ直線上3から1,400メートルのところ (北緯32度45分10秒,東経129度57分38秒) ロ 4と2を結んだ直線の中央のところ (北緯32度44分43秒,東経129度57分49秒) ハ 1から217度1,273メートルのところ (北緯32度44分4秒,東経129度58分15秒) ニ 1から180度1,455メートルのところ (北緯32度43分50秒,東経129度58分44秒) ホ 5から140度2,900メートルのところ (北緯32度42分50秒,東経129度57分47秒)	第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 くるまえび刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " 1/1~12/31 4/1~11/30 1/1~12/31	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長崎市 網場町			継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第33号	長崎県 長崎市 太田尾町 飯香浦町 北浦町 茂木町 宮摺町 大崎町 千々町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、4、ニ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 長崎市潮見町と同市太田尾町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度44分2秒,東経129度56分35秒) 2 同市大崎町大崎鼻南東端 (北緯32度39分43秒,東経129度53分45秒) 3 同市千々町と同市藤田尾町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度38分40秒,東経129度52分2秒) 4 同市茂木町海岸標識A号 (北緯32度42分24秒,東経129度54分45秒) 5 同市同町海岸標識B号 (北緯32度42分3秒,東経129度54分53秒)	イ 1から140度2,900メートルのところ (北緯32度42分50秒,東経129度57分47秒) ロ 2から120度1,500メートルのところ (北緯32度39分19秒,東経129度54分35秒) ハ 3から150度1,500メートルのところ (北緯32度37分58秒,東経129度52分31秒) ニ 4から115度350メートルのところ (北緯32度42分19秒,東経129度54分57秒)	第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長崎市 太田尾町 飯香浦町 北浦町 千々町 茂木町 宮摺町 大崎町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 34号	長崎県 長崎市 藤田尾町 為石町 川原町 宮崎町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 長崎市千々町と同市藤田尾町との最高高 潮時海岸線における境界 (北緯32度38分40秒,東経129度52分2秒) 2 同市宮崎町と同市脇岬町との最高高潮時 海岸線における境界 (北緯32度36分20秒,東経129度49分18秒)	イ 1から150度1,500メートルのところ (北緯32度37分58秒,東経129度52分31秒) ロ 2から135度1,500メートルのところ (北緯32度35分45秒,東経129度49分58秒)	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 まつり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 にし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 くるまえび刺網	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	長崎市 藤田尾町 為石町 川原町 宮崎町 櫛が丘町 平山台		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は 団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 35号	長崎県 長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎榊島町	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ、9の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域 ただし、11と13の点を結ぶ 直線12と14の点を結ぶ直 線及び最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域を除 く	1 長崎市宮崎町と同市脇岬町との最高高潮 時海岸線における境界 (北緯32度36分20秒,東経129度49分18秒) 2 同市野母崎榊島町榊島東端 (北緯32度33分27秒,東経129度47分29秒) 3 同市同町榊島ノ鼻先端 (北緯32度32分60秒,東経129度46分28秒) 4 同市野母町野母大立神島頂上 (北緯32度34分0秒,東経129度44分26秒) 5 同市同町野母崎先端 (北緯32度34分10秒,東経129度44分22秒) 6 同市同町野母這ノ角先端 (北緯32度34分51秒,東経129度44分9秒) 7 同市同町と同市南越町との最高高潮時海 岸線における境界 (北緯32度35分40秒,東経129度45分41秒) 8 同市高島町端島南端 (北緯32度37分32秒,東経129度44分12秒) 9 同市黒浜町と同市蚊焼町との最高高潮時 海岸線における境界 (北緯32度38分0秒,東経129度47分43秒) 10 同市高島町二子鼻南端 (北緯32度38分54秒,東経129度45分14秒) 11 同市脇岬町脇岬海岸標識A号 (北緯32度34分37秒,東経129度47分4秒) 12 同市同町脇岬海岸標識B号 (北緯32度34分24秒,東経129度46分58秒) 13 同市同町脇岬港沖合南防波堤旧東端 (北緯32度34分33秒,東経129度47分7秒) 14 同市同町脇岬港沖合南防波堤旧西端 (北緯32度34分27秒,東経129度47分3秒)	イ 1から135度1,500メートルのところ (北緯32度35分45秒,東経129度49分58秒) ロ 2から90度1,500メートルのところ (北緯32度33分27秒,東経129度48分26秒) ハ 3から180度1,500メートルのところ (北緯32度32分11秒,東経129度46分28秒) ニ 3と4を結ぶ直線上3から2,260メートルのと ころ (北緯32度33分37秒,東経129度45分13秒) ホ 5から180度2,000メートルのところ (北緯32度33分5秒,東経129度44分21秒) ヘ 6から270度2,000メートルのところ (北緯32度34分51秒,東経129度42分52秒) ト 7と8を結ぶ直線上7から2,000メートルのと ころ (北緯32度36分35秒,東経129度44分58秒) チ 9と10を結ぶ直線上9から2,000メートルのと ころ (北緯32度38分26秒,東経129度46分32秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 まつのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 はまぐり 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎榊島町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南共計第36号	長崎県 長崎市 野母町 三ツ瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市野母町三ツ瀬平三ツ瀬頂上 (北緯32度36分32秒,東経129度42分21秒)	イ 1から45度2,000メートルのところ (北緯32度37分18秒,東経129度43分15秒) ロ 1から80度3,000メートルのところ (北緯32度36分49秒,東経129度44分14秒) ハ 1から110度1,500メートルのところ (北緯32度36分16秒,東経129度43分15秒) ニ 1から180度1,000メートルのところ (北緯32度35分60秒,東経129度42分21秒) ホ 1から270度1,000メートルのところ (北緯32度36分32秒,東経129度41分43秒) へ 1から0度1,000メートルのところ (北緯32度37分5秒,東経129度42分21秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 たこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎榊島町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第37号	長崎県 長崎市 高島町 端島 中ノ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市高島町端島南端 (北緯32度37分32秒,東経129度44分12秒) 2 同市同町中ノ島南端 (北緯32度37分53秒,東経129度44分49秒) 3 同市同町中ノ島北端 (北緯32度38分11秒,東経129度44分48秒)	イ 1から270度500メートルのところ (北緯32度37分32秒,東経129度43分53秒) ロ 1から180度500メートルのところ (北緯32度37分16秒,東経129度44分12秒) ハ 2から90度500メートルのところ (北緯32度37分53秒,東経129度45分9秒) ニ 3から0度500メートルのところ (北緯32度38分27秒,東経129度44分48秒)	第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎榊島町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第39号	長崎県 長崎市 蚊焼町 晴海台町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市黒浜町と同市蚊焼町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度38分0秒,東経129度47分43秒) 2 同市晴海台町と同市大龍町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分59秒,東経129度49分2秒) 3 同市高島町小島岩頂上 (北緯32度40分2秒,東経129度45分4秒) 4 同市同町二子鼻南端 (北緯32度38分54秒,東経129度45分14秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から2,000メートルのところ (北緯32度38分26秒,東経129度46分32秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から3,000メートルのところ (北緯32度40分0秒,東経129度47分6秒)	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 まつのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 にし 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長崎市 蚊焼町 晴海台町 布巻町 平山台		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 78号	長崎県 長崎市 野母町 野母半島 (アジ曾根) 地先	次のイを中心とする半径 1,000メートルの円周によっ て囲まれた区域	1 長崎市野母町大立神灯台 (北緯32度34分1秒,東経129度44分25秒) 2 同市野母崎樺島町樺島灯台 (北緯32度32分57秒,東経129度46分31秒)	イ 1から217度の線と2から224度の線との 交点 (北緯32度21分23秒,東経129度33分18秒)	第3種 たい飼付	3/1~6/30	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	長崎市 黒浜町 以下宿町 高浜町 南越町 野母町 脇岬町 野母崎樺島町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区域	基点	点									
南共計第38号	長崎県 長崎市 高島町 高島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、5、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 長崎市高島町小島岩頂上 (北緯32度40分2秒,東経129度45分4秒) 2 同市同町カキ瀬西端 (北緯32度39分40秒,東経129度44分46秒) 3 同市同町二子鼻南端 (北緯32度38分54秒,東経129度45分14秒) 4 同市同町海水浴場護岸東端(港湾護岸堤北端) (北緯32度39分49秒,東経129度45分34秒) 5 同市同町高島港標識A号 (北緯32度39分37秒,東経129度45分23秒) 6 同市同町高島港標識B号 (北緯32度39分16秒,東経129度45分28秒)	イ 1から0度1,500メートルのところ (北緯32度40分50秒,東経129度45分5秒) ロ 4から90度1,000メートルのところ (北緯32度39分49秒,東経129度46分13秒) ハ 3から180度1,000メートルのところ (北緯32度38分22秒,東経129度45分14秒) ニ 2から270度2,000メートルのところ (北緯32度39分40秒,東経129度43分30秒) ホ 5から120度450メートルのところ (北緯32度39分30秒,東経129度45分38秒) ヘ 6から40度100メートルのところ (北緯32度39分19秒,東経129度45分30秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長崎市 高島町 高島			継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南共計第41号	長崎県 長崎市 香焼町 地先	次の1、2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、12の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市香焼町馬手ヶ浦複鼻護岸標識 (北緯32度42分10秒,東経129度48分59秒) 2 同市同町沖ノ岸台島北東端 (北緯32度42分13秒,東経129度48分54秒) 3 同市同町沖ノ岸台島西端 (北緯32度42分10秒,東経129度48分46秒) 4 同市同町雀島西端 (北緯32度41分42秒,東経129度47分33秒) 5 同市伊王島町沖ノ島船掛鼻東端 (北緯32度41分45秒,東経129度47分7秒) 6 同市香焼町辰ノ口湾南側突端標識 (北緯32度41分32秒,東経129度47分28秒) 7 同市伊王島町沖ノ島幸尻ノ鼻東端 (北緯32度41分32秒,東経129度47分8秒) 8 同市香焼町裸瀬頂上 (北緯32度40分28秒,東経129度47分20秒) 9 同市同町横島頂上 (北緯32度40分29秒,東経129度47分47秒) 10 同市同町竹崎鼻南端瀬標識(護岸南端角から北東護岸沿いに10メートルのところ) (北緯32度40分41秒,東経129度48分13秒) 11 同市同町梅ノ木鼻北東端 (北緯32度41分1秒,東経129度48分46秒) 12 長崎外港南側埋立地標識(長崎市香焼町岩崎鼻護岸付根標識から東方護岸沿いに271メートルのところ) (北緯32度41分11秒,東経129度49分2秒)	イ 2から5度30分140メートルのところ (北緯32度42分17秒,東経129度48分54秒) ロ 3から5度30分300メートルのところ (北緯32度42分19秒,東経129度48分47秒) ハ 3から5度30分800メートルのところ (北緯32度42分35秒,東経129度48分49秒) ニ 4から0度1,800メートルのところ (北緯32度42分40秒,東経129度47分33秒) ホ 4と5を結ぶ直線上の中央のところ (北緯32度41分43秒,東経129度47分20秒) ヘ 6と7を結ぶ直線上の中央のところ (北緯32度41分32秒,東経129度47分18秒) ト 8から270度500メートルのところ (北緯32度40分28秒,東経129度47分1秒) チ 9から180度500メートルのところ (北緯32度40分13秒,東経129度47分47秒) リ 10から93度710メートルのところ (北緯32度40分39秒,東経129度48分41秒) ヌ 11から90度250メートルのところ (北緯32度41分1秒,東経129度48分56秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うい 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長崎市 香焼町	1. 旧香焼港区(梅ノ木鼻と岩崎鼻を結ぶ線以西の区域)内及び伊王島灯台と香焼町陸の尾島灯台を結ぶ直線より以北の海面においては第2種共同漁業を営んではならない 2. 日本電信電話株式会社の敷設した海底線を中心として巾60メートルの区域において、同株式会社が行なう工事を拒み又は妨げてはならない 尚この区域においては、やす又はこれに類する漁具を用いて操業してはならない 3. 旧香焼港区(梅ノ木鼻と岩崎鼻を結ぶ線以西の区域)内においては船舶の航行又ははてい船を妨げてはならない	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区域	基点	点									
南共計第42号	長崎県 長崎市 伊王島町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市伊王島町外ノ平瀬頂上 (北緯32度41分43秒,東経129度45分17秒) 2 同市同町沖ノ島幸尻の鼻東端 (北緯32度41分32秒,東経129度47分8秒) 3 同市香焼町辰ノ口湾南側突端標識 (北緯32度41分32秒,東経129度47分28秒) 4 同市伊王島町沖ノ島舵掛鼻東端 (北緯32度41分45秒,東経129度47分7秒) 5 同市香焼町雀島西端 (北緯32度41分42秒,東経129度47分33秒) 6 同市伊王島町伊王島真鼻西端 (北緯32度42分55秒,東経129度45分36秒) 7 同市香焼町標瀬頂上 (北緯32度40分28秒,東経129度47分20秒)	イ 1から270度1,000メートルのところ (北緯32度41分43秒,東経129度44分39秒) ロ 7から270度500メートルのところ (北緯32度40分28秒,東経129度47分1秒) ハ 2と3を結んだ直線の中央のところ (北緯32度41分32秒,東経129度47分18秒) ニ 4と5を結んだ直線の中央のところ (北緯32度41分43秒,東経129度47分20秒) ホ 5から0度1,800メートルのところ (北緯32度42分40秒,東経129度47分33秒) ヘ 6から0度200メートルのところ (北緯32度43分1秒,東経129度45分36秒) ト 6から270度200メートルのところ (北緯32度42分55秒,東経129度45分29秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 かにかご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長崎市 伊王島町			継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第40号	長崎県 長崎市 深堀町 大籠町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市晴海台町と同市大籠町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分59秒,東経129度49分2秒) 2 同市高島町小島岩頂上 (北緯32度40分2秒,東経129度45分4秒) 3 同市香焼町横島頂上 (北緯32度40分29秒,東経129度47分47秒) 4 同市同町竹崎鼻南端瀬標識(護岸南端角から北東護岸沿いに10メートルのところ) (北緯32度40分41秒,東経129度48分13秒) 5 同市同町梅ノ木北東端 (北緯32度41分1秒,東経129度48分46秒) 6 長崎外港南側埋立地標識(長崎市香焼町岩崎鼻護岸付根標識から東方護岸沿いに271メートルのところ) (北緯32度41分11秒,東経129度49分2秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から3,000メートルのところ ロ 3から180度500メートルのところ ハ 4から93度710メートルのところ ニ 5から90度250メートルのところ (北緯32度41分1秒,東経129度48分56秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長崎市 深堀町 大籠町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第43号	長崎県 長崎市 神ノ島町 小瀬戸町 木鉢町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線、3、ニ、ホ、ヘ、ト、5の各点を順次結んだ各直線及び1から5、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市神ノ島町四郎ヶ島標識1号 (北緯32度43分3秒,東経129度49分5秒) 2 同市同町高鉾島西端 (北緯32度42分54秒,東経129度49分46秒) 3 同市同町同島東端 (北緯32度42分55秒,東経129度49分56秒) 4 同市木鉢町皇后島東端 (北緯32度43分16秒,東経129度50分14秒) 5 同市神ノ島町神ノ島船溜り南側防波堤標識 (北緯32度43分20秒,東経129度49分48秒)	イ 1から195度19メートルのところ (北緯32度43分3秒,東経129度49分5秒) ロ 1から165度30分56メートルのところ (北緯32度43分2秒,東経129度49分5秒) ハ 1から170度30分81メートルのところ (北緯32度43分1秒,東経129度49分5秒) ニ 3と4を結ぶ直線上3から580メートルのところ (北緯32度43分10秒,東経129度50分9秒) ホ 3から17度30分540メートルのところ (北緯32度43分12秒,東経129度50分2秒) ヘ 3から15度30分685メートルのところ (北緯32度43分16秒,東経129度50分3秒) ト 5から51度30分175メートルのところ (北緯32度43分24秒,東経129度49分54秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長崎市 神ノ島町 小瀬戸町 木鉢町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 44号	長崎県 長崎市 神ノ島町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ、リ、ヌ、5の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 長崎市神ノ島町四郎ヶ島標識2号(四郎ヶ島 標識1号から257度30分10メートルのところ) (北緯32度43分3秒,東経129度49分4秒) 2 同市同町中島南端 (北緯32度43分6秒,東経129度48分44秒) 3 同市同町松島南端 (北緯32度43分22秒,東経129度48分27秒) 4 同市同町神ノ島工業用地埋立地護岸標識 (同護岸北角より南方海岸沿いに317メートル のところ) (北緯32度43分52秒,東経129度49分31秒) 5 同市同町墓の下鼻北西端 (北緯32度43分15秒,東経129度49分9秒)	イ 1から195度14.5メートルのところ (北緯32度43分3秒,東経129度49分4秒)	第1種 てんぐさ	1/1~12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	長崎市 神ノ島町 小瀬戸町 木鉢町		継続	
				ロ 1から227度45分53メートルのところ (北緯32度43分2秒,東経129度49分3秒)	第1種 ひじき	〃						
				ハ 1から221度45分77メートルのところ (北緯32度43分1秒,東経129度49分2秒)	第1種 ひとえぐさ	〃						
				ニ 2から180度100メートルのところ (北緯32度43分3秒,東経129度48分44秒)	第1種 かのり	〃						
				ホ 3から270度500メートルのところ (北緯32度43分22秒,東経129度48分8秒)	第1種 わかめ	〃						
				ヘ 4から270度2,480メートルのところ (北緯32度43分52秒,東経129度47分56秒)	第1種 あさり	〃						
				ト 4から270度220メートルのところ (北緯32度43分52秒,東経129度49分22秒)	第1種 あわび	〃						
				チ 4から260度30分220メートルのところ (北緯32度43分51秒,東経129度49分23秒)	第1種 かき	〃						
				リ 5から357度515メートルのところ (北緯32度43分31秒,東経129度49分8秒)	第1種 さざえ	〃						
				ヌ 5から289度210メートルのところ (北緯32度43分17秒,東経129度49分1秒)	第1種 いせえび	〃						
					第1種 うに	〃						
					第1種 えむし	〃						
					第1種 たこ	〃						
					第1種 なまこ	〃						
					第2種 雑魚磯刺網	〃						
					第2種 雑魚小型定置	〃						
	第2種 雑魚かご	〃										

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 47号	長崎県 長崎市 永田町 下黒崎町 西出津町 東出津町 赤首町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 長崎市三重田町と同市永田町との最高高 潮時海岸線における境界 (北緯32度49分15秒,東経129度43分33秒) 2 同市赤首町と同市下大野町との最高高潮 時海岸線における境界 (北緯32度51分26秒,東経129度41分4秒)	イ 1から230度1,500メートルのところ (北緯32度48分44秒,東経129度42分49秒) ロ 2から260度2,350メートルのところ (北緯32度51分13秒,東経129度39分35秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 みのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	長崎市 永田町 上黒崎町 下黒崎町 西出津町 東出津町 新牧野町 赤首町 神浦扇山町 神浦北大中尾町 神浦上大中尾町 神浦下大中尾町 神浦丸尾町 神浦江川町 神浦上道徳町 神浦下道徳町 神浦口福町 神浦向町 神浦夏井町 上大野町 下大野町 池島町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 45号	長崎県 長崎市 大浜町 小浦町 福田本町 小江町 柿泊町 手熊町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、次の3、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域および7、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、8の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 長崎市神ノ島町神ノ島工業用地埋立地護岸北角 (北緯32度43分57秒,東経129度49分38秒) 2 同市同町神ノ島工業用地埋立地護岸標識(1より南方海岸沿いに317メートルのところ) (北緯32度43分52秒,東経129度49分31秒) 3 同市小江町水垂標識 (北緯32度45分8秒,東経129度48分40秒) 4 同市同町立目崎瀬東端 (北緯32度45分38秒,東経129度48分1秒) 5 同市同町立目崎標識 (北緯32度45分38秒,東経129度47分55秒) 6 同市手熊町と同市向町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度46分45秒,東経129度47分29秒) 7 同市福田本町標識A (北緯32度44分30秒,東経129度48分48秒) 8 同市同町標識B (北緯32度44分28秒,東経129度48分58秒)	イ 1から311度220メートルのところ (北緯32度44分2秒,東経129度49分31秒) ロ 2から270度205メートルのところ (北緯32度43分52秒,東経129度49分22秒) ハ 2から270度2,480メートルのところ (北緯32度43分52秒,東経129度47分56秒) ニ 6から230度1,500メートルのところ (北緯32度46分14秒,東経129度46分44秒) ホ 3から291度30分105メートルのところ (北緯32度45分10秒,東経129度48分36秒) ヘ 3から257度30分425メートルのところ (北緯32度45分5秒,東経129度48分24秒) ト 3から280度500メートルのところ (北緯32度45分11秒,東経129度48分21秒) チ 3から303度500メートルのところ (北緯32度45分17秒,東経129度48分23秒) リ 4から103度30分340メートルのところ (北緯32度45分35秒,東経129度48分14秒) ヌ 4から98度275メートルのところ (北緯32度45分37秒,東経129度48分11秒) ル 4から82度30分275メートルのところ (北緯32度45分39秒,東経129度48分11秒) ヲ 4から54度160メートルのところ (北緯32度45分41秒,東経129度48分6秒) ワ 4から118度30分75メートルのところ (北緯32度45分37秒,東経129度48分4秒) カ 4から136度30分195メートルのところ (北緯32度45分33秒,東経129度48分6秒) ヨ 5から145度240メートルのところ (北緯32度45分31秒,東経129度48分1秒) タ 7から200度30分162メートルのところ (北緯32度44分25秒,東経129度48分46秒) レ 7から172度451メートルのところ (北緯32度44分15秒,東経129度48分50秒) ソ 7から155度542メートルのところ (北緯32度44分14秒,東経129度48分57秒) ツ 7から145度536メートルのところ (北緯32度44分16秒,東経129度48分60秒) ネ 7から134度460メートルのところ (北緯32度44分20秒,東経129度49分1秒) ナ 7から129度478メートルのところ (北緯32度44分20秒,東経129度49分2秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚底刺網 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	長崎市 大浜町 小浦町 福田本町 小江町 柿泊町 手熊町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南共計第46号	長崎県 長崎市 式見町 向町 相川町 見崎町 多良町 京泊 三京町 三重町 畦町 榎山町 三重田町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 なお、三重川における河川との境界は立石橋下流端とする ただし、4、ニ、ホ、へ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 長崎市手熊町と同市向町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度46分45秒,東経129度47分29秒) 2 同市神楽島の西端穴の口長瀬標識 (北緯32度47分22秒,東経129度45分21秒) 3 同市永田町と同市三重田町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度49分15秒,東経129度43分33秒) 4 長崎市多良町沖平標識 (北緯32度48分25秒,東経129度46分12秒) 5 同市三京町初先鼻標識 (北緯32度49分10秒,東経129度45分18秒)	イ 1から230度1,500メートルのところ (北緯32度46分14秒,東経129度46分44秒) ロ 2から240度1,000メートルのところ (北緯32度47分6秒,東経129度44分48秒) ハ 3から230度1,500メートルのところ (北緯32度48分44秒,東経129度42分49秒) ニ 4から297度15分1,065メートルのところ (北緯32度48分41秒,東経129度45分36秒) ホ 4から294度30分1,460メートルのところ (北緯32度48分45秒,東経129度45分21秒) へ 5から150度505メートルのところ (北緯32度48分56秒,東経129度45分28秒)	第1種 おごのり 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 はまぐり 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚底刺網 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	長崎市 式見町 向町 相川町 見崎町 四杖町 園田町 京泊 畝刈町 三重町 松崎町 三重田町 榎山町 畦町 三京町 さくらの里 鳴見町 鳴見台1丁目 鳴見台2丁目 多良町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は 団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 49号	長崎県 西海市 大瀬戸町 雪浦小松郷 雪浦下郷 雪浦下釜郷 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 長崎市神浦口福町と西海市大瀬戸町雪浦 小松郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度53分45秒,東経129度40分9秒) 2 西海市大瀬戸町雪浦下釜郷と同市同町瀬 戸東浜郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度55分27秒,東経129度39分14秒) 3 同市同町瀬戸福島郷頭島頂上 (北緯32度54分50秒,東経129度38分18秒) 4 長崎市神浦口福町母子島北端 (北緯32度52分12秒,東経129度37分51秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から2,000メートルのこ ろ (北緯32度53分3秒,東経129度39分8秒) ロ 3から180度700メートルのところ (北緯32度54分27秒,東経129度38分17秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	西海市 大瀬戸町 雪浦下郷 雪浦上郷 雪浦河通郷 雪浦下釜郷 雪浦小松郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南共計第50号	長崎県 西海市 大瀬戸町 瀬戸東濱郷 瀬戸福島郷 瀬戸西濱郷 瀬戸椗浦郷 瀬戸板浦郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、8と9の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域及び10と11の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 西海市大瀬戸町雪浦下釜郷と同市同町瀬戸東濱郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度55分27秒,東経129度39分14秒) 2 同市同町瀬戸福島郷頭島頂上 (北緯32度54分50秒,東経129度38分18秒) 3 同市同町同郷立瀬頂上 (北緯32度55分28秒,東経129度37分59秒) 4 同市同町松島外郷ロワタシの鼻東端 (北緯32度55分37秒,東経129度37分33秒) 5 同市同町同郷五ヶ島北東端 (北緯32度56分3秒,東経129度37分35秒) 6 同市同町瀬戸福島郷臼瀬頂上 (北緯32度56分18秒,東経129度37分58秒) 7 同市同町鴨崎南西端 (北緯32度57分8秒,東経129度37分29秒) 8 同市同町瀬戸椗浦郷長浜神社鳥居前護岸標識(石油スタンド角) (北緯32度55分57秒,東経129度38分38秒) 9 同市同町瀬戸福島郷防波堤突端 (北緯32度55分53秒,東経129度38分37秒) 10 同市同町焼島東端 (北緯32度56分15秒,東経129度38分15秒) 11 同市同町焼島対岸標識B号 (北緯32度56分16秒,東経129度38分20秒)	イ 2から180度700メートルのところ (北緯32度54分27秒,東経129度38分17秒) ロ 3と4を結んだ直線の中央のところ (北緯32度55分32秒,東経129度37分46秒) ハ 5と6を結んだ直線の中央のところ (北緯32度56分10秒,東経129度37分46秒) ニ 7から270度800メートルのところ (北緯32度57分8秒,東経129度36分59秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 ばい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 瀬戸東濱郷 瀬戸西濱郷 瀬戸福島郷 瀬戸椗浦郷 瀬戸板浦郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第51号	長崎県 西海市 大瀬戸町 松島 地先	次の10、ラ、ワ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イ、ル、ヌ、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、11と12を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 西海市大瀬戸町鴨崎南西端 (北緯32度57分8秒,東経129度37分29秒) 2 同市同町松島内郷ピン島頂上 (北緯32度57分6秒,東経129度35分29秒) 3 同市同町松島外郷ツノ瀬頂上 (北緯32度56分16秒,東経129度35分6秒) 4 同市同町同郷広瀬南西端 (北緯32度54分58秒,東経129度36分38秒) 5 同市同町同郷ロワタシノ鼻東端 (北緯32度55分37秒,東経129度37分33秒) 6 同市同町瀬戸福島郷立瀬頂上 (北緯32度55分28秒,東経129度37分59秒) 7 同市同町松島外郷五ヶ島北東端 (北緯32度56分3秒,東経129度37分35秒) 8 同市同町瀬戸福島郷臼瀬頂上 (北緯32度56分18秒,東経129度37分58秒) 9 同市同町松島内郷丸子島突端(標柱No.1) (北緯32度56分35秒,東経129度36分38秒) 10 同市同町同郷ダンコノ浜突端(標柱No.2) (北緯32度56分49秒,東経129度35分54秒) 11 同市同町同郷日切浜消波堤北端 (北緯32度56分35秒,東経129度35分37秒) 12 同市同町同郷日切浜消波堤南端 (北緯32度56分19秒,東経129度35分35秒)	イ 1から270度800メートルのところ (北緯32度57分8秒,東経129度36分59秒) ロ 2から90度1,000メートルのところ (北緯32度57分6秒,東経129度36分8秒) ハ 2から0度1,000メートルのところ (北緯32度57分38秒,東経129度35分29秒) ニ 2から270度1,000メートルのところ (北緯32度57分6秒,東経129度34分51秒) ホ 3から270度500メートルのところ (北緯32度56分16秒,東経129度34分47秒) ヘ 4から180度700メートルのところ (北緯32度54分36秒,東経129度36分38秒) ト 4から135度700メートルのところ (北緯32度54分42秒,東経129度36分57秒) チ 5と6を結ぶ直線の中央のところ (北緯32度55分32秒,東経129度37分46秒) リ 7と8を結ぶ直線の中央のところ (北緯32度56分10秒,東経129度37分46秒) ヌ 9から350度400メートルのところ (北緯32度56分48秒,東経129度36分35秒) ル 2から90度1,300メートルのところ (北緯32度57分6秒,東経129度36分19秒) ラ 10から50度150メートルのところ (北緯32度56分52秒,東経129度35分58秒) ワ 10から25度250メートルのところ (北緯32度56分56秒,東経129度35分58秒)	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	西海市 大瀬戸町 松島内郷 松島外郷	1. 長崎市京泊、畝刈町、三重町、松崎町、三重田町、櫻山町、畦町、三京町、鳴見町、鳴見台1丁目、鳴見台2丁目、多以良町に住所を有する長崎市新三重漁業協同組合員のいせえび漁業(刺網を使用するものに限る)及び雑魚磯刺網漁業の入漁を拒んではならない	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南共計第52号	長崎県 西海市 大瀬戸町 多良外郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、5の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市大瀬戸町鴨崎南西端 (北緯32度57分8秒, 東経129度37分29秒) 2 同市同町松島内郷ピン島頂上 (北緯32度57分6秒, 東経129度35分29秒) 3 同市大瀬戸町と同市西海町との最高高潮時海岸線における境界(京崎橋の中間点) (北緯32度59分12秒, 東経129度39分7秒) 4 同市西海町七釜郷南串島南東端 (北緯32度59分14秒, 東経129度39分7秒) 5 同市同町同郷南串島頂上 (北緯32度59分47秒, 東経129度38分52秒) 6 同市同町同郷南串島北西端 (北緯33度0分35秒, 東経129度38分58秒) 7 同市同町兜瀬頂上 (北緯33度0分47秒, 東経129度37分50秒)	イ 1から270度800メートルのところ (北緯32度57分8秒, 東経129度36分59秒) ロ 2と6を結んだ直線上6から4,500メートルのところ (北緯32度58分43秒, 東経129度37分7秒) ハ 5と7を結んだ直線と2と6を結んだ直線とが交わるところ (北緯33度0分7秒, 東経129度38分30秒)	第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うい 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 多良外郷	1. 西海町七釜郷、中浦北郷、中浦南郷に住所を有する西海大崎漁業協同組合員の南串島西海岸への入漁を拒んではならない	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第53号	長崎県 西海市 西海町 七釜郷 中浦南郷 中浦北郷 地先	次の4、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、9の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市大瀬戸町松島内郷ピン島頂上 (北緯32度57分6秒,東経129度35分29秒) 2 同市同町と同市西海町との最高高潮時海岸線における境界(京崎橋の中間点) (北緯32度59分12秒,東経129度39分7秒) 3 同市西海町七釜郷南串島南東端 (北緯32度59分14秒,東経129度39分7秒) 4 同市同町同郷南串島頂上 (北緯32度59分47秒,東経129度38分52秒) 5 同市同町同郷南串島北西端 (北緯33度0分35秒,東経129度38分58秒) 6 同市同町兜瀬頂上 (北緯33度0分47秒,東経129度37分50秒) 7 同市大島町寺島赤崎 (北緯33度2分7秒,東経129度38分18秒) 8 同市同町中の島南西端 (北緯33度3分37秒,東経129度38分30秒) 9 同市西海町中浦北郷と同市同町太田和郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度2分22秒,東経129度39分33秒)	イ 1と5を結んだ直線と4と6を結んだ直線とが交わるところ (北緯33度0分7秒,東経129度38分30秒) ロ 6から270度300メートルのところ (北緯33度0分47秒,東経129度37分39秒) ハ 6から0度300メートルのところ (北緯33度0分56秒,東経129度37分50秒) ニ 7から90度500メートルのところ (北緯33度2分7秒,東経129度38分37秒) ホ 9と8を結ぶ直線上9から1,450メートルのところ (北緯33度3分1秒,東経129度39分1秒)	第1種 ひじき 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	西海市 西海町 七釜郷 中浦南郷 中浦北郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区域	基点	点									
南共計第54号	長崎県 西海市 西海市 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、8、リ、9の点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 西海市西海中浦北郷と同市同町太田和郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度2分22秒,東経129度39分33秒) 2 同市大島町中ノ島南西端 (北緯33度3分37秒,東経129度38分30秒) 3 同市同町端ノ島東端 (北緯33度3分37秒,東経129度38分52秒) 4 同市西海町面高郷曲り鼻 (北緯33度4分31秒,東経129度39分47秒) 5 同市同町同郷白瀬頂上 (北緯33度5分32秒,東経129度37分39秒) 6 佐世保市横ヶ浦町高後崎 (北緯33度6分5秒,東経129度39分59秒) 7 西海市西海町面高郷と同市同町横瀬郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度5分47秒,東経129度40分34秒) 8 同市同町太田和郷太田和港防波堤北側基部 (北緯33度2分38秒,東経129度39分34秒) 9 同市同町同郷海岸標識B号 (北緯33度2分25秒,東経129度39分34秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から1,450メートルのところ ロ 3から90度500メートルのところ (北緯33度3分37秒,東経129度39分12秒) ハ 4から270度1,200メートルのところ (北緯33度4分31秒,東経129度39分1秒) ニ 5から180度1,500メートルのところ (北緯33度4分44秒,東経129度37分39秒) ホ 5から270度1,500メートルのところ (北緯33度5分32秒,東経129度36分41秒) ヘ 5から0度1,500メートルのところ (北緯33度6分21秒,東経129度37分39秒) ト 6と5を結んだ直線上6から1,000メートルのところ (北緯33度5分56秒,東経129度39分22秒) チ 6と7を結んだ直線の中央のところ (北緯33度5分56秒,東経129度40分17秒) リ 8から260度250メートルのところ (北緯33度2分37秒,東経129度39分25秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 まてがい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご	1/1～12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷			継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南共計第55号	長崎県 西海市 大島町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、22、タ、レ、ソ、23の各点を順次結んだ各直線、16と17の点を結んだ直線、18と19の点を結んだ直線、20と21の点を結んだ直線及び各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 西海市西海町面高郷曲り鼻南端 (北緯33度4分31秒、東経129度39分47秒) 2 同市同町同郷白瀬頂上 (北緯33度5分32秒、東経129度37分39秒) 3 同市大島町片島北東端 (北緯33度3分55秒、東経129度34分17秒) 4 同市同町片島西端 (北緯33度3分52秒、東経129度33分58秒) 5 同市同町塩田境目岩 (北緯33度2分34秒、東経129度35分26秒) 6 同市同町中戸中戸電線槽 (北緯33度1分49秒、東経129度35分12秒) 7 同市同町中戸南西端 (北緯33度1分37秒、東経129度35分20秒) 8 同市同町中戸と同市同町始との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度1分38秒、東経129度35分32秒) 9 同市同町崎戸崎浦郷西中戸電線槽 (北緯33度1分44秒、東経129度35分4秒) 10 同市同町同郷東中戸東端 (北緯33度1分21秒、東経129度35分25秒) 11 同市西海町七釜郷兜瀬頂上 (北緯33度0分47秒、東経129度37分50秒) 12 同市大島町寺島赤崎東端 (北緯33度2分7秒、東経129度38分18秒) 13 同市西海町中浦北郷と同市同町太田和郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度2分22秒、東経129度39分33秒) 14 同市大島町中ノ島南西端 (北緯33度3分37秒、東経129度38分30秒) 15 同市同町端ノ島東端 (北緯33度3分37秒、東経129度38分52秒) 16 同市同町馬込標識A号 (北緯33度2分37秒、東経129度37分43秒) 17 同市同町馬込標識B号 (北緯33度2分34秒、東経129度37分46秒) 18 同市同町馬込標識C号 (北緯33度2分22秒、東経129度37分43秒) 19 同市同町馬込標識D号 (北緯33度2分17秒、東経129度37分40秒) 20 同市同町間瀬標識A号 (北緯33度2分8秒、東経129度37分33秒) 21 同市同町間瀬標識B号 (北緯33度2分6秒、東経129度37分32秒) 22 同市同町黒瀬下り松鼻東南標識 (北緯33度3分23秒、東経129度37分58秒) 23 同市同町ハチフリ標識 (北緯33度2分40秒、東経129度37分49秒)	イ 1から270度1,200メートルのところ (北緯33度4分31秒、東経129度39分1秒) ロ 2から180度1,500メートルのところ (北緯33度4分44秒、東経129度37分39秒) ハ 2から270度1,500メートルのところ (北緯33度5分32秒、東経129度36分41秒) ニ 3から0度1,500メートルのところ (北緯33度4分44秒、東経129度34分17秒) ホ 4から270度1,500メートルのところ (北緯33度3分52秒、東経129度33分0秒) ヘ 5から300度1,000メートルのところ (北緯33度2分51秒、東経129度34分52秒) ト 6と9を結んだ直線の中央点 (北緯33度1分46秒、東経129度35分8秒) チ 7から245度250メートルのところ (北緯33度1分34秒、東経129度35分11秒) リ 8と10を結ぶ直線上8から430メートルのところ (北緯33度1分25秒、東経129度35分27秒) ヌ 8から170度2,000メートルのところ (北緯33度0分34秒、東経129度35分45秒) ル 11から270度300メートルのところ (北緯33度0分47秒、東経129度37分39秒) ヲ 11から0度300メートルのところ (北緯33度0分56秒、東経129度37分50秒) ワ 12から90度500メートルのところ (北緯33度2分7秒、東経129度38分37秒) カ 13と14を結ぶ直線上13から1,450メートルのところ (北緯33度3分1秒、東経129度39分1秒) ヨ 15から90度500メートルのところ (北緯33度3分37秒、東経129度39分12秒) タ 22から190度30分342メートルのところ (北緯33度3分12秒、東経129度37分56秒) レ 22から146度30分800メートルのところ (北緯33度3分1秒、東経129度38分15秒) ソ 23から93度30分133メートルのところ (北緯33度2分39秒、東経129度37分54秒)	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 まてがい 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西海市 大島町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点	点									
南共計第56号	長崎県西海市 西海市 崎戸町 蛸浦郷 本郷 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、10と11を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 西海市崎戸町蛸浦郷西中戸電線槽 (北緯33度1分44秒,東経129度35分4秒) 2 同市同町同郷鶴崎 (北緯33度1分49秒,東経129度33分41秒) 3 同市同町御床島西端 (北緯33度0分35秒,東経129度32分8秒) 4 同市同町南芋島南端 (北緯32度59分35秒,東経129度33分17秒) 5 同市同町蛸浦郷東中戸東端 (北緯33度1分21秒,東経129度35分25秒) 6 同市大島町中戸と同市同町蛤との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度1分38秒,東経129度35分32秒) 7 同市同町中戸南西端 (北緯33度1分37秒,東経129度35分20秒) 8 同市同町中戸中戸電線槽 (北緯33度1分49秒,東経129度35分12秒) 9 同市同町塩田境目岩 (北緯33度2分34秒,東経129度35分26秒) 10 同市崎戸町蛸浦郷浅間神社前公有地護岸標識A(公有地護岸南端から北方海岸沿いに122.7メートルのところ) (北緯33度1分11秒,東経129度33分56秒) 11 同市同町餅子島貯炭場突端標識B (北緯33度1分9秒,東経129度34分11秒)	イ 1と8を結んだ直線の中央のところ (北緯33度1分46秒,東経129度35分8秒) ロ 9から300度1,000メートルのところ (北緯33度2分51秒,東経129度34分52秒) ハ 2から0度1,500メートルのところ (北緯33度2分38秒,東経129度33分41秒) ニ 3から270度1,500メートルのところ (北緯33度0分35秒,東経129度31分10秒) ホ 4から180度2,000メートルのところ (北緯32度58分30秒,東経129度33分16秒) ヘ 6から170度2,000メートルのところ (北緯33度0分34秒,東経129度35分45秒) ト 5と6を結ぶ直線上6から430メートルのところ (北緯33度1分25秒,東経129度35分27秒) チ 7から245度250メートルのところ (北緯33度1分34秒,東経129度35分11秒)	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 にな 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	西海市 崎戸町 蛸浦郷 本郷			継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 57号	長崎県 西海市 崎戸町 広曾根 地先	次のイの点を中心とする半 径1,500メートルの円周に よって囲まれた区域	1 西海市崎戸町蛸浦郷鶴崎 (北緯33度1分49秒,東経129度33分41秒)	イ 1から300度6,500メートルのところ (北緯33度3分35秒,東経129度30分4秒)	第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	西海市 崎戸町 蛸浦郷 本郷		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 58号	長崎県 西海市 崎戸町 大立島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各 直線と最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 西海市崎戸町江島色瀬北端 (北緯33度2分0秒,東経129度25分6秒) 2 同市同町江島小立島南端 (北緯33度0分13秒,東経129度27分3秒)	イ 1から0度1,000メートルのところ (北緯33度2分33秒,東経129度25分6秒) ロ 1から270度1,000メートルのところ (北緯33度2分0秒,東経129度24分28秒) ハ 2から180度1,000メートルのところ (北緯32度59分40秒,東経129度27分3秒) ニ 2から90度1,000メートルのところ (北緯33度0分13秒,東経129度27分42秒)	第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 ささえ 第1種 いせえび 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	西海市 崎戸町 江島		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点	点									
南共計第59号	長崎県 西海市 崎戸町 江島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市崎戸町江島金頭瀬標識 (北緯33度2分31秒,東経129度19分56秒) 2 同市同町江島魚瀬標識 (北緯33度1分56秒,東経129度18分49秒) 3 同市同町江島黒島南端 (北緯32度59分47秒,東経129度18分39秒) 4 同市同町江島三ツ瀬標識 (北緯32度58分2秒,東経129度20分36秒) 5 同市同町江島吉田鼻南東端 (北緯33度0分9秒,東経129度21分47秒) 6 同市同町江島竹ノ山北端 (北緯33度1分16秒,東経129度21分10秒)	イ 1から0度1,000メートルのところ (北緯33度3分4秒,東経129度19分56秒) ロ 2から270度1,000メートルのところ (北緯33度1分56秒,東経129度18分10秒) ハ 3から270度1,000メートルのところ (北緯32度59分47秒,東経129度18分1秒) ニ 4から180度1,000メートルのところ (北緯32度57分29秒,東経129度20分36秒) ホ 4から90度1,000メートルのところ (北緯32度58分2秒,東経129度21分14秒) ヘ 5から90度1,000メートルのところ (北緯33度0分9秒,東経129度22分26秒) ト 6から90度1,000メートルのところ (北緯33度1分16秒,東経129度21分48秒)	第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 まつのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 ささえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	西海市 崎戸町 江島			継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 60号	長崎県 西海市 崎戸町 平島沖合 西方イ 曾根 地先	次のイの点をを中心とする 半径1,000メートルの円周 によって囲まれた区域	1 西海市崎戸町平島名乗瀬頂上 (北緯32度58分54秒,東経129度13分36秒)	イ 1から118度4,000メートルのところ (北緯32度57分53秒,東経129度15分53秒)	第1種 いせえび 第2種 雑魚磯刺網	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	西海市 崎戸町 平島		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は 団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考	
		区 域	基 点	点									
南共計第 61号	長崎県 西海市 崎戸町 平島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ、トの各点を順次結んで イに至る各直線と最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 西海市崎戸町平島竜崎北端 (北緯33度1分16秒,東経129度15分37秒) 2 同市同町平島黒崎 (北緯33度1分24秒,東経129度14分50秒) 3 同市同町平島相崎の鼻西端 (北緯33度0分3秒,東経129度13分18秒) 4 同市同町平島名乗瀬頂上 (北緯32度58分54秒,東経129度13分36秒) 5 同市同町平島元ノ瀬頂上 (北緯33度0分4秒,東経129度15分32秒)	イ 1から0度1,000メートルのところ (北緯33度1分48秒,東経129度15分37秒) ロ 2から0度1,000メートルのところ (北緯33度1分56秒,東経129度14分50秒) ハ 3から285度1,100メートルのところ (北緯33度0分13秒,東経129度12分37秒) ニ 4から270度2,500メートルのところ (北緯32度58分53秒,東経129度12分0秒) ホ 4から180度3,000メートルのところ (北緯32度57分16秒,東経129度13分37秒) へ 5から90度1,000メートルのところ (北緯33度0分4秒,東経129度16分11秒) ト 1から90度1,000メートルのところ (北緯33度1分16秒,東経129度16分16秒)	第1種 あおのり 第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 まつのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 いせえび 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 きびな固定式刺網 第2種 雑魚かご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	西海市 崎戸町 平島			継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第62号	長崎県 西海市 西海町 横瀬郷 水浦郷 丹納郷 川内郷 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、15の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西海町高瀬郷と同市同町横瀬郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度5分47秒,東経129度40分34秒) 2 佐世保市榎ヶ浦町高後崎 (北緯33度6分5秒,東経129度39分59秒) 3 西海市西海町横瀬郷寄船鼻北東端 (北緯33度5分59秒,東経129度40分46秒) 4 佐世保市榎ヶ浦町大久保南端 (北緯33度6分50秒,東経129度40分47秒) 5 西海市西海町横瀬郷丸崎鼻 (北緯33度5分17秒,東経129度42分37秒) 6 佐世保市庵の浦町庵浦標識第2号 (北緯33度6分57秒,東経129度42分42秒) 7 同市針尾西町口木鼻の西端 (北緯33度5分60秒,東経129度43分44秒) 8 西海市西海町水の浦郷一本松鼻 (北緯33度4分32秒,東経129度43分46秒) 9 佐世保市針尾西町20番地西端 (北緯33度4分48秒,東経129度44分20秒) 10 西海市西海町水浦郷水浦鼻東端 (北緯33度3分51秒,東経129度44分14秒) 11 佐世保市針尾中町コロビ石カゴ岩西端 (北緯33度3分57秒,東経129度44分31秒) 12 西海市西彼町伊ノ浦郷大塔鼻先端 (北緯33度3分29秒,東経129度44分24秒) 13 同市西海町丹納郷浄土島東端 (北緯33度3分20秒,東経129度43分59秒) 14 同市同町川内郷管根崎 (北緯33度3分4秒,東経129度43分51秒) 15 同市西彼町と同市西海町との最高高潮時海岸線における境界(木場川橋の中央) (北緯33度2分48秒,東経129度43分34秒)	イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度5分56秒,東経129度40分17秒) ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度6分25秒,東経129度40分46秒) ハ 5と6を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度6分7秒,東経129度42分40秒) ニ 5と7を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度5分39秒,東経129度43分11秒) ホ 8と9を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度4分40秒,東経129度44分3秒) ヘ 10と11を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度3分54秒,東経129度44分23秒) ト 10と12を結ぶ直線上12から300メートルのところ (北緯33度3分38秒,東経129度44分20秒) チ 13から110度120メートルのところ (北緯33度3分19秒,東経129度44分4秒) リ 14から90度185メートルのところ (北緯33度3分4秒,東経129度43分58秒) ヌ 14から140度180メートルのところ (北緯33度2分59秒,東経129度43分56秒)	第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 まてがい 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚建干網 第2種 雑魚四手網 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご 第3種 ほら飼付 第3種 いわし地びき網 第3種 たい船びき網	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	西海市 西海町 横瀬郷 水浦郷 丹納郷 川内郷 太田原郷 木場郷	1. 西海市西海町横瀬郷寄船鼻北東端と佐世保市針尾西町口木鼻の西端を結ぶ直線以北の海域においては第2種、第3種共同漁業を営んではならない	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点	点									
南共計第65号	長崎県諫早市多良見町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西彼杵郡長与町と諫早市多良見町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度52分16秒,東経129度53分25秒) 2 諫早市多良見町二見瀬鼻北端 (北緯32度52分48秒,東経129度53分49秒) 3 同市同町竹島東端 (北緯32度52分14秒,東経129度56分19秒) 4 同市同町カサセ鼻東端 (北緯32度51分48秒,東経129度57分6秒) 5 大村市西部町ソネの崎 (北緯32度52分32秒,東経129度57分48秒) 6 諫早市多良見町シーサイドタウン埋立地北側護岸標識(シーサイドタウン埋立地北東端から西方海岸沿いに37メートルのところ) (北緯32度50分31秒,東経129度59分38秒) 7 大村市溝陸町先網代シッカ鼻標識 (北緯32度50分55秒,東経129度59分40秒)	イ 2から0度1,000メートルのところ (北緯32度53分21秒,東経129度53分49秒) ロ 3から0度250メートルのところ (北緯32度52分22秒,東経129度56分19秒) ハ 3から0度700メートルのところ (北緯32度52分36秒,東経129度56分19秒) ニ 4と5を結ぶ直線の中央のところ (北緯32度52分10秒,東経129度57分27秒) ホ 6と7を結ぶ直線上の6から120メートルのところ (北緯32度50分35秒,東経129度59分38秒)	第1種 あおのり 第1種 おごのり 第1種 てんぐさ 第1種 もずく 第1種 あさり 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご 第2種 うなぎかご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	諫早市多良見町			継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第70号	長崎県東彼杵郡東彼杵町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 大村市松原2丁目と同市武留路町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度59分8秒,東経129度57分1秒) 2 東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷名切川北岸突端 (北緯33度1分40秒,東経129度55分44秒) 3 同郡同町蔵本郷字妙見立神鼻標識 (北緯33度2分29秒,東経129度54分14秒) 4 同郡同町と同郡川棚町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度3分51秒,東経129度52分38秒)	イ 1から270度2,000メートルのところ (北緯32度59分8秒,東経129度55分44秒) ロ 2から225度2,000メートルのところ (北緯33度0分54秒,東経129度54分49秒) ハ 3から225度2,000メートルのところ (北緯33度1分43秒,東経129度53分19秒) ニ 4から180度1,500メートルのところ (北緯33度3分2秒,東経129度52分37秒)	第1種 あおのり 第1種 もずく 第1種 あこやがい 第1種 さざえ 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご	1/1~12/31 " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	東彼杵郡東彼杵町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点	点									
南共計第71号	長崎県東彼杵郡川棚町地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、4、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線、6、ヘ、ト、7の各点を順次結んだ各直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた2区域を除く	1 東彼杵郡東彼杵町と同郡川棚町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度3分51秒,東経129度52分38秒) 2 同郡川棚町大崎鼻標識 (北緯33度2分9秒,東経129度49分28秒) 3 同郡同町梅ヶ崎突端 (北緯33度4分2秒,東経129度48分14秒) 4 同郡同町川棚港東突堤標識(丸防波堤付根) (北緯33度3分48秒,東経129度52分25秒) 5 同郡同町川棚港西岸突堤付根 (北緯33度3分48秒,東経129度52分16秒) 6 同郡同町川棚川河口東岸突堤南端 (北緯33度3分46秒,東経129度51分47秒) 7 同郡同町川棚川河口西岸突端 (北緯33度3分46秒,東経129度51分43秒)	イ 1から180度1,500メートルのところ (北緯33度3分2秒,東経129度52分37秒) ロ 2から180度1,100メートルのところ (北緯33度1分33秒,東経129度49分28秒) ハ 3から187度2,181メートルのところ (北緯33度2分52秒,東経129度48分4秒) ニ 4から208度30分150メートルのところ (北緯33度3分44秒,東経129度52分22秒) ホ 5から194度30分100メートルのところ (北緯33度3分45秒,東経129度52分15秒) ヘ 6から203度30分100メートルのところ (北緯33度3分43秒,東経129度51分46秒) ト 7から203度30分100メートルのところ (北緯33度3分43秒,東経129度51分42秒)	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 てんぐさ 第1種 もずく 第1種 あこやがい 第1種 あさり 第1種 さざえ 第1種 へびがい 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご 第3種 ほら飼付	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	東彼杵郡川棚町			継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考																																																																		
		区 域	基 点	点																																																																										
南共計第67号	長崎県 大村市 水主町 杭出津1丁目 松山町 森園町 箕島町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、4の各点を順次結んだ各直線、7、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、10の各点を順次結んだ各直線、及び1から10、4から7に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、12と13の点を結んだ直線、14と15の点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに5と6を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 大村市タンタン川河口南岸埋立地標識(タンタン川河口南岸埋立地西から15.6メートルのところ)	イ 1から225度1.640メートルのところ (北緯32度53分42秒,東経129度56分32秒)	第1種 あおのり	1/1~12/31	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	大村市 杭出津1~3丁目 松山町 森園町 今津町 富の原1・2丁目 黒丸町 沖田町 寿古町 松原本町 松原1・2丁目		継続																																																																			
			ロ 2から270度1,500メートルのところ (北緯32度54分19秒,東経129度57分17秒)	ロ 2から270度1,500メートルのところ (北緯32度54分12秒,東経129度54分10秒)	第1種 いぎす	1/1	1/1						第1種 おおむかでのり	1/1	1/1	第1種 おこのり	1/1	1/1	第1種 てんぐさ	1/1	1/1	第1種 もずく	1/1	1/1	第1種 あこやがい	1/1	1/1	第1種 あさり	1/1	1/1	第1種 かき	1/1	1/1	第1種 さざえ	1/1	1/1	第1種 にし	1/1	1/1	第1種 ばかがい	1/1	1/1	第1種 はまぐり	1/1	1/1	第1種 ふねがい	1/1	1/1	第1種 うに	1/1	1/1	第1種 えむし	1/1	1/1	第1種 たこ	1/1	1/1	第1種 なまこ	1/1	1/1	第2種 雑魚磯刺網	1/1	1/1	第2種 雑魚小型定置	1/1	1/1	第2種 雑魚かご	1/1	1/1	第2種 かにかご	1/1	1/1	第2種 いかかご	1/1	1/1	第2種 あなごかご	1/1	1/1

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南共計第68号	長崎県大村市今津町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 大村市今津町海上自衛隊航空機滑り台北側付根 (北緯32度55分28秒,東経129度55分54秒) 2 同市同町大村航空隊ポンド北側防波堤標識 (北緯32度55分18秒,東経129度55分56秒)	イ 1から271度195メートルのところ (北緯32度55分28秒,東経129度55分47秒) ロ 1から246度500メートルのところ (北緯32度55分22秒,東経129度55分37秒) ハ 1から294度3,270メートルのところ (北緯32度56分12秒,東経129度53分60秒) ニ 1から286度20分3,165メートルのところ (北緯32度55分57秒,東経129度53分57秒) ホ 1から212度830メートルのところ (北緯32度55分5秒,東経129度55分37秒)	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 おおむかでのり 第1種 おごのり 第1種 てんぐさ 第1種 もずく 第1種 あこやがい 第1種 あさり 第1種 さざえ 第1種 にし 第1種 ばかがい 第1種 はまぐり 第1種 ふねがい 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご 第2種 かにかご 第2種 いかかご 第2種 あなごかご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大村市 杭出津1~3丁目 松山町 森園町 今津町 富の原1・2丁目 黒丸町 沖田町 寿古町 松原本町 松原1・2丁目	1. 海上自衛隊大村航空隊の訓練のため1週間に6日間は操業してはならない ただし大村航空隊が訓練に支障のない範囲においての操業の同意をなしたる場合はこの限りではない	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区域	基点	点									
南共計第74号	長崎県 佐世保市 有福町 地先	次の1とイの点を結ぶ直線、イからロに至る牛の浦の中央線、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ各直線、へからトに至る早岐瀬戸の中央線、トと12の点を結ぶ直線、13とチの点を結ぶ直線、チからリに至る早岐瀬戸の中央線、リと17の点を結ぶ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、18、又、19の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 佐世保市針尾北町と同市江上町との牛の浦の最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度6分50秒,東経129度45分38秒) 2 同市江上町福荷崎 (北緯33度6分58秒,東経129度45分31秒) 3 同市有福町牛の浦焼崎鼻西端 (北緯33度7分29秒,東経129度45分28秒) 4 同市針尾北町大崎鼻ツツミ岩鼻 (北緯33度7分26秒,東経129度45分7秒) 5 同市有福町安久の浦焼崎北端 (北緯33度7分41秒,東経129度45分29秒) 6 同市東浜町東高島南端 (北緯33度7分53秒,東経129度45分9秒) 7 同市有福町網代鼻 (北緯33度8分5秒,東経129度45分30秒) 8 同市東浜町東高島東端 (北緯33度8分1秒,東経129度45分18秒) 9 同市白岳町金山崎南西端 (北緯33度8分30秒,東経129度45分17秒) 10 同市大塔町佐世保市東部クリーンセンター護岸標識 (北緯33度8分36秒,東経129度46分43秒) 11 同市有福町佐世保市犬管理所護岸標識 (北緯33度8分29秒,東経129度46分42秒) 12 同市大塔町大塔埋立地護岸標識B号(13より西方海岸沿いに95メートルのところ) (北緯33度8分37秒,東経129度46分55秒) 13 同市大塔町大塔埋立地護岸標識A号(大塔埋立地護岸南東角より西方海岸沿いに30メートルのところ) (北緯33度8分37秒,東経129度46分58秒) 14 同市勝海町220番地護岸標識 (北緯33度8分26秒,東経129度47分11秒) 15 同市有福町草深の口1715番地護岸標識 (北緯33度8分25秒,東経129度47分10秒) 16 同市早岐勝磯の付根 (北緯33度8分20秒,東経129度47分17秒) 17 16から270度の直線と対岸の最高高潮時海岸線とが交わる場所 (北緯33度8分20秒,東経129度47分14秒) 18 佐世保市有福町鉾島立標A (北緯33度8分17秒,東経129度45分42秒) 19 同市同町網代立標B (北緯33度8分15秒,東経129度45分39秒)	イ 2から187度の線上2と対岸との中央のところ (北緯33度6分54秒,東経129度45分31秒) ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度7分28秒,東経129度45分18秒) ハ 6から168度270メートルのところ (北緯33度7分44秒,東経129度45分11秒) ニ 5と6を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度7分47秒,東経129度45分19秒) ホ 7と8を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度8分3秒,東経129度45分24秒) ヘ 7と9を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度8分17秒,東経129度45分23秒) ト 10と11を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度8分32秒,東経129度46分42秒) チ 14と15を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度8分26秒,東経129度47分11秒) リ 16と17を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度8分20秒,東経129度47分16秒) 又 18から307度30分60メートルのところ (北緯33度8分18秒,東経129度45分40秒)	第1種 第1種 第1種 第1種 第1種 第1種 第2種 第2種 第2種 第2種	もずく わかめ あさり にし えむし たこ なまこ 雑魚磯刺網 雑魚底刺網 雑魚かご あなごかご	1/1~12/31 " " " " " " " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	佐世保市 宮津町 南風崎町 長畑町 江上町 指方町 有福町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は 団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区域	基点	点								
南共計第 73号	長崎県 佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、16、ヌ、ル、ワ、カ、ヨの各点を順次結んだ各直線、ヨからタに至る伊の浦瀬戸の中央線、タ、レ、ソ、ノ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ツ、ノの各点を順次結んだ各直線、ノからオに至る牛の浦の中央線、オと39の点を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、40、ク、41の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 佐世保市江上町と針尾東町との江上浦の最高高潮時海岸線における境界(北緯33度6分2秒,東経129度46分7秒)	イ 2から270度の直線と最高高潮時海岸線における対岸との中央のところ(北緯33度5分30秒,東経129度45分48秒)	第1種 いぎす	1/1~12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町		継続	
			2 同市江上町小島西端(北緯33度5分30秒,東経129度45分50秒)	ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度5分21秒,東経129度45分50秒)	第1種 もずく	”						
			3 同市針尾東町枝鼻標識(北緯33度5分23秒,東経129度45分46秒)	ハ 5と6を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度4分50秒,東経129度45分38秒)	第1種 わかめ	”						
			4 同市江上町松ヶ崎標識(北緯33度5分19秒,東経129度45分55秒)	ニ 7と8を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度4分33秒,東経129度45分58秒)	第1種 あさり	”						
			5 同市針尾東町勝負越の鼻標識(北緯33度4分49秒,東経129度45分34秒)	ホ 9から180度127メートルのところ(北緯33度4分30秒,東経129度46分11秒)	第1種 さざえ	”						
			6 同市江上町千鳥瀬エビス鼻標識(北緯33度4分51秒,東経129度45分42秒)	ヘ 10と11を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度4分30秒,東経129度46分23秒)	第1種 まてがい	”						
			7 同市針尾東町高畑北東端(北緯33度4分29秒,東経129度45分57秒)	ト 12から260度273メートルのところ(北緯33度4分14秒,東経129度46分31秒)	第1種 うに	”						
			8 同市江上町江上浦安崎鼻先端標識(北緯33度4分36秒,東経129度45分58秒)	チ 12と13を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度4分7秒,東経129度46分42秒)	第1種 えむし	”						
			9 同市同町兎島南端(北緯33度4分34秒,東経129度46分11秒)	リ 13と14を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度4分1秒,東経129度46分49秒)	第1種 たこ	”						
			10 同市針尾東町焼山東鼻先端標識(北緯33度4分25秒,東経129度46分18秒)	又 15と16を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度3分51秒,東経129度46分58秒)	第1種 なまこ	”						
			11 同市江上町江上浦三重先端標識(北緯33度4分34秒,東経129度46分28秒)	ル 17から219度85メートルのところ(北緯33度3分34秒,東経129度47分4秒)	第2種 雑魚磯刺網	”						
			12 同市同町大島丸崎鼻先端標識(北緯33度4分16秒,東経129度46分42秒)	ヲ 17から219度500メートルのところ(北緯33度3分24秒,東経129度46分54秒)	第2種 雑魚小型定置	”						
			13 同市針尾東町トビの巣先端標識(北緯33度3分59秒,東経129度46分42秒)	ワ 17から187度1.272メートルのところ(北緯33度2分56秒,東経129度47分0秒)	第2種 雑魚建干網	”						
			14 同市江上町大島イカス鼻先端標識(北緯33度4分2秒,東経129度46分57秒)	カ 18と19を結ぶ直線上18から500メートルのところ(北緯33度2分47秒,東経129度46分3秒)	第2種 しらうお四手網	3/1~4/30						
			15 同市針尾東町釜崎先端標識(北緯33度3分44秒,東経129度46分53秒)	ヨ 20と21を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度2分59秒,東経129度45分47秒)	第2種 雑魚かご	1/1~12/31						
			16 同市江上町大島赤鼻先端標識(北緯33度3分58秒,東経129度47分3秒)	タ 22と23を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度3分35秒,東経129度44分29秒)	第2種 かにかご	”						
			17 同市同町横島西端(北緯33度3分37秒,東経129度47分6秒)	レ 23と25を結ぶ直線上23から300メートルのところ(北緯33度3分38秒,東経129度44分20秒)	第2種 いかかご	”						
			18 同市針尾東町明星ノ鼻先端標識(北緯33度3分33秒,東経129度46分5秒)	ロ 24と25を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度3分54秒,東経129度44分23秒)	第2種 あなごかご	”						
			19 西海市西彼町白崎郷母衣崎先端標識(北緯33度1分19秒,東経129度45分50秒)	ソ 26と27を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度4分40秒,東経129度44分3秒)	第3種 雑魚船びき網	”						
			20 佐世保市針尾東町平ノ瀬鼻標識(北緯33度3分1秒,東経129度45分51秒)	ネ 28と29を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度5分39秒,東経129度43分11秒)								
			21 西海市西彼町小迎郷魚釣崎標識(北緯33度2分56秒,東経129度45分44秒)	ナ 30から315度500メートルのところ(北緯33度6分24秒,東経129度43分39秒)								
			22 佐世保市針尾中町赤崎南西端(北緯33度3分41秒,東経129度44分34秒)	ラ 31と32を結ぶ直線上32から630メートルのところ(北緯33度7分23秒,東経129度44分27秒)								
			23 西海市西彼町伊の浦郷大塔鼻先端標識(北緯33度3分29秒,東経129度44分24秒)	ム 33と34を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度7分43秒,東経129度44分39秒)								
			24 佐世保市針尾中町コビ石カンゴ岩西端(北緯33度3分57秒,東経129度44分31秒)	ウ 33と35を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度7分42秒,東経129度44分59秒)								
			25 西海市西海町水ノ浦郷水ノ浦鼻東端(北緯33度3分51秒,東経129度44分14秒)	キ 35から168度270メートルのところ(北緯33度7分44秒,東経129度45分11秒)								
			26 佐世保市針尾西町20番地西端標識(北緯33度4分48秒,東経129度44分20秒)	ノ 36と37を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度7分28秒,東経129度45分18秒)								
			27 西海市西海町水ノ浦郷一本松鼻標識(北緯33度4分32秒,東経129度43分46秒)	オ 38から187度の直線と最高高潮時海岸線における対岸との中央のところ(北緯33度6分54秒,東経129度45分31秒)								
			28 佐世保市針尾西町口木鼻西端(北緯33度5分60秒,東経129度43分44秒)	ク 41から351度394メートルのところ(北緯33度6分10秒,東経129度44分49秒)								
			29 西海市西海町横瀬郷丸崎鼻北東端(北緯33度5分17秒,東経129度42分37秒)									
			30 佐世保市針尾西町口木鼻北端(北緯33度6分12秒,東経129度43分53秒)									
			31 同市針尾北町カマス崎角標識(北緯33度7分17秒,東経129度44分37秒)									
			32 同市崎辺町久木島百間鼻南端(北緯33度7分33秒,東経129度44分7秒)									
			33 同市針尾北町大崎鼻北端標識(北緯33度7分31秒,東経129度44分48秒)									
			34 同市東浜町白崎鼻先端標識(北緯33度7分55秒,東経129度44分30秒)									
			35 同市同町高島南端(北緯33度7分53秒,東経129度45分9秒)									
			36 同市針尾北町大崎鼻ツツミ岩鼻標識(北緯33度7分26秒,東経129度45分7秒)									
			37 同市有福町牛の浦焼崎鼻西端(北緯33度7分29秒,東経129度45分28秒)									
			38 同市江上町福荷崎標識(北緯33度6分58秒,東経129度45分31秒)									
			39 同市針尾北町と針尾江上町との牛の浦の最高高潮時海岸線における境界(北緯33度6分50秒,東経129度45分38秒)									
			40 同市同町289番地先標柱(北緯33度6分11秒,東経129度45分9秒)									
			41 同市同町982番地先標柱(北緯33度5分57秒,東経129度44分52秒)									

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第75号	長崎県佐世保市白岳町東浜町天神町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んだ各直線、トからチに至る早岐瀬戸の中央線、チと12の点を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 なお、日字川における河川との境界は白岳橋下流端とする ただし、1、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、13の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 佐世保市崎辺町久木島百間鼻南端 (北緯33度7分33秒、東経129度44分7秒) 2 同市針尾北町カマス崎標識 (北緯33度7分17秒、東経129度44分37秒) 3 同市東浜町白崎鼻標識 (北緯33度7分55秒、東経129度44分30秒) 4 同市針尾北町大崎鼻北端標識 (北緯33度7分31秒、東経129度44分48秒) 5 同市東浜町東高島南端 (北緯33度7分53秒、東経129度45分9秒) 6 同市有福町安久の浦焼崎北端 (北緯33度7分41秒、東経129度45分29秒) 7 同市東浜町東高島東端 (北緯33度8分1秒、東経129度45分18秒) 8 同市有福町網代鼻西端標識 (北緯33度8分5秒、東経129度45分30秒) 9 同市白岳町金山南西端 (北緯33度8分30秒、東経129度45分17秒) 10 同市大塔町佐世保市東部クリーンセンター護岸標識 (北緯33度8分36秒、東経129度46分43秒) 11 同市有福町佐世保市犬管理所護岸標識 (北緯33度8分29秒、東経129度46分42秒) 12 同市大塔町大塔埋立地護岸標識B号(同埋立地護岸南東角より西方海岸沿いに125メートルのところ) (北緯33度8分37秒、東経129度46分55秒) 13 同市東浜町白崎鼻南端標識 (北緯33度7分56秒、東経129度44分24秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から630メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ ハ 4と5を結ぶ直線の中央のところ ニ 5から168度270メートルのところ ホ 5と6を結ぶ直線の中央のところ ヘ 8と7を結ぶ直線の中央のところ ト 8と9を結ぶ直線の中央のところ チ 10と11を結ぶ直線の中央のところ リ 1と2を結ぶ直線上1から196メートルのところ ヌ 1から117度200メートルのところ ル 1から14度45分185メートルのところ ヲ 1から36度30分304メートルのところ ワ 13から260度30分570メートルのところ カ 13から278度15分390メートルのところ キ 13から278度15分390メートルのところ ク 13から278度15分390メートルのところ コ 13から278度15分390メートルのところ カ 13から278度15分390メートルのところ キ 13から278度15分390メートルのところ ク 13から278度15分390メートルのところ コ 13から278度15分390メートルのところ カ 13から278度15分390メートルのところ キ 13から278度15分390メートルのところ ク 13から278度15分390メートルのところ コ 13から278度15分390メートルのところ	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 おごのり 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あかがい 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 はまぐり 第1種 まてがい 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご 第3種 いか船びき網	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐世保市白岳町東浜町天神町庵ノ浦町野崎町俄ヶ浦町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第76号	長崎県佐世保市大塔町勝海町地先	次の1とイを結んだ直線、イからロに至る早岐瀬戸の中央線、ロと4の点を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市大塔町大塔埋立地護岸標識A号(大塔埋立地護岸南東角より西方海岸沿いに30メートルのところ)(北緯33度8分37秒,東経129度46分58秒) 2 同市勝海町220番地護岸標識(北緯33度8分26秒,東経129度47分11秒) 3 同市有福町草深の口1715番地護岸標識(北緯33度8分25秒,東経129度47分10秒) 4 同市早岐勝磯の付根(北緯33度8分20秒,東経129度47分17秒) 5 4から270度の直線と対岸の最高高潮時海岸線とが交わる場所(北緯33度8分20秒,東経129度47分14秒)	イ 2と3を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度8分26秒,東経129度47分11秒) ロ 4と5を結ぶ直線の中央のところ(北緯33度8分20秒,東経129度47分16秒)	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 おごのり 第1種 もずく 第1種 あかがい 第1種 あさり 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 はまぐり 第1種 まてがい 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご	1/1~12/31 "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	佐世保市 白岳町 東浜町 天神町 庵ノ浦町 野崎町 俄ヶ浦町		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は 団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南共計第 77号	長崎県 佐世保市 庵ノ浦町 野崎町 俵ヶ浦町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、5の各 点を順次結んだ各直線と 最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 佐世保市庵ノ浦町庵崎標識第2号 (北緯33度6分57秒,東経129度42分42秒) 2 西海市西海町横瀬郷丸崎鼻 (北緯33度5分17秒,東経129度42分37秒) 3 佐世保市俵ヶ浦町大久保南端 (北緯33度6分50秒,東経129度40分47秒) 4 西海市西海町横瀬郷寄船鼻東端 (北緯33度5分59秒,東経129度40分46秒) 5 佐世保市俵ヶ浦町高後崎 (北緯33度6分5秒,東経129度39分59秒) 6 西海市西海町面高郷と同市同町横瀬郷と の最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度5分47秒,東経129度40分34秒)	イ 1と2を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度6分7秒,東経129度42分40秒) ロ 3と4を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度6分25秒,東経129度40分46秒) ハ 5と6を結ぶ直線の中央のところ (北緯33度5分56秒,東経129度40分17秒)	第1種 あおのり 第1種 いぎす 第1種 おごのり 第1種 ひじき 第1種 もずく 第1種 わかめ 第1種 あかがい 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 はまぐり 第1種 まてがい 第1種 いせえび 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご 第2種 いかかご 第3種 いか船びき網	1/1~12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	佐世保市 白岳町 東浜町 天神町 庵ノ浦町 野崎町 俵ヶ浦町	1. 佐世保市俵ヶ浦町高後崎と佐世保市庵ノ浦町庵崎 標識第2号を結んだ直線以南の海域においては、第2 種及び第3種共同漁業を営んではならない	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南共計第79号	長崎県雲仙市国見町から南島原市布津町までの地先	次の3、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 なお、水無川における河川との境界は13と14を結んだ直線とする ただし、7、ト、チ、8の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域および9、リ、10の各点を順次結んだ各直線、10から11に至る防波堤、11と12を結ぶ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 諫早市小長井町遠竹字釜清水国道207号線護岸の長崎、佐賀両県漁場基点標識(北緯32度57分23秒,東経130度12分13秒) 2 佐賀県藤津郡太良町大字大浦牟田向山の長崎、佐賀両県漁場基点標識(北緯32度57分27秒,東経130度12分15秒) 3 雲仙市国見町土黒多比良港廃棄物処理埋立護岸標識(埋立護岸北西角から東側護岸沿いに452メートルのところ)(北緯32度52分48秒,東経130度18分7秒) 4 同市同町土黒甲多比良新港沖防波堤標識(同防波堤外側付根から同防波堤沿いに180メートルのところ)(北緯32度52分40秒,東経130度18分33秒) 5 島原市島原灯台(北緯32度46分47秒,東経130度22分54秒) 6 南島原市布津町大崎名大崎鼻東端(北緯32度41分42秒,東経130度21分27秒) 7 島原市大手原町大手原下標識(北緯32度48分56秒,東経130度21分28秒) 8 同市大手原町と同市前浜との最高高潮時海岸線における境界(北緯32度48分39秒,東経130度21分37秒) 9 同市新港観音島標識(島原港マイナス5メートル岸壁北側基部より半径60メートルの円が観音島海岸と交わる場所)(北緯32度46分10秒,東経130度22分23秒) 10 同市新港口形島北防波堤東突端(北緯32度46分1秒,東経130度22分30秒) 11 同市新港口形島南防波堤東突端(北緯32度45分53秒,東経130度22分28秒) 12 同市新港入江北東端標識(国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所敷地南東端)(北緯32度45分53秒,東経130度22分15秒) 13 同市水無川北岸標識(北緯32度44分20秒,東経130度22分27秒) 14 同市水無川南岸標識(北緯32度44分18秒,東経130度22分26秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から77メートルのところ(北緯32度57分26秒,東経130度12分14秒) ロ イと3を結ぶ直線上位から4,988メートルのところ(北緯32度55分35秒,東経130度14分36秒) ハ 4から10度11,435メートルのところ(北緯32度58分45秒,東経130度19分53秒) ニ 5から81度40分7,450メートルのところ(北緯32度47分20秒,東経130度27分38秒) ホ 5から130度10分10,880メートルのところ 北緯32度42分49秒 東経130度28分8秒(北緯32度42分57秒,東経130度28分11秒) ヘ 6から90度8,300メートルのところ(北緯32度41分40秒,東経130度26分46秒) ト 7から72度30分1,120メートルのところ(北緯32度49分7秒,東経130度22分9秒) チ 8から75度1,150メートルのところ(北緯32度48分48秒,東経130度22分20秒) リ 9から120度の直線と10から30度の直線とが交わる場所(北緯32度46分5秒,東経130度22分33秒)	第1種 たいらぎ 第1種 ばい 第1種 たこ 第2種 雑魚底刺網 第2種 あんこう網 第2種 いかかご 第2種 いかかご 第2種 あなごかご	1/1~12/31 " " " " " " "	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	島原市 雲仙市 国見町 多比良 土黒 島原市 南島原市 深江町 布津町		継続	

区画漁業

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第500号	長崎県雲仙市吾妻町守山瑞穂町夏峰名岡名伏尾名地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市吾妻町守山標識 (北緯32度50分55秒,東経130度11分44秒) 2 同市同町本村名田内川河口東岸階段標識 (北緯32度51分3秒,東経130度11分50秒) 3 同市同町と同市瑞穂町との最高高潮時海岸線における境界(谷川橋鉄橋の中央のところ) (北緯32度51分7秒,東経130度12分20秒) 4 同市瑞穂町道祖名若車川河口東岸標識 (北緯32度51分12秒,東経130度12分32秒) 5 同市同町夏峰名地藏鼻北端 (北緯32度51分21秒,東経130度12分37秒) 6 同市同町伏尾名島原鉄道伏尾86号踏切前護岸標識 (北緯32度51分34秒,東経130度13分18秒)	イ 1から315度80メートルのところ (北緯32度50分57秒,東経130度11分42秒) ロ 1から315度660メートルのところ (北緯32度51分10秒,東経130度11分26秒) ハ 2から315度510メートルのところ (北緯32度51分14秒,東経130度11分36秒) ニ 3から340度500メートルのところ (北緯32度51分22秒,東経130度12分14秒) ホ 6から332度530メートルのところ (北緯32度51分49秒,東経130度13分8秒) ヘ 6から332度100メートルのところ (北緯32度51分37秒,東経130度13分16秒) ト 5から0度45メートルのところ (北緯32度51分23秒,東経130度12分37秒) チ 4から352度100メートルのところ (北緯32度51分15秒,東経130度12分32秒) リ 3から340度75メートルのところ (北緯32度51分9秒,東経130度12分19秒) ヌ 3から340度80メートルのところ (北緯32度51分10秒,東経130度12分19秒) ル 2から315度110メートルのところ (北緯32度51分5秒,東経130度11分47秒)	第1種 藻類養殖業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市瑞穂町		継続	
南区計第501号	長崎県雲仙市瑞穂町高田名横田名地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市瑞穂町高田名農協波止西端 (北緯32度51分39秒,東経130度13分28秒) 2 同市同町同名浜の田復旧記念碑 (北緯32度51分52秒,東経130度13分42秒) 3 同市同町横田名島川河口西岸標識 (北緯32度51分59秒,東経130度13分60秒)	イ 1から332度40メートルのところ (北緯32度51分40秒,東経130度13分27秒) ロ 1から332度500メートルのところ (北緯32度51分53秒,東経130度13分19秒) ハ 2から353度15分350メートルのところ (北緯32度52分3秒,東経130度13分40秒) ニ 2から358度50分440メートルのところ (北緯32度52分6秒,東経130度13分41秒) ホ 3から310度525メートルのところ (北緯32度52分10秒,東経130度13分44秒) ヘ 3から310度225メートルのところ (北緯32度52分3秒,東経130度13分53秒) ト 2から328度30分45メートルのところ (北緯32度51分53秒,東経130度13分41秒) チ 1から45度30分260メートルのところ (北緯32度51分45秒,東経130度13分35秒)	第1種 藻類養殖業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市瑞穂町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第502号	長崎県雲仙市瑞穂町伊古名地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市瑞穂町伊古名島川河口東岸鉄橋付根標識 (北緯32度52分1秒,東経130度13分59秒) 2 同市同町同名伊古崎北端 (北緯32度52分32秒,東経130度14分37秒) 3 同市同町同名西郷港西側防波堤付根標識 (北緯32度52分29秒,東経130度14分46秒)	イ 1から310度300メートルのところ (北緯32度52分8秒,東経130度13分50秒) ロ 1から310度600メートルのところ (北緯32度52分14秒,東経130度13分41秒) ハ 3から305度290メートルのところ (北緯32度52分38秒,東経130度14分28秒) ニ 3から0度220メートルのところ (北緯32度52分39秒,東経130度14分37秒) ホ 4から22度235メートルのところ (北緯32度52分36秒,東経130度14分50秒) ヘ 4から22度120メートルのところ (北緯32度52分32秒,東経130度14分48秒) ト 3から0度40メートルのところ (北緯32度52分33秒,東経130度14分37秒)	第1種 藻類養殖業	8月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町		継続	
南区計第503号	長崎県雲仙市瑞穂町船津名栗林名地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市瑞穂町伊古名西郷港東海岸標識 (北緯32度52分24秒,東経130度14分55秒) 2 同市同町と同市国見町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度52分18秒,東経130度15分35秒)	イ 1から25度190メートルのところ (北緯32度52分30秒,東経130度14分58秒) ロ 1から25度250メートルのところ (北緯32度52分32秒,東経130度14分59秒) ハ 2から0度280メートルのところ (北緯32度52分27秒,東経130度15分36秒) ニ 2から355度200メートルのところ (北緯32度52分25秒,東経130度15分35秒)	第1種 藻類養殖業	8月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第504号	長崎県雲仙市瑞穂町栗林名地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市瑞穂町栗林名栗林船溜西側防波堤付根標識 (北緯32度52分21秒,東経130度15分15秒) 2 同市瑞穂町と同市国見町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度52分18秒,東経130度15分35秒)	イ 1から358度30分595メートルのところ (北緯32度52分40秒,東経130度15分14秒) ロ 1から358度30分795メートルのところ (北緯32度52分46秒,東経130度15分14秒) ハ 2から358度30分900メートルのところ (北緯32度52分47秒,東経130度15分35秒) ニ 2から358度30分700メートルのところ (北緯32度52分41秒,東経130度15分35秒)	第1種 藻類養殖業	8月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町		継続	
南区計第505号	長崎県雲仙市国見町神代東里地先	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市瑞穂町と同市国見町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度52分18秒,東経130度15分35秒) 2 同市国見町神代向町鼻東端標識 (北緯32度52分25秒,東経130度15分57秒) 3 同市同町神代新港完成記念碑北護岸西端標識 (北緯32度52分28秒,東経130度16分9秒) 4 同市同町神代東里大津鼻突端標識 (北緯32度52分40秒,東経130度16分53秒)	イ 1から0度300メートルのところ (北緯32度52分28秒,東経130度15分36秒) ロ 2から316度300メートルのところ (北緯32度52分32秒,東経130度15分49秒) ハ 4から0度300メートルのところ (北緯32度52分50秒,東経130度16分53秒)	第1種 藻類養殖業	8月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 神代		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第506号	長崎県雲仙市国見町今出名尾茂名北下原名地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、7の各点を順次結んだ各直線、次の2、3、ヘ、5の各点を順次結んだ各直線及び1から2、5から7に至る各最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市国見町神代東里名大津鼻北端標識 (北緯32度52分41秒,東経130度16分55秒) 2 同市同町同名大津鼻南東標識 (北緯32度52分40秒,東経130度16分58秒) 3 同市同町土黒今出名トベ鼻北端標識 (北緯32度52分37秒,東経130度17分10秒) 4 同市同町同名尾茂川河口西岸石垣標識 (北緯32度52分39秒,東経130度17分24秒) 5 同市同町土黒今出名坊主川標識 (北緯32度52分40秒,東経130度17分29秒) 6 同市同町尾茂名尾茂護岸標識 (北緯32度52分43秒,東経130度17分37秒) 7 同市同町同名尾茂いずみ川標識 (北緯32度52分42秒,東経130度17分45秒)	イ 1から0度220メートルのところ (北緯32度52分48秒,東経130度16分55秒) ロ 4から0度300メートルのところ (北緯32度52分49秒,東経130度17分24秒) ハ 4から0度200メートルのところ (北緯32度52分46秒,東経130度17分24秒) ニ 6から0度90メートルのところ (北緯32度52分46秒,東経130度17分38秒) ホ 7から0度200メートルのところ (北緯32度52分48秒,東経130度17分45秒) ヘ 4から0度50メートルのところ (北緯32度52分41秒,東経130度17分24秒)	第1種 藻類養殖業	8月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 土黒		継続	
南区計第507号	長崎県雲仙市国見町尾茂名北下原名地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市国見町今出名尾茂川河口西岸石垣標識 (北緯32度52分39秒,東経130度17分24秒) 2 同市同町尾茂名尾茂いずみ川標識 (北緯32度52分42秒,東経130度17分45秒)	イ 1から0度600メートルのところ (北緯32度52分59秒,東経130度17分24秒) ロ 1から0度700メートルのところ (北緯32度53分2秒,東経130度17分24秒) ハ 2から0度600メートルのところ (北緯32度53分1秒,東経130度17分45秒) ニ 2から0度500メートルのところ (北緯32度52分58秒,東経130度17分45秒)	第1種 藻類養殖業	8月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 土黒	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2000号	長崎県諫早市小長井町遠竹釜地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町遠竹カニワラの鼻標識 (北緯32度57分18秒,東経130度12分14秒) 2 同市同町遠竹釜国道207号遠竹橋北側標識 (北緯32度57分8秒,東経130度12分5秒)	イ 1から131度450メートルのところ (北緯32度57分8秒,東経130度12分27秒) ロ 1から131度700メートルのところ (北緯32度57分3秒,東経130度12分34秒) ハ 2から131度660メートルのところ (北緯32度56分55秒,東経130度12分23秒) ニ 2から131度410メートルのところ (北緯32度56分60秒,東経130度12分16秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市小長井町	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2001号	長崎県諫早市小長井町遠竹釜地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町遠竹釜国道207号遠竹橋北側標識 (北緯32度57分8秒,東経130度12分5秒)	イ 1から112度30分1100メートルのところ (北緯32度56分54秒,東経130度12分45秒) ロ 1から116度1630メートルのところ (北緯32度56分45秒,東経130度13分1秒) ハ 1から134度1585メートルのところ (北緯32度56分33秒,東経130度12分48秒) ニ 1から135度1070メートルのところ (北緯32度56分43秒,東経130度12分34秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市小長井町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点及びロとハ、ニとイの間点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2002号	長崎県 諫早市 小長井町 井崎 大久保 免島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町井崎築切南側標識 (北緯32度56分23秒,東経130度12分3秒) 2 同市同町井崎免島北側標識 (北緯32度56分15秒,東経130度12分2秒)	イ 1から105度375メートルのところ (北緯32度56分20秒,東経130度12分17秒) ロ 1から101度465メートルのところ (北緯32度56分21秒,東経130度12分20秒) ハ 2から81度478メートルのところ (北緯32度56分17秒,東経130度12分20秒) ニ 2から80度385メートルのところ (北緯32度56分17秒,東経130度12分17秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2003号	長崎県 諫早市 小長井町 井崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町井崎築切港護岸北東端 (北緯32度56分32秒,東経130度12分12秒) 2 同市同町井崎免島南側埋立地北端 (北緯32度56分12秒,東経130度12分9秒)	イ 1から115度30分800メートルのところ (北緯32度56分20秒,東経130度12分40秒) ロ 1から115度30分1300メートルのところ (北緯32度56分13秒,東経130度12分57秒) ハ 2から115度30分1090メートルのところ (北緯32度55分56秒,東経130度12分47秒) ニ 2から115度30分600メートルのところ (北緯32度56分3秒,東経130度12分30秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点及びロとハ、ニとイの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2004号	長崎県 諫早市 小長井町 井崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町井崎峰商店加工場護岸標識 (北緯32度55分52秒,東経130度12分7秒) 2 同市同町井崎長浜標識 (北緯32度55分46秒,東経130度11分49秒)	イ 1から115度30分450メートルのところ (北緯32度55分46秒,東経130度12分22秒) ロ 1から115度30分850メートルのところ (北緯32度55分40秒,東経130度12分36秒) ハ 2から115度30分1235メートルのところ (北緯32度55分29秒,東経130度12分30秒) ニ 2から115度30分830メートルのところ (北緯32度55分35秒,東経130度12分16秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点及びロとハ、ニとイの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2005号	長崎県 諫早市 小長井町 小川原浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町小川原浦小長井港防波堤突端 (北緯32度55分38秒,東経130度11分38秒) 2 同市同町小川原浦長戸護岸降口標識 (北緯32度55分3秒,東経130度11分17秒)	イ 1から132度30分480メートルのところ (北緯32度55分27秒,東経130度11分51秒) ロ 1から132度30分1190メートルのところ (北緯32度55分12秒,東経130度12分11秒) ハ 2から132度30分900メートルのところ (北緯32度54分43秒,東経130度11分44秒) ニ 2から132度30分190メートルのところ (北緯32度54分59秒,東経130度11分23秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点及びロとハ、ニとイの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2006号	長崎県 諫早市 小長井町 牧地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町丸尾護岸標識 (北緯32度54分55秒,東経130度10分54秒) 2 同市同町牧平原県営バス平原バス停下標識 (北緯32度54分58秒,東経130度10分28秒)	イ 1から128度540メートルのところ (北緯32度54分44秒,東経130度11分10秒) ロ 1から128度1010メートルのところ (北緯32度54分34秒,東経130度11分24秒) ハ 2から150度1490メートルのところ (北緯32度54分16秒,東経130度10分57秒) ニ 2から150度1050メートルのところ (北緯32度54分28秒,東経130度10分48秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点及びロとハ、ニとイの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2007号	長崎県 諫早市 小長井町 大峰 長里干拓 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町牧平原県営バス平原バス停下標識 (北緯32度54分58秒,東経130度10分28秒) 2 同市同町打越足角旧森病院下標識 (北緯32度54分57秒,東経130度10分10秒)	イ 1から150度1050メートルのところ (北緯32度54分28秒,東経130度10分48秒) ロ 1から150度1490メートルのところ (北緯32度54分16秒,東経130度10分57秒) ハ 2から184度1400メートルのところ (北緯32度54分11秒,東経130度10分6秒) ニ 2から184度980メートルのところ (北緯32度54分25秒,東経130度10分7秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点及びロとハ、ニとイの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2009号	長崎県 諫早市 高来町 金崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市高来町金崎諫早湾干拓潮受堤防中央避雷針 (北緯32度52分39秒,東経130度10分6秒) 2 同市同町金崎諫早湾干拓潮受堤防標識A (基点1から北方堤防沿いに250メートルのところ) (北緯32度52分46秒,東経130度9分60秒) 3 同市同町金崎諫早湾干拓潮受堤防標識C (北緯32度52分23秒,東経130度10分18秒)	イ 2から65度2500メートルのところ (北緯32度53分19秒,東経130度11分27秒) ロ 2から65度4950メートルのところ (北緯32度53分53秒,東経130度12分53秒) ハ 3から65度4970メートルのところ (北緯32度53分31秒,東経130度13分11秒) ニ 3から65度2500メートルのところ (北緯32度52分57秒,東経130度11分45秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町 雲仙市 瑞穂町 国見町 神代 土黒	1. イ、ロ、ハ、ニの各点と、イとロ、ハとニの間200メートル毎に及びイとニ、ロとハの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2010号	長崎県 諫早市 高来町 金崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市高来町金崎諫早湾干拓潮受堤防中央避雷針 (北緯32度52分39秒,東経130度10分5秒) 2 同市同町金崎諫早湾干拓潮受堤防標識A (基点1から北方堤防沿いに250メートルのところ) (北緯32度52分46秒,東経130度9分60秒) 3 同市同町金崎諫早湾干拓潮受堤防標識B (1から南方堤防沿いに250メートルのところ) (北緯32度52分32秒,東経130度10分11秒)	イ 2から65度1500メートルのところ (北緯32度53分6秒,東経130度10分52秒) ロ 2から65度2500メートルのところ (北緯32度53分19秒,東経130度11分27秒) ハ 3から65度2500メートルのところ (北緯32度53分6秒,東経130度11分38秒) ニ 3から65度1500メートルのところ (北緯32度52分52秒,東経130度11分3秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町 雲仙市 瑞穂町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点と、イとロ、ハとニの間200メートル毎に及びイとニ、ロとハの中間地点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2401号	長崎県 諫早市 小長井町 遠竹 釜 地先	次の2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町遠竹カニワラの鼻標識(北緯32度57分18秒,東経130度12分13秒) 2 同市同町遠竹イナリ崎楠木標識(国道207号線護岸付根から南方海岸沿いに25メートルのところ) (北緯32度57分4秒,東経130度12分4秒) 3 同市同町遠竹築切標識(築切東防波堤付根から北方海岸沿いに10メートルのところ) (北緯32度56分41秒,東経130度12分6秒)	イ 1から131度20メートルのところ (北緯32度57分17秒,東経130度12分14秒) ロ 1から131度400メートルのところ (北緯32度57分9秒,東経130度12分25秒) ハ 2から131度400メートルのところ (北緯32度56分56秒,東経130度12分15秒) ニ 2から131度650メートルのところ (北緯32度56分51秒,東経130度12分22秒) ホ 3から121度250メートルのところ (北緯32度56分38秒,東経130度12分13秒)	第3種 貝類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	諫早市 小長井町	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。	継続	
南区計第2402号	長崎県 諫早市 小長井町 井崎 大久保 兎島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町井崎猿嶺護岸南東端標識(北緯32度56分28秒,東経130度12分11秒) 2 同市同町井崎築切南側標識(北緯32度56分23秒,東経130度12分3秒) 3 同市同町井崎兎島北側標識(北緯32度56分15秒,東経130度12分2秒) 4 同市同町井崎兎島南側埋立地東端(北緯32度56分10秒,東経130度12分9秒)	イ 1から40度200メートルのところ (北緯32度56分33秒,東経130度12分15秒) ロ 1から76度30分200メートルのところ (北緯32度56分29秒,東経130度12分18秒) ハ 4から100度240メートルのところ (北緯32度56分9秒,東経130度12分18秒) ニ 4から133度50メートルのところ (北緯32度56分9秒,東経130度12分10秒)	第3種 貝類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	諫早市 小長井町	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2403号	長崎県諫早市小長井町井崎地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町井崎竹の崎北端 (北緯32度56分2秒,東経130度12分7秒) 2 同市同町井崎401-14池田鉄工所前護岸標識 (北緯32度56分7秒,東経130度12分3秒) 3 同市同町井崎竹の崎東端 (北緯32度55分57秒,東経130度12分12秒) 4 同市同町井崎長浜崎南東端 (北緯32度55分43秒,東経130度12分4秒) 5 同市同町井崎長浜標識 (北緯32度55分46秒,東経130度11分47秒) 6 同市同町井崎小長井港東側防波堤南端 (北緯32度55分40秒,東経130度11分40秒)	イ 1から283度80メートルのところ (北緯32度56分2秒,東経130度12分4秒) ロ 1から315度160メートルのところ (北緯32度56分5秒,東経130度12分3秒) ハ 2から109度70メートルのところ (北緯32度56分6秒,東経130度12分5秒) ニ 2から109度310メートルのところ (北緯32度56分4秒,東経130度12分14秒) ホ 3から94度130メートルのところ (北緯32度55分56秒,東経130度12分17秒) ヘ 4から180度220メートルのところ (北緯32度55分36秒,東経130度12分4秒) ト 5から180度260メートルのところ (北緯32度55分37秒,東経130度11分47秒) チ 6から140度35メートルのところ (北緯32度55分39秒,東経130度11分41秒)	第3種貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市小長井町	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。	継続	
南区計第2404号	長崎県諫早市小長井町小川原浦牧地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、12の各点を順次結んだ各直線、6と7、10と11を結んだ各直線及び1から6、7から10、11から12に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町小川原浦小長井港防波堤突端 (北緯32度55分38秒,東経130度11分38秒) 2 同市同町小川原浦小川原波止南防波堤付根 (北緯32度55分38秒,東経130度11分33秒) 3 同市同町小川原浦町民グラウンド埋地標識 (北緯32度55分19秒,東経130度11分14秒) 4 同市同町小川原浦長戸鼻東端 (北緯32度55分7秒,東経130度11分20秒) 5 同市同町小川原浦鬼塚海岸降口標識 (北緯32度54分50秒,東経130度11分12秒) 6 同市同町小川原浦小深井港東岸標識 (北緯32度54分55秒,東経130度10分59秒) 7 同市同町牧平原棧橋標識 (北緯32度54分55秒,東経130度10分54秒) 8 同市同町牧平原原鼻南端標識 (北緯32度54分51秒,東経130度10分46秒) 9 同市同町打越護岸標識 (北緯32度54分56秒,東経130度10分9秒) 10 同市同町打越足角護岸標識 (北緯32度54分53秒,東経130度10分2秒) 11 同市同町長里護岸標識 (北緯32度54分48秒,東経130度10分0秒) 12 同市同町大峰長里干拓東端標識 (北緯32度54分43秒,東経130度10分4秒)	イ 3から90度290メートルのところ (北緯32度55分19秒,東経130度11分26秒) ロ 4から93度180メートルのところ (北緯32度55分7秒,東経130度11分27秒) ハ 5から122度180メートルのところ (北緯32度54分47秒,東経130度11分18秒) ニ 7から157度300メートルのところ (北緯32度54分46秒,東経130度10分58秒) ホ 8から180度210メートルのところ (北緯32度54分44秒,東経130度10分46秒) ヘ 9から143度580メートルのところ (北緯32度54分41秒,東経130度10分23秒) ト 12から140度260メートルのところ (北緯32度54分37秒,東経130度10分10秒)	第3種貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市小長井町	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2406号	長崎県諫早市小長井町大峰長里干拓東側地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町大峰長里干拓中央階段標識(中央階段降り口から南方護岸沿いに16メートルのところ) (北緯32度54分34秒,東経130度9分58秒) 2 同市同町大峰長里干拓南東端 (北緯32度54分24秒,東経130度9分51秒) 3 同市同町大峰長里干拓南岸標識(2から西方護岸沿いに84メートルのところ) (北緯32度54分25秒,東経130度9分48秒) 4 同市同町金崎潮受堤防標識B (北緯32度54分3秒,東経130度9分15秒)	イ 1から115度200メートルのところ (北緯32度54分31秒,東経130度10分5秒) ロ 2から145度240メートルのところ (北緯32度54分18秒,東経130度9分57秒) ハ 2から203度520メートルのところ (北緯32度54分9秒,東経130度9分43秒) ニ 3と4を結ぶ直線上3から440メートルのところ (北緯32度54分16秒,東経130度9分35秒) ホ 3と4を結ぶ直線上3から300メートルのところ (北緯32度54分19秒,東経130度9分39秒) ヘ 2から218度30分350メートルのところ (北緯32度54分16秒,東経130度9分43秒) ト 2から218度30分250メートルのところ (北緯32度54分18秒,東経130度9分45秒) チ 3と4を結ぶ直線上3から200メートルのところ (北緯32度54分21秒,東経130度9分42秒)	第3種貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市小長井町	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。	継続	
南区計第2407号	長崎県諫早市高来町金崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市高来町金崎護岸降口標識 (北緯32度54分11秒,東経130度9分23秒)	イ 1から80度170メートルのところ (北緯32度54分12秒,東経130度9分30秒) ロ 1から111度440メートルのところ (北緯32度54分6秒,東経130度9分39秒) ハ 1から129度390メートルのところ (北緯32度54分3秒,東経130度9分35秒) ニ 1から129度190メートルのところ (北緯32度54分8秒,東経130度9分29秒)	第3種貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市小長井町	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2408号	長崎県 諫早市 高来町 金崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市高来町金崎潮受堤防標識A(堤防角から98メートルのところ) (北緯32度54分9秒,東経130度9分21秒) 2 同市同町金崎潮受堤防標識B(1から南西方海岸沿いに250メートルのところ) (北緯32度54分3秒,東経130度9分15秒)	イ 1から133度270メートルのところ (北緯32度54分3秒,東経130度9分28秒) ロ 1から133度370メートルのところ (北緯32度54分1秒,東経130度9分31秒) ハ 2から133度360メートルのところ (北緯32度53分55秒,東経130度9分25秒) ニ 2から133度260メートルのところ (北緯32度53分57秒,東経130度9分22秒)	第3種 貝類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	諫早市 小長井町	1. 養殖対象は「あさり」に限る。	継続	
南区計第2410号	長崎県 雲仙市 瑞穂町 古部 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市吾妻町と同市瑞穂町との最高高潮時海岸線における境界(谷川橋鉄橋の中央のところ) (北緯32度51分7秒,東経130度12分20秒) 2 同市瑞穂町道祖名若車川河口東岸標識 (北緯32度51分12秒,東経130度12分32秒) 3 同市同町夏峰名地藏鼻北端 (北緯32度51分21秒,東経130度12分37秒) 4 同市同町伏尾名島原鉄道伏尾86号踏切前護岸標識 (北緯32度51分34秒,東経130度13分18秒)	イ 1から340度500メートルのところ (北緯32度51分22秒,東経130度12分14秒) ロ 4から332度530メートルのところ (北緯32度51分49秒,東経130度13分8秒) ハ 4から332度100メートルのところ (北緯32度51分37秒,東経130度13分16秒) ニ 3から0度45メートルのところ (北緯32度51分23秒,東経130度12分37秒) ホ 2から352度100メートルのところ (北緯32度51分15秒,東経130度12分32秒) ヘ 1から340度80メートルのところ (北緯32度51分10秒,東経130度12分19秒)	第3種 貝類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	雲仙市 瑞穂町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2411号	長崎県雲仙市瑞穂町伊福名伊古名船津名地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市瑞穂町高田名農協波止西端 (北緯32度51分39秒,東経130度13分28秒) 2 同市同町同名浜の田復旧記念碑 (北緯32度51分52秒,東経130度13分41秒) 3 同市同町伊古名島川河口東岸鉄橋付根標識 (北緯32度52分11秒,東経130度13分46秒) ニ 3から310度600メートルのところ (北緯32度52分14秒,東経130度13分41秒) 4 同市同町同名伊古崎北端 (北緯32度52分32秒,東経130度14分37秒) 5 同市同町同名西郷港西側防波堤付根標識 (北緯32度52分29秒,東経130度14分46秒)	イ 1から332度40メートルのところ (北緯32度51分40秒,東経130度13分27秒) ロ 1から332度500メートルのところ (北緯32度51分53秒,東経130度13分19秒) ハ 3から310度450メートルのところ (北緯32度52分11秒,東経130度13分46秒) ニ 3から310度600メートルのところ (北緯32度52分14秒,東経130度13分41秒) ホ 4から305度290メートルのところ (北緯32度52分38秒,東経130度14分28秒) ヘ 4から0度220メートルのところ (北緯32度52分39秒,東経130度14分37秒) ト 5から22度235メートルのところ (北緯32度52分36秒,東経130度14分50秒) チ 5から22度120メートルのところ (北緯32度52分32秒,東経130度14分48秒) リ 4から0度40メートルのところ (北緯32度52分33秒,東経130度14分37秒) ヌ 3から310度300メートルのところ (北緯32度52分8秒,東経130度13分50秒) ル 3から310度148メートルのところ (北緯32度52分4秒,東経130度13分55秒) ヲ 2から328度30分45メートルのところ (北緯32度51分53秒,東経130度13分41秒) ワ 1から45度30分260メートルのところ (北緯32度51分45秒,東経130度13分35秒)	第3種貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市瑞穂町		継続	
南区計第2412号	長崎県雲仙市瑞穂町長浜地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市瑞穂町伊古名西郷港東海岸標識 (北緯32度52分24秒,東経130度14分55秒) 2 同市同町と同市国見町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度52分18秒,東経130度15分35秒)	イ 1から25度515メートルのところ (北緯32度52分39秒,東経130度15分4秒) ロ 2から358度30分700メートルのところ (北緯32度52分41秒,東経130度15分35秒)	第3種貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市瑞穂町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2008号	長崎県諫早市高来町水の浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市高来町水の浦城の下八大龍王碑 (北緯32度54分27秒,東経130度9分25秒)	イ 1から122度210メートルのところ (北緯32度54分23秒,東経130度9分31秒) ロ 1から122度430メートルのところ (北緯32度54分19秒,東経130度9分39秒) ハ 1から148度410メートルのところ (北緯32度54分15秒,東経130度9分33秒) ニ 1から153度215メートルのところ (北緯32度54分20秒,東経130度9分28秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第2011号	長崎県雲仙市国見町神代東里地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市国見町長浜海水浴場護岸標識 (北緯32度52分18秒,東経130度15分41秒) 2 同市同町馬頭神社前護岸標識 (北緯32度52分19秒,東経130度15分48秒)	イ 1から345度130メートルのところ (北緯32度52分22秒,東経130度15分40秒) ロ 1から345度180メートルのところ (北緯32度52分23秒,東経130度15分39秒) ハ 2から345度195メートルのところ (北緯32度52分25秒,東経130度15分46秒) ニ 2から345度145メートルのところ (北緯32度52分24秒,東経130度15分47秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2400号	長崎県諫早市小長井町遠竹釜地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町遠竹釜清水鼻国道207号線護岸の長崎、佐賀両県漁場基点標識(北緯32度57分23秒,東経130度12分14秒) 2 同市同町遠竹カニワラの鼻標識(北緯32度57分18秒,東経130度12分14秒)	イ 1から131度140メートルのところ(北緯32度57分20秒,東経130度12分17秒) ロ 1から131度520メートルのところ(北緯32度57分12秒,東経130度12分28秒) ハ 2から131度400メートルのところ(北緯32度57分9秒,東経130度12分25秒) ニ 2から131度20メートルのところ(北緯32度57分18秒,東経130度12分14秒)	第3種貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。	継続	
南区計第2405号	長崎県諫早市小長井町大峰長里干拓東側地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 諫早市小長井町大峰長里干拓東端標識(北緯32度54分43秒,東経130度10分4秒) 2 同市同町大峰長里干拓中央階段標識(中央階段降り口から南方護岸沿いに16メートルのところ)(北緯32度54分34秒,東経130度9分58秒)	イ 1から140度260メートルのところ(北緯32度54分37秒,東経130度10分10秒) ロ 2から115度200メートルのところ(北緯32度54分31秒,東経130度10分5秒)	第3種貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南区計第2409号	長崎県雲仙市吾妻町守山地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市吾妻町守山標識 (北緯32度50分55秒,東経130度11分44秒) 2 同市同町本村名田内川河口東岸階段標識 (北緯32度51分3秒,東経130度11分50秒) 3 同市同町と同市瑞穂町との最高高潮時海岸線における境界(谷川橋鉄橋の中央のところ) (北緯32度51分7秒,東経130度12分20秒)	イ 1から315度660メートルのところ (北緯32度51分10秒,東経130度11分26秒) ロ 2から315度510メートルのところ (北緯32度51分14秒,東経130度11分36秒) ハ 3から340度500メートルのところ (北緯32度51分22秒,東経130度12分14秒)	第3種 貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第800号	長崎県雲仙市国見町多比良地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市国見町多比良福寿橋西側付根 (北緯32度52分17秒,東経130度18分38秒) 2 同市国見町と島原市有明町にかかる栗谷橋中央橋脚 downstream (北緯32度52分1秒,東経130度19分10秒)	イ 1から47度500メートルのところ (北緯32度52分28秒,東経130度18分52秒) ロ 1から47度950メートルのところ (北緯32度52分38秒,東経130度19分5秒) ハ 2から50度1000メートルのところ (北緯32度52分23秒,東経130度19分36秒) ニ 2から50度500メートルのところ (北緯32度52分12秒,東経130度19分23秒)	第1種 藻類養殖業	8月1日から 5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	雲仙市国見町多比良	1、ロ、ハの各点とその間に、ロから100メートルおきに2箇所及びロからイの方向100メートルのところにそれぞれ夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	(団体漁業権とする理由) ①多数の組合員に個別に免許をすると漁場細分化や漁場利用の固定化が引き起こされ、漁業生産力の発展に支障を及ぼすこと ②南区計第2500号と重複して設定するため、利用者間を調整し水面の立体的利用を図る必要があること

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第801号	長崎県 島原市 有明町 湯江 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 島原市有明町と雲仙市国見町にかかる栗谷橋中央橋脚 downstream 端 (北緯32度52分1秒,東経130度19分10秒) 2 同市同町湯江と同町大三東との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒)	イ 1から50度500メートルのところ (北緯32度52分12秒,東経130度19分23秒) ロ 1から50度1000メートルのところ (北緯32度52分23秒,東経130度19分36秒) ハ 2から50度1000メートルのところ (北緯32度51分53秒,東経130度20分39秒) ニ 2から50度500メートルのところ (北緯32度51分43秒,東経130度20分24秒)	第1種 藻類養殖業	8月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	島原市 有明町 湯江		新規	(団体漁業権とする理由) ①多数の組合員に個別に免許をすると漁場細分化や漁場利用の固定化が引き起こされ、漁業生産力の発展に支障を及ぼすこと ②南区計第2501号と重複して設定するため、利用者間を調整し水面の立体的利用を図る必要があること
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第802号	長崎県 島原市 有明町 大三東 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、3、チ、ト、4の各点を結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 島原市有明町湯江と同町大三東との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒) 2 同市同町大三東三之沢金洗川河口北岸石垣角 (北緯32度49分46秒,東経130度21分3秒) 3 同市同町大三東菅漁港北防波堤中間標識 (北緯32度51分5秒,東経130度20分33秒) 4 同市同町大三東菅漁港埋立地護岸標識(菅漁港埋立地北東端から南方海岸沿いに50メートルのところ) (北緯32度51分0秒,東経130度20分32秒) 5 同市同町大三東海岸標識A (北緯32度50分50秒,東経130度20分37秒) 6 同市同町大三東海岸標識B (北緯32度49分57秒,東経130度20分59秒)	イ 1から50度500メートルのところ (北緯32度51分43秒,東経130度20分24秒) ロ 5から50度350メートルのところ (北緯32度50分57秒,東経130度20分47秒) ハ 5から50度1050メートルのところ (北緯32度51分11秒,東経130度21分8秒) ニ 6から70度1400メートルのところ (北緯32度50分12秒,東経130度21分50秒) ホ 6から70度470メートルのところ (北緯32度50分2秒,東経130度21分15秒) ヘ 2から70度500メートルのところ (北緯32度49分51秒,東経130度21分21秒) ト 4から61度130メートルのところ (北緯32度51分1秒,東経130度20分37秒) チ 3から81度125メートルのところ (北緯32度51分5秒,東経130度20分37秒)	第1種 藻類養殖業	8月1日から 5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	島原市 有明町 大三東	1. 組合員行使権の資格を有する者による行使を不当に拒んではならない。	新規	(団体漁業権とする理由) ①多数の組合員に個別に免許をすると漁場細分化や漁場利用の固定化が引き起こされ、漁業生産力の発展に支障を及ぼすこと ②南区計第2502号、2902号と重複して設定するため、利用者間を調整し水面の立体的利用を図る必要があること

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2500号	長崎県雲仙市国見町多比良地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市国見町多比良福寿橋西側付根(北緯32度52分17秒,東経130度18分38秒) 2 同市国見町と島原市有明町にかかる栗谷橋中央橋脚 downstream 端(北緯32度52分1秒,東経130度19分10秒)	イ 1から47度500メートルのところ(北緯32度52分28秒,東経130度18分52秒) ロ 1から47度950メートルのところ(北緯32度52分38秒,東経130度19分5秒) ハ 2から50度1000メートルのところ(北緯32度52分23秒,東経130度19分36秒) ニ 2から50度500メートルのところ(北緯32度52分12秒,東経130度19分23秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市国見町多比良	1. ロ、ハの各点とその間に、ロから100メートルおきに2箇所及びロからイの方向100メートルのところにそれぞれ夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	(団体漁業権とする理由) ①多数の組合員に個別に免許をすると漁場細分化や漁場利用の固定化が引き起こされ、漁業生産力の発展に支障を及ぼすこと ②南区計第800号と重複して設定するため、利用者間を調整し水面の立体的利用を図る必要があること
南区計第2501号	長崎県島原市有明町湯江地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 島原市有明町と雲仙市国見町にかかる栗谷橋中央橋脚 downstream 端(北緯32度52分1秒,東経130度19分10秒) 2 同市同町湯江と同町大三東との最高高潮時海岸線における境界(北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒)	イ 1から50度500メートルのところ(北緯32度52分12秒,東経130度19分23秒) ロ 1から50度1000メートルのところ(北緯32度52分23秒,東経130度19分36秒) ハ 2から50度1000メートルのところ(北緯32度51分53秒,東経130度20分39秒) ニ 2から50度500メートルのところ(北緯32度51分43秒,東経130度20分24秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市有明町湯江		新規	(団体漁業権とする理由) ①多数の組合員に個別に免許をすると漁場細分化や漁場利用の固定化が引き起こされ、漁業生産力の発展に支障を及ぼすこと ②南区計第801号と重複して設定するため、利用者間を調整し水面の立体的利用を図る必要があること

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2502号	長崎県 島原市 有明町 大三東 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 島原市有明町湯江と同町大三東との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒) 2 同市同町大三東三之沢金洗川河口北岸石垣角 (北緯32度49分46秒,東経130度21分3秒)	イ 1から50度500メートルのところ (北緯32度51分43秒,東経130度20分24秒) ロ 1から50度1000メートルのところ (北緯32度51分53秒,東経130度20分39秒) ハ 2から70度1500メートルのところ (北緯32度50分2秒,東経130度21分57秒) ニ 2から70度500メートルのところ (北緯32度49分51秒,東経130度21分21秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	島原市 有明町 大三東		新規	(団体漁業権とする理由) ①多数の組合員に個別に免許をすると漁場細分化や漁場利用の固定化が引き起こされ、漁業生産力の発展に支障を及ぼすこと ②南区計第802号と重複して設定するため、利用者間を調整し水面の立体的利用を図る必要があること
南区計第2900号	長崎県 雲仙市 国見町 多比良 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市国見町多比良福寿橋西側付根 (北緯32度52分17秒,東経130度18分38秒) 2 同市国見町と島原市有明町にかかる栗谷橋中央橋脚下流端 (北緯32度52分1秒,東経130度19分10秒)	イ 1から47度500メートルのところ (北緯32度52分28秒,東経130度18分52秒) ロ 2から50度500メートルのところ (北緯32度52分12秒,東経130度19分23秒)	第3種 貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 多比良		新規	(団体漁業権とする理由) ①多数の組合員に個別に免許をすると漁場細分化や漁場利用の固定化が引き起こされ、漁業生産力の発展に支障を及ぼすこと

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2901号	長崎県 島原市 有明町 湯江 地先	次の1、イ、ロ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、2、ハ、3の各点を順次結んだ各直線及び4、ニ、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 島原市有明町と雲仙市国見町にかかると谷橋中央橋脚 downstream (北緯32度52分1秒,東経130度19分10秒) 2 島原市有明町湯江川河口有明橋西端 (北緯32度51分45秒,東経130度19分38秒) 3 同市同町湯江川河口有明橋東端 (北緯32度51分44秒,東経130度19分39秒) 4 同市同町湯江漁港北防波堤北側付根 (北緯32度51分42秒,東経130度19分44秒) 5 同市同町湯江漁港南防波堤標識 (北緯32度51分39秒,東経130度19分59秒) 6 同市同町湯江と同町大三東との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒)	イ 1から50度500メートルのところ (北緯32度52分12秒,東経130度19分23秒) ロ 6から50度500メートルのところ (北緯32度51分43秒,東経130度20分24秒) ハ 3から50度500メートルのところ (北緯32度51分45秒,東経130度19分41秒) ニ 4から43度30分350メートルのところ (北緯32度51分51秒,東経130度19分53秒) ホ 5から50度260メートルのところ (北緯32度51分45秒,東経130度20分8秒)	第3種 貝類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	島原市 有明町 湯江		新規	(団体漁業権とする理由) ①多数の組合員に個別に免許をすると漁場細分化や漁場利用の固定化が引き起こされ、漁業生産力の発展に支障を及ぼすこと
南区計第2902号	長崎県 島原市 有明町 大三東 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、3、二、ハ、4の各点を結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 島原市有明町湯江と同町大三東との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒) 2 同市同町大三東三之沢金洗川河口北岸石垣角 (北緯32度49分46秒,東経130度21分3秒) 3 同市同町大三東菅漁港北防波堤中間標識 (北緯32度51分5秒,東経130度20分33秒) 4 同市同町大三東菅漁港埋立地護岸標識(菅漁港埋立地北東端から南方海岸沿いに50メートルのところ) (北緯32度51分0秒,東経130度20分32秒)	イ 1から50度500メートルのところ (北緯32度51分43秒,東経130度20分24秒) ロ 2から70度500メートルのところ (北緯32度49分51秒,東経130度21分21秒) ハ 4から61度130メートルのところ (北緯32度51分1秒,東経130度20分37秒) ニ 3から81度125メートルのところ (北緯32度51分5秒,東経130度20分38秒)	第3種 貝類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	島原市 有明町 大三東		新規	(団体漁業権とする理由) ①多数の組合員に個別に免許をすると漁場細分化や漁場利用の固定化が引き起こされ、漁業生産力の発展に支障を及ぼすこと ②南区計第802号と重複して設定するため、利用者間を調整し水面の立体的利用を図る必要があること

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第508号	長崎県 島原市 三会 寺中 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 島原市寺中金洗河口南岸石垣角 (北緯32度49分46秒,東経130度21分3秒) 2 同市御手水町護岸標識 (北緯32度49分0秒,東経130度21分26秒) 3 同市大手原町大手原下標識 (北緯32度48分55秒,東経130度21分30秒)	イ 1から70度1500メートルのところ (北緯32度49分9秒,東経130度21分52秒) ロ 2から66度30分1620メートルのところ (北緯32度49分20秒,東経130度22分22秒) ハ 2から66度30分737メートルのところ (北緯32度49分9秒,東経130度21分52秒) ニ 3から72度30分680メートルのところ (北緯32度49分1秒,東経130度21分55秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	島原市 三会	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第509号	長崎県 島原市 前浜 長浜 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、3、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 島原市前浜中河川河口南岸護岸角 (北緯32度48分40秒,東経130度21分45秒) 2 同市長浜護岸標識(付根から67メートルのところ) (北緯32度47分17秒,東経130度22分40秒) 3 同市猛島海岸護岸標識A(護岸斜路南側) (北緯32度47分39秒,東経130度22分19秒) 4 同市猛島海岸護岸標識B(猛島漁港中防波堤南側付根から南方海岸沿いに150メートルのところ) (北緯32度47分32秒,東経130度22分23秒)	イ 1から75度950メートルのところ (北緯32度48分48秒,東経130度22分20秒) ロ 2から75度700メートルのところ (北緯32度47分23秒,東経130度23分6秒) ハ 3から49度30分100メートルのところ (北緯32度47分41秒,東経130度22分22秒) ニ 4から27度185メートルのところ (北緯32度47分37秒,東経130度22分27秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	島原市 (三会、有明町を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第510号	長崎県 島原市 長浜 地先	次の5、ニ、ホ、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び2から3、4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 島原市長浜護岸標識(付根から67メートルのところ) (北緯32度47分17秒,東経130度22分40秒) 2 同市新田町422番地西側標識 (北緯32度47分5秒,東経130度22分47秒) 3 同市新田町422番地金蔵山南東端 (北緯32度47分2秒,東経130度22分45秒) 4 同市弁天町2丁目7247番地護岸標識 (北緯32度46分58秒,東経130度22分40秒) 5 同市豊南町れいなん会館前護岸標識 (北緯32度46分48秒,東経130度22分42秒) 6 同市島原灯台 (北緯32度46分47秒,東経130度22分56秒)	イ 1から75度700メートルのところ (北緯32度47分23秒,東経130度23分6秒) ロ 1から76度51.5メートルのところ (北緯32度47分17秒,東経130度22分41秒) ハ 2から57度60メートルのところ (北緯32度47分6秒,東経130度22分49秒) ニ 5から89度350メートルのところ (北緯32度46分48秒,東経130度22分55秒) ホ 6から27度1000メートルのところ (北緯32度47分15秒,東経130度23分13秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	島原市 (三会、有明町を 除く)		継続	
南区計第511号	長崎県 島原市 九十九島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3、4、5の各点を順次結んだ各直線、6と7を結んだ直線及び1から7、5から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 島原市九十九島鬼島北端 (北緯32度46分33秒,東経130度22分44秒) 2 同市九十九島竜宮島北端 (北緯32度46分36秒,東経130度22分48秒) 3 同市九十九島平島西端 (北緯32度46分27秒,東経130度22分46秒) 4 同市九十九島鷹島西端 (北緯32度46分22秒,東経130度22分44秒) 5 同市九十九島鷺島南端 (北緯32度46分15秒,東経130度22分35秒) 6 同市九十九島鷺島北端 (北緯32度46分17秒,東経130度22分34秒) 7 同市九十九島爛場島南端 (北緯32度46分19秒,東経130度22分34秒)	イ 2から270度40メートルのところ (北緯32度46分36秒,東経130度22分47秒) ロ 2から0度30メートルのところ (北緯32度46分37秒,東経130度22分48秒) ハ 2から90度40メートルのところ (北緯32度46分36秒,東経130度22分50秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	島原市 (三会、有明町を 除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第512号	長崎県島原市九十九島地先	次の1、2、3、へ、ト、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 島原市九十九島子持島北端 (北緯32度46分12秒,東経130度22分37秒) 2 同市九十九島鷹島西端 (北緯32度46分22秒,東経130度22分44秒) 3 同市九十九島平島西端 (北緯32度46分27秒,東経130度22分46秒) 4 同市島原灯台 (北緯32度46分47秒,東経130度22分56秒) 5 同市九十九島櫛形島東端 (北緯32度46分19秒,東経130度23分13秒) 6 同市南風泊モンジ赤灯台 (北緯32度45分46秒,東経130度22分42秒) 7 同市九十九島子持島南端 (北緯32度46分9秒,東経130度22分37秒)	イ 4から60度175メートルのところ (北緯32度46分49秒,東経130度23分2秒) ロ 4から82度600メートルのところ (北緯32度46分49秒,東経130度23分19秒) ハ 5から90度150メートルのところ (北緯32度46分19秒,東経130度23分19秒) ニ 6から77度300メートルのところ (北緯32度45分48秒,東経130度22分54秒) ホ 6と7を結ぶ直線上6から100メートルのところ (北緯32度45分49秒,東経130度22分42秒) へ 3と4を結ぶ直線上4から165メートルのところ (北緯32度46分42秒,東経130度22分54秒) ト 4から135度210メートルのところ (北緯32度46分42秒,東経130度23分1秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	島原市 (三会、有明町を除く)		継続	
南区計第513号	長崎県島原市秩父ヶ浦安中地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 島原市新湊下の鼻石垣角 (北緯32度45分51秒,東経130度22分15秒) 2 同市秩父ヶ浦杵島南東端 (北緯32度45分39秒,東経130度22分29秒) 3 同市船泊町安中船溜標識 (北緯32度45分16秒,東経130度22分27秒) 4 同市と南島原市との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度44分15秒,東経130度22分24秒)	イ 2から94度200メートルのところ (北緯32度45分39秒,東経130度22分36秒) ロ 2から94度400メートルのところ (北緯32度45分38秒,東経130度22分44秒) ハ 3から90度600メートルのところ (北緯32度45分15秒,東経130度22分50秒) ニ 4から100度1000メートルのところ (北緯32度44分9秒,東経130度23分2秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	島原市 (三会、有明町を除く)	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2012号	長崎県 島原市 御手水 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 島原市御手水町護岸標識 (北緯32度49分0秒,東経130度21分26秒) 2 同市大手原町大手原下標識 (北緯32度48分55秒,東経130度21分30秒)	イ 1から66度30分737メートルのところ (北緯32度49分9秒,東経130度21分52秒) ロ 1から66度30分1037メートルのところ (北緯32度49分13秒,東経130度22分3秒) ハ 2から72度30分982メートルのところ (北緯32度49分4秒,東経130度22分6秒) ニ 2から72度30分680メートルのところ (北緯32度49分1秒,東経130度21分55秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	島原市 三会	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2503号	長崎県 島原市 前浜 長浜 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、3、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 島原市前浜中河川河口南岸護岸角 (北緯32度48分40秒,東経130度21分45秒) 2 同市長浜護岸標識(付根から67メートルのところ) (北緯32度47分17秒,東経130度22分40秒) 3 同市猛島海岸護岸標識A(護岸斜路南側) (北緯32度47分39秒,東経130度22分19秒) 4 同市猛島海岸護岸標識B(猛島漁港中防波堤南側付根から南方海岸沿いに150メートルのところ) (北緯32度47分32秒,東経130度22分23秒)	イ 1から75度950メートルのところ (北緯32度48分48秒,東経130度22分20秒) ロ 2から75度700メートルのところ (北緯32度47分23秒,東経130度23分6秒) ハ 3から49度30分100メートルのところ (北緯32度47分41秒,東経130度22分22秒) ニ 4から27度185メートルのところ (北緯32度47分37秒,東経130度22分27秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	島原市 (三会、有明町を除く)		新規	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2903号	長崎県 島原市 前浜 長浜 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、3、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く	1 島原市前浜中河川河口南岸護岸角 (北緯32度48分40秒,東経130度21分45秒) 2 同市長浜護岸標識(付根から67メートルのところ) (北緯32度47分17秒,東経130度22分40秒) 3 同市猛島海岸護岸標識A(護岸斜路南側) (北緯32度47分39秒,東経130度22分19秒) 4 同市猛島海岸護岸標識B(猛島漁港中防波堤南側付根から南方海岸沿いに150メートルのところ) (北緯32度47分32秒,東経130度22分23秒)	イ 1から75度300メートルのところ (北緯32度48分43秒,東経130度21分56秒) ロ 2から75度300メートルのところ (北緯32度47分19秒,東経130度22分51秒) ハ 3から49度30分100メートルのところ (北緯32度47分41秒,東経130度22分22秒) ニ 4から27度185メートルのところ (北緯32度47分37秒,東経130度22分27秒)	第3種 貝類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	島原市 (三会、有明町を除く)		新規	
南区計第514号	長崎県 南島原市 深江町 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 島原市と南島原市との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度44分15秒,東経130度22分22秒) 2 南島原市深江町馬場名深江漁港旧東防波堤北川付根 (北緯32度42分54秒,東経130度21分9秒)	イ 1から155度200メートルのところ (北緯32度44分9秒,東経130度22分26秒) ロ 2から103度170メートルのところ (北緯32度42分52秒,東経130度21分16秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	南島原市 深江町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第515号	長崎県南島原市深江町地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 島原市と南島原市との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度44分15秒,東経130度22分22秒) 2 南島原市深江町馬場名深江漁港旧東防波堤北側付根 (北緯32度42分54秒,東経130度21分9秒)	イ 1から155度200メートルのところ (北緯32度44分9秒,東経130度22分26秒) ロ 1から155度1300メートルのところ (北緯32度42分52秒,東経130度21分16秒) ハ 2から103度1000メートルのところ (北緯32度42分44秒,東経130度21分46秒) ニ 2から103度170メートルのところ (北緯32度42分52秒,東経130度21分16秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南島原市 深江町		継続	
南区計第516号	長崎県南島原市深江町馬場名須之崎地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市深江町馬場名深江漁港山房D護岸北西端 (北緯32度42分38秒,東経130度20分54秒) 2 南島原市深江町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度42分31秒,東経130度20分46秒)	イ 2から103度380メートルのところ (北緯32度42分29秒,東経130度21分0秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南島原市 深江町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第517号	長崎県南島原市深江町馬場名大字船津須ノ崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市深江町深江漁港西外防波堤南西端標識 (北緯32度42分41秒,東経130度21分3秒) 2 同市深江町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度42分31秒,東経130度20分46秒)	イ 1から120度200メートルのところ (北緯32度42分38秒,東経130度21分10秒) ロ 1から120度370メートルのところ (北緯32度42分35秒,東経130度21分16秒) ハ 2から103度700メートルのところ (北緯32度42分26秒,東経130度21分12秒) ニ 2から103度400メートルのところ (北緯32度42分28秒,東経130度21分1秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市深江町		継続	
南区計第110号	長崎県南島原市深江町馬場名大字船津須ノ崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市深江町馬場名深江漁港西外防波堤標識 (北緯32度42分44秒,東経130度21分7秒)	イ 1から172度60メートルのところ (北緯32度42分42秒,東経130度21分6秒) ロ 1から187度30分150メートルのところ (北緯32度42分39秒,東経130度21分8秒) ハ 1から206度30分180メートルのところ (北緯32度42分38秒,東経130度21分6秒) ニ 1から222度120メートルのところ (北緯32度42分41秒,東経130度21分4秒)	第2種 介類築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第111号	長崎県南島原市深江町馬場名山房地先	次の1、2、3、4、5、6の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市深江町馬場名山房A護岸北端 (北緯32度42分38秒,東経130度20分54秒) 2 同市同町同名深江漁港山房A護岸南東端 (北緯32度42分37秒,東経130度21分3秒) 3 同市同町同名深江漁港山房A護岸南東端 (北緯32度42分35秒,東経130度21分1秒) 4 同市同町同名深江漁港山房C護岸南西端 (北緯32度42分33秒,東経130度20分58秒) 5 同市同町同名深江漁港山房D護岸北西端 (北緯32度42分38秒,東経130度20分54秒) 6 同市同町同名山房深江町クルマエビ養殖用作業保管施設下標識 (北緯32度42分39秒,東経130度20分59秒)		第2種 介類築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第518号	長崎県南島原市布津町大崎名地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市深江町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度42分31秒,東経130度20分46秒) 2 同市布津町大崎名大崎鼻東端 (北緯32度41分42秒,東経130度21分27秒) 3 同市同町同名布津漁港北防波堤標識(北防波堤北東角から南東方防波堤沿いに100メートルのところ) (北緯32度41分22秒,東経130度21分32秒)	イ 1から106度100メートルのところ (北緯32度42分31秒,東経130度20分50秒) ロ 1から106度1190メートルのところ (北緯32度42分20秒,東経130度21分30秒) ハ 2から60度460メートルのところ (北緯32度41分49秒,東経130度21分43秒) ニ 3から101度130メートルのところ (北緯32度41分21秒,東経130度21分37秒) ホ 2から60度100メートルのところ (北緯32度41分44秒,東経130度21分31秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市布津町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第519号	長崎県南島原市布津町貝崎名地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市布津町大崎名湯田船溜南側防波堤付根 (北緯32度41分21秒,東経130度21分21秒) 2 同市同町貝崎名貝崎船溜北側防波堤付根 (北緯32度40分54秒,東経130度21分13秒) 3 同市同町同名丸山船溜北側防波堤付根 (北緯32度40分38秒,東経130度20分60秒) 4 同市同町同名野田船溜北側防波堤付根 (北緯32度40分25秒,東経130度20分50秒) 5 同市布津町と同市有家町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度40分20秒,東経130度20分40秒)	イ 1から118度300メートルのところ (北緯32度41分17秒,東経130度21分31秒) ロ 1から118度500メートルのところ (北緯32度41分14秒,東経130度21分37秒) ハ 2から119度30分650メートルのところ (北緯32度40分43秒,東経130度21分35秒) ニ 3から140度600メートルのところ (北緯32度40分23秒,東経130度21分14秒) ホ 4から160度600メートルのところ (北緯32度40分8秒,東経130度20分58秒) ヘ 5から160度600メートルのところ (北緯32度40分1秒,東経130度20分48秒) ト 5から160度100メートルのところ (北緯32度40分16秒,東経130度20分42秒) チ 4から160度100メートルのところ (北緯32度40分23秒,東経130度20分52秒) リ 3から140度100メートルのところ (北緯32度40分35秒,東経130度21分2秒) ヌ 2から119度30分100メートルのところ (北緯32度40分52秒,東経130度21分16秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市布津町		継続	
南区計第520号	長崎県南島原市有家町堂崎浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市有家町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度40分20秒,東経130度20分40秒) 2 同市有家町石田字古城護岸標識(いりふね橋東端) (北緯32度40分11秒,東経130度19分59秒)	イ 1から160度320メートルのところ (北緯32度40分10秒,東経130度20分44秒) ロ 1から160度630メートルのところ (北緯32度40分0秒,東経130度20分48秒) ハ 2から138度940メートルのところ (北緯32度39分48秒,東経130度20分23秒) ニ 2から138度620メートルのところ (北緯32度39分55秒,東経130度20分14秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市有家町原尾大苑石田	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第521号	長崎県南島原市有家町石田地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市有家町石田地先港東側防波堤付根 (北緯32度39分52秒,東経130度19分32秒) 2 同市同町石田と同町蒲河との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分55秒,東経130度19分22秒)	イ 1から157度30分510メートルのところ (北緯32度39分37秒,東経130度19分40秒) ロ 1から157度30分780メートルのところ (北緯32度39分29秒,東経130度19分44秒) ハ 2から160度1020メートルのところ (北緯32度39分24秒,東経130度19分35秒) ニ 2から160度750メートルのところ (北緯32度39分32秒,東経130度19分31秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 原尾 大苑 石田	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第522号	長崎県南島原市有家町蒲河地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市有家町蒲河白崎鼻標識 (北緯32度39分38秒,東経130度19分18秒)	イ 1から124度200メートルのところ (北緯32度39分34秒,東経130度19分25秒) ロ 1から124度275メートルのところ (北緯32度39分33秒,東経130度19分27秒) ハ 1から96度30分265メートルのところ (北緯32度39分37秒,東経130度19分28秒) ニ 1から67度230メートルのところ (北緯32度39分41秒,東経130度19分26秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第523号	長崎県南島原市有家町蒲河地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市有家町石田と同町蒲河との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分55秒,東経130度19分22秒) 2 同市同町蒲河白崎鼻標識 (北緯32度39分38秒,東経130度19分18秒)	イ 1から160度750メートルのところ (北緯32度39分32秒,東経130度19分31秒) ロ 1から160度1020メートルのところ (北緯32度39分24秒,東経130度19分35秒) ハ 2から147度30分600メートルのところ (北緯32度39分22秒,東経130度19分30秒) ニ 2から147度30分320メートルのところ (北緯32度39分29秒,東経130度19分24秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第524号	長崎県南島原市有家町蒲河地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市有家町蒲河白崎鼻標識 (北緯32度39分38秒,東経130度19分18秒) 2 同市同町小川タンタン尻鼻護岸旧波止付根標識 (北緯32度39分24秒,東経130度18分47秒)	イ 1から147度30分320メートルのところ (北緯32度39分29秒,東経130度19分24秒) ロ 1から147度30分600メートルのところ (北緯32度39分22秒,東経130度19分30秒) ハ 2から153度550メートルのところ (北緯32度39分8秒,東経130度18分57秒) ニ 2から153度250メートルのところ (北緯32度39分16秒,東経130度18分52秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第525号	長崎県南島原市有家町小川地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市有家町小川有家漁港南防波堤恵比須像 (北緯32度39分19秒,東経130度18分35秒) 2 同市同町有家川河口東岸標識 (北緯32度39分6秒,東経130度18分8秒)	イ 1から140度30分560メートルのところ (北緯32度39分5秒,東経130度18分49秒) ロ 2から160度500メートルのところ (北緯32度38分51秒,東経130度18分14秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市有家町蒲河小川中須川	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第803号	長崎県南島原市有家町石田地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市有家町石田新堂崎港南側防波堤付根 (北緯32度40分2秒,東経130度19分56秒) 2 同市同町石田石田港東側防波堤付根 (北緯32度39分52秒,東経130度19分32秒) 3 同市同町石田と同町蒲河との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分55秒,東経130度19分22秒)	イ 1から149度750メートルのところ (北緯32度39分41秒,東経130度20分11秒) ロ 2から157度30分780メートルのところ (北緯32度39分29秒,東経130度19分44秒) ハ 2から157度30分510メートルのところ (北緯32度39分37秒,東経130度19分40秒) ニ 3から160度750メートルのところ (北緯32度39分32秒,東経130度19分31秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第526号	長崎県南島原市西有家町須川向地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市西有家町須川向有家川西側河口標識 (北緯32度39分6秒,東経130度18分5秒) 2 同市同町須川恵比須神社西側防波堤付根 (北緯32度39分8秒,東経130度17分39秒)	イ 1から160度50メートルのところ (北緯32度39分4秒,東経130度18分6秒) ロ 1から160度550メートルのところ (北緯32度38分49秒,東経130度18分12秒) ハ 2から180度350メートルのところ (北緯32度38分57秒,東経130度17分39秒) ニ 2から180度100メートルのところ (北緯32度39分5秒,東経130度17分39秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南島原市西有家町	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第527号	長崎県南島原市西有家町龍石地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市西有家町龍石西之浦護岸標識 (金比羅山付根から120メートルのところ) (北緯32度39分10秒,東経130度16分56秒) 2 同市同町龍石金比羅山鼻南端 (北緯32度39分9秒,東経130度16分50秒) 3 同市同町龍石竜石川河口東岸標識 (北緯32度39分12秒,東経130度16分11秒) 4 同市同町と同市北有馬町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分9秒,東経130度15分54秒)	イ 1から167度30分680メートルのところ (北緯32度38分49秒,東経130度17分1秒) ロ 3から150度1130メートルのところ (北緯32度38分40秒,東経130度16分33秒) ハ 3から150度600メートルのところ (北緯32度38分55秒,東経130度16分23秒) ニ 4から150度600メートルのところ (北緯32度38分52秒,東経130度16分6秒) ホ 4から150度300メートルのところ (北緯32度39分0秒,東経130度16分0秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南島原市西有家町	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第528号	長崎県南島原市西有家町大字引無田龍石地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市西有家町龍石竜石川河口東岸標識 (北緯32度39分12秒,東経130度16分11秒) 2 同市同町と同市北有馬町との最高高潮時海岸線における境界 (北緯32度39分9秒,東経130度15分54秒)	イ 1から150度600メートルのところ (北緯32度38分55秒,東経130度16分23秒) ロ 1から150度1130メートルのところ (北緯32度38分40秒,東経130度16分33秒) ハ 2から150度1200メートルのところ (北緯32度38分35秒,東経130度16分17秒) ニ 2から150度600メートルのところ (北緯32度38分52秒,東経130度16分6秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第529号	長崎県南島原市南有馬町有馬干拓東岸地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市南有馬町有馬干拓7号ポイント (北緯32度38分52秒,東経130度15分57秒) 2 同市同町有馬干拓護岸標識(新防波堤付根から北方海岸沿い)に47メートルのところ (北緯32度38分21秒,東経130度15分28秒)	イ 1から135度800メートルのところ (北緯32度38分33秒,東経130度16分19秒) ロ 2から124度620メートルのところ (北緯32度38分9秒,東経130度15分48秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南島原市南有馬町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第530号	長崎県南島原市南有馬町大江名地先	次の1、2、イ、3、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市南有馬町大江名砂原町営住宅下国道護岸標識(北緯32度37分39秒,東経130度14分27秒) 2 同市同町同名防波堤西端(北緯32度37分36秒,東経130度14分39秒) 3 同市同町同名字向小屋沖ノ瀬標識灯(北緯32度36分41秒,東経130度14分14秒) 4 同市同町同名字向小屋鼻崎突端標識(北緯32度36分44秒,東経130度13分58秒)	イ 1から136度880メートルのところ(北緯32度37分18秒,東経130度14分50秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市南有馬町		継続	
南区計第531号	長崎県南島原市南有馬町吉川名字菰蒲田地先	次のイ、ロ、4、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市南有馬町吉川名字向小屋鼻崎突端標識(北緯32度36分44秒,東経130度13分58秒) 2 同市同町同名字菰蒲田石山先端標識(北緯32度36分19秒,東経130度13分5秒) 3 同市同町と同市口之津町との最高高潮時海岸線における境界(北緯32度36分16秒,東経130度12分29秒) 4 同市同町吉川名字菰蒲田石山アブラ瀬標識(北緯32度36分16秒,東経130度13分4秒)	イ 1から180度100メートルのところ(北緯32度36分41秒,東経130度13分58秒) ロ 1から180度500メートルのところ(北緯32度36分28秒,東経130度13分58秒) ハ 3から176度250メートルのところ(北緯32度36分8秒,東経130度12分29秒) ニ 3から176度100メートルのところ(北緯32度36分13秒,東経130度12分29秒) ホ 2から180度50メートルのところ(北緯32度36分18秒,東経130度13分5秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市南有馬町口之津町加津佐町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第532号	長崎県南島原市口之津町白間崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市口之津町おこんご標識A(北緯32度35分55秒,東経130度11分23秒) 2 同市同町おこんご標識B(1から西方海岸沿いに75メートルのところ)(北緯32度35分54秒,東経130度11分20秒)	イ 2から170度50メートルのところ(北緯32度35分53秒,東経130度11分20秒) ロ 2から170度125メートルのところ(北緯32度35分50秒,東経130度11分21秒) ハ 1から134度30分170メートルのところ(北緯32度35分51秒,東経130度11分27秒) ニ 1から108度140メートルのところ(北緯32度35分54秒,東経130度11分28秒)	第1種藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市口之津町		継続	
南区計第533号	長崎県南島原市加津佐町女島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市加津佐町水 downstream 堀川筋防波堤曲がり角標識(北緯32度37分29秒,東経130度9分37秒) 2 同市同町野馬水の波止突端標識(北緯32度36分60秒,東経130度10分11秒) 3 同市口之津町早崎名天狗鼻標識(北緯32度35分52秒,東経130度9分57秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から240メートルのところ(北緯32度37分23秒,東経130度9分44秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から320メートルのところ(北緯32度37分19秒,東経130度9分39秒) ハ 1と3を結ぶ直線上1から930メートルのところ(北緯32度36分59秒,東経130度9分43秒) ニ 1と2を結ぶ直線上2から230メートルのところ(北緯32度37分5秒,東経130度10分5秒)	第1種藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市加津佐町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1000号	長崎県南島原市口之津町角屋地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市口之津町角屋東側防波堤付根標識 (北緯32度36分25秒,東経130度12分10秒)	イ 1から272度30分230メートルのところ (北緯32度36分25秒,東経130度12分1秒) ロ 1から254度30分150メートルのところ (北緯32度36分24秒,東経130度12分4秒) ハ 1から245度180メートルのところ (北緯32度36分23秒,東経130度12分3秒) ニ 1から264度250メートルのところ (北緯32度36分24秒,東経130度11分60秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市口之津町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1001号	長崎県南島原市口之津町港町地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市口之津町港町有馬屋水産前護岸標識A (北緯32度36分31秒,東経130度11分49秒) 2 同市同町港町護岸標識B (北緯32度36分29秒,東経130度11分57秒)	イ 1から192度70メートルのところ (北緯32度36分28秒,東経130度11分48秒) ロ 1から192度170メートルのところ (北緯32度36分25秒,東経130度11分47秒) ハ 2から192度170メートルのところ (北緯32度36分24秒,東経130度11分56秒) ニ 2から192度70メートルのところ (北緯32度36分27秒,東経130度11分56秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市口之津町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1002号	長崎県南島原市口之津町港町地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市口之津町港町丁4140倉庫跡地下標識 (北緯32度36分32秒,東経130度11分42秒)	イ 1から167度80メートルのところ (北緯32度36分30秒,東経130度11分43秒) ロ 1から163度70メートルのところ (北緯32度36分30秒,東経130度11分43秒) ハ 1から139度92メートルのところ (北緯32度36分30秒,東経130度11分44秒) ニ 1から145度100メートルのところ (北緯32度36分30秒,東経130度11分44秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市口之津町	1. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1003号	長崎県南島原市口之津町東大屋名海員学校敷地地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市口之津町東大屋名海員学校敷地南東角 (北緯32度36分32秒,東経130度11分36秒) 2 同市同町同名港町丁4140倉庫跡敷地下標識(1から東方海岸沿いに125メートルのところ) (北緯32度36分32秒,東経130度11分41秒)	イ 1から180度50メートルのところ (北緯32度36分31秒,東経130度11分36秒) ロ 1から180度160メートルのところ (北緯32度36分27秒,東経130度11分36秒) ハ 2から180度160メートルのところ (北緯32度36分27秒,東経130度11分41秒) ニ 2から180度50メートルのところ (北緯32度36分31秒,東経130度11分41秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市口之津町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2013号	長崎県南島原市口之津町仲町地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南島原市口之津町仲町護岸東標識 (北緯32度36分16秒,東経130度11分36秒) 2 同市同町仲町護岸標識 (北緯32度36分19秒,東経130度11分28秒)	イ 1から28度100メートルのところ (北緯32度36分19秒,東経130度11分38秒) ロ 2から28度70メートルのところ (北緯32度36分21秒,東経130度11分29秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南島原市口之津町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2504号	長崎県南島原市口之津町港町地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南島原市口之津町港町有馬屋水産前護岸標識A (北緯32度36分31秒,東経130度11分49秒) 2 同市同町港町護岸標識B (北緯32度36分29秒,東経130度11分57秒)	イ 1から192度70メートルのところ (北緯32度36分28秒,東経130度11分48秒) ロ 1から192度170メートルのところ (北緯32度36分25秒,東経130度11分47秒) ハ 2から192度170メートルのところ (北緯32度36分24秒,東経130度11分56秒) ニ 2から192度70メートルのところ (北緯32度36分27秒,東経130度11分56秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南島原市口之津町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1004号	長崎県雲仙市南串山町児島地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 雲仙市南串山町児島北消波堤東端標識(北緯32度41分19秒,東経130度8分24秒) 2 同市同町児島北消波堤標識(1から西方消波堤沿いに122メートルのところ)(北緯32度41分19秒,東経130度8分19秒) 3 同市同町児島南消波堤西端標識(北緯32度41分14秒,東経130度8分12秒)	イ 1から90度200メートルのところ(北緯32度41分19秒,東経130度8分32秒) ロ 1から149度400メートルのところ(北緯32度41分7秒,東経130度8分32秒) ハ 3から176度390メートルのところ(北緯32度41分2秒,東経130度8分13秒) ニ 3から200度330メートルのところ(北緯32度41分4秒,東経130度8分7秒) ホ 3から259度110メートルのところ(北緯32度41分14秒,東経130度8分8秒) ヘ 3から114度30分50メートルのところ(北緯32度41分14秒,東経130度8分13秒) ト 3から114度30分120メートルのところ(北緯32度41分13秒,東経130度8分16秒) チ 1から222度30分230メートルのところ(北緯32度41分13秒,東経130度8分18秒) リ 1から230度180メートルのところ(北緯32度41分15秒,東経130度8分19秒) ヌ 1から248度30分170メートルのところ(北緯32度41分17秒,東経130度8分18秒) ル 2から185度20メートルのところ(北緯32度41分18秒,東経130度8分19秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市南串山町	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1005号	長崎県雲仙市小浜町金浜長戸地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市小浜町金浜埋立地西北端標識(北緯32度42分28秒,東経130度11分2秒) 2 同市同町葉切護岸標識(葉切防波堤付根から東方護岸沿いに100メートルのところ)(北緯32度42分15秒,東経130度10分36秒)	イ 1から307度30分130メートルのところ(北緯32度42分30秒,東経130度10分57秒) ロ 1から307度30分400メートルのところ(北緯32度42分36秒,東経130度10分49秒) ハ 2から307度30分410メートルのところ(北緯32度42分23秒,東経130度10分24秒) ニ 2から307度30分140メートルのところ(北緯32度42分18秒,東経130度10分32秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市小浜町飛子金浜	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1006号	長崎県 雲仙市 小浜町 富津 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市小浜町富津漁港西防波堤標識(防波堤付根から50メートルのところ) (北緯32度45分22秒,東経130度11分59秒) 2 同市同町富津弁天公園電灯前標識 (北緯32度45分20秒,東経130度11分53秒)	イ 1から156度45メートルのところ (北緯32度45分20秒,東経130度11分59秒) ロ 2から156度70メートルのところ (北緯32度45分18秒,東経130度11分54秒) ハ 2から156度180メートルのところ (北緯32度45分15秒,東経130度11分56秒) ニ 1から156度160メートルのところ (北緯32度45分17秒,東経130度12分1秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 小浜町 富津 北本町 南本町 北木指 南木指	1. 二の点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1007号	長崎県 雲仙市 千々石町 宇崎 戸崎鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市千々石町宇崎泊尻標識(南共第25号の基点1から北西方海岸沿いに50メートルのところ) (北緯32度46分14秒,東経130度11分20秒) 2 同市同町同宇崎鼻南標識 (北緯32度46分25秒,東経130度11分11秒)	イ 1から270度370メートルのところ (北緯32度46分14秒,東経130度11分5秒) ロ 1から270度550メートルのところ (北緯32度46分14秒,東経130度10分58秒) ハ 2から238度450メートルのところ (北緯32度46分18秒,東経130度10分56秒) ニ 2から238度270メートルのところ (北緯32度46分21秒,東経130度11分2秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 千々石町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1008号	長崎県雲仙市千々石町宇戸崎戸崎鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市千々石町宇戸崎戸崎鼻北標識(ハト穴北方5メートルのところ) (北緯32度46分30秒,東経130度11分10秒)	イ 1から279度30分510メートルのところ (北緯32度46分32秒,東経130度10分50秒) ロ 1から268度30分670メートルのところ (北緯32度46分29秒,東経130度10分44秒) ハ 1から233度600メートルのところ (北緯32度46分18秒,東経130度10分51秒) ニ 1から229度400メートルのところ (北緯32度46分21秒,東経130度10分58秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市千々石町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1009号	長崎県雲仙市千々石町宇戸崎迫地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市千々石町宇戸崎迫横石標識(千々石漁港西側防波堤付根から南西方海岸沿いに280メートルのところ) (北緯32度46分38秒,東経130度11分21秒) 2 同市同町同字椎木鼻標識(椎木鼻北端から南西方海岸沿いに47メートルのところ) (北緯32度46分31秒,東経130度11分10秒)	イ 1から315度110メートルのところ (北緯32度46分41秒,東経130度11分18秒) ロ 1から315度178メートルのところ (北緯32度46分42秒,東経130度11分17秒) ハ 2から315度128メートルのところ (北緯32度46分34秒,東経130度11分7秒) ニ 2から315度60メートルのところ (北緯32度46分32秒,東経130度11分9秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市千々石町	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2014号	長崎県 雲仙市 南串山町 字椎木川 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 雲仙市南串山町倉越海岸北側突堤東側付根標識 (北緯32度40分57秒,東経130度9分4秒) 2 同市同町字椎木川国道護岸標識(椎木川曲がり防波堤付根から西方護岸沿いに110メートルのところ) (北緯32度40分58秒,東経130度9分12秒)	イ 1から338度350メートルのところ (北緯32度41分7秒,東経130度8分59秒) ロ 1から338度450メートルのところ (北緯32度41分10秒,東経130度8分58秒) ハ 2から338度450メートルのところ (北緯32度41分11秒,東経130度9分5秒) ニ 2から338度350メートルのところ (北緯32度41分8秒,東経130度9分7秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 南串山町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1010号	長崎県 諫早市 飯盛町 後田 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市飯盛町後田水源地ポンプ小屋ポール下標識 (北緯32度46分21秒,東経130度2分47秒) 2 同市同町後田海岸標識(1から北東海岸沿いに200メートルのところ) (北緯32度46分26秒,東経130度2分51秒)	イ 1から124度300メートルのところ (北緯32度46分15秒,東経130度2分56秒) ロ 1から124度400メートルのところ (北緯32度46分13秒,東経130度2分59秒) ハ 2から124度400メートルのところ (北緯32度46分19秒,東経130度3分4秒) ニ 2から124度300メートルのところ (北緯32度46分20秒,東経130度3分1秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 飯盛町 江の浦	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1011号	長崎県 諫早市 飯盛町 川下 上の島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市飯盛町川下上の島北端 (北緯32度45分21秒,東経130度0分13秒)	イ 1から0度50メートルのところ (北緯32度45分22秒,東経130度0分13秒) ロ 1から0度380メートルのところ (北緯32度45分33秒,東経130度0分13秒) ハ 1から314度450メートルのところ (北緯32度45分31秒,東経130度0分1秒) ニ 1から264度30分330メートルのところ (北緯32度45分20秒,東経130度0分1秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 飯盛町 池下	1. 漁具により、みだりに船舶の航行を妨げてはならない。 2. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2505号	長崎県 諫早市 飯盛町 後田 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市飯盛町後田海岸標識 (北緯32度46分14秒,東経130度2分41秒)	イ 1から308度190メートルのところ (北緯32度46分10秒,東経130度2分45秒) ロ 1から321度210メートルのところ (北緯32度46分9秒,東経130度2分46秒) ハ 1から309度310メートルのところ (北緯32度46分12秒,東経130度2分49秒) ニ 1から321度210メートルのところ (北緯32度46分13秒,東経130度2分47秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 飯盛町 江の浦	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2506号	長崎県 諫早市 飯盛町 後田 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市飯盛町向島灯台 (北緯32度45分41秒,東経130度2分59秒)	イ 1から142度150メートルのところ (北緯32度45分44秒,東経130度2分53秒) ロ 1から137度200メートルのところ (北緯32度45分46秒,東経130度2分53秒) ハ 1から106度30分215メートルのところ (北緯32度45分47秒,東経130度2分49秒) ニ 1から101度165メートルのところ (北緯32度45分45秒,東経130度2分49秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 飯盛町 江の浦	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	
南区計第1012号	長崎県 長崎市 牧島町 横座 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町横座造船所船台東護岸標識 (北緯32度45分6秒,東経129度59分1秒) 2 同市同町横座横座護岸標識A(1から東方海岸沿いに50メートルのところ) (北緯32度45分7秒,東経129度59分3秒)	イ 1から325度90メートルのところ (北緯32度45分8秒,東経129度58分59秒) ロ 1から325度166メートルのところ (北緯32度45分10秒,東経129度58分58秒) ハ 2から325度156メートルのところ (北緯32度45分11秒,東経129度58分59秒) ニ 2から325度80メートルのところ (北緯32度45分9秒,東経129度59分1秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1013号	長崎県 長崎市 牧島町 横座 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町横座造船所船台西護岸標識 (北緯32度45分5秒,東経129度59分1秒) 2 同市同町横座横座護岸標識B(1から西方海岸沿いに50メートルのところ) (北緯32度45分4秒,東経129度58分60秒)	イ 1から325度95メートルのところ (北緯32度45分8秒,東経129度58分59秒) ロ 1から325度169メートルのところ (北緯32度45分10秒,東経129度58分57秒) ハ 2から325度169メートルのところ (北緯32度45分8秒,東経129度58分56秒) ニ 2から325度95メートルのところ (北緯32度45分6秒,東経129度58分58秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)		継続	
南区計第1014号	長崎県 長崎市 牧島町 横座 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町堀切旧金子真珠作業場西角標識 (北緯32度45分2秒,東経129度58分57秒) 2 同市同町横座横座護岸標識C(1から東方海岸沿いに50メートルのところ) (北緯32度45分3秒,東経129度58分58秒)	イ 1から325度90メートルのところ (北緯32度45分5秒,東経129度58分54秒) ロ 1から325度164メートルのところ (北緯32度45分7秒,東経129度58分53秒) ハ 2から325度169メートルのところ (北緯32度45分8秒,東経129度58分55秒) ニ 2から325度95メートルのところ (北緯32度45分6秒,東経129度58分56秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1015号	長崎県 長崎市 牧島町 島ノ前 地先	次のイ、ロ、2、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町日の浦漁港北側防波堤突端標識 (北緯32度45分10秒,東経129度58分49秒) 2 同市同町島ノ前防波堤突端標識 (北緯32度45分21秒,東経129度58分46秒)	イ 1から22度30分40メートルのところ (北緯32度45分12秒,東経129度58分49秒) ロ 1から22度30分280メートルのところ (北緯32度45分18秒,東経129度58分53秒) ハ 2から204度198メートルのところ (北緯32度45分15秒,東経129度58分43秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1016号	長崎県 長崎市 牧島町 島ノ前 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町島ノ前埋立地護岸南側標識 (埋立地護岸南東端から北方海岸沿いに20メートルのところ) (北緯32度45分29秒,東経129度58分50秒) 2 同市同町埋立地護岸北側標識(1から北方海岸沿いに150メートルのところ) (北緯32度45分33秒,東経129度58分50秒)	イ 1から90度130メートルのところ (北緯32度45分29秒,東経129度58分55秒) ロ 1から90度155メートルのところ (北緯32度45分29秒,東経129度58分56秒) ハ 2から90度105メートルのところ (北緯32度45分33秒,東経129度58分54秒) ニ 2から90度80メートルのところ (北緯32度45分33秒,東経129度58分53秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1017号	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 銭ガマ西側 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町銭ガマ西側埋立地標識 (北緯32度45分37秒,東経129度58分34秒) 2 同市同町中ノ浦二本松鼻北西標識 (北緯32度45分36秒,東経129度58分31秒)	イ 1から0度40メートルのところ (北緯32度45分38秒,東経129度58分34秒) ロ 2から0度62メートルのところ (北緯32度45分38秒,東経129度58分31秒) ハ 2から0度15メートルのところ (北緯32度45分36秒,東経129度58分31秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1018号	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町ワンセ鼻石垣 (北緯32度45分36秒,東経129度58分20秒) 2 同市同町ワンセ鼻護岸標識(1から西方海岸沿いに45メートルのところ) (北緯32度45分36秒,東経129度58分18秒)	イ 1から0度45メートルのところ (北緯32度45分38秒,東経129度58分20秒) ロ 1から0度100メートルのところ (北緯32度45分40秒,東経129度58分20秒) ハ 2から0度135メートルのところ (北緯32度45分40秒,東経129度58分18秒) ニ 2から0度80メートルのところ (北緯32度45分38秒,東経129度58分18秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1019号	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町銭亀鼻標識A(ワンセ鼻コンクリート埋立地西角から西方海岸沿いに55メートルのところ) (北緯32度45分36秒,東経129度58分18秒) 2 同市同町銭亀鼻標識B(1から西方海岸沿いに78メートルのところ) (北緯32度45分36秒,東経129度58分15秒)	イ 1から0度85メートルのところ (北緯32度45分38秒,東経129度58分18秒) ロ 1から0度140メートルのところ (北緯32度45分40秒,東経129度58分18秒) ハ 2から0度150メートルのところ (北緯32度45分41秒,東経129度58分15秒) ニ 2から0度95メートルのところ (北緯32度45分39秒,東経129度58分15秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1020号	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町下津ノ浦鼻石垣突角標識 (北緯32度45分36秒,東経129度58分11秒) 2 同市同町下津ノ浦鼻北西端標識(1から西方海岸沿いに70メートルのところ) (北緯32度45分36秒,東経129度58分8秒)	イ 1から0度100メートルのところ (北緯32度45分39秒,東経129度58分11秒) ロ 1から0度180メートルのところ (北緯32度45分42秒,東経129度58分11秒) ハ 2から0度160メートルのところ (北緯32度45分41秒,東経129度58分8秒) ニ 2から0度80メートルのところ (北緯32度45分39秒,東経129度58分8秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1021号	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町下津ノ浦小浦標識 (北緯32度45分36秒,東経129度58分7秒) 2 同市同町下津ノ浦大壁東側海岸標識(1から西方海岸沿い)に90メートルのところ (北緯32度45分38秒,東経129度58分4秒)	イ 1から0度110メートルのところ (北緯32度45分40秒,東経129度58分7秒) ロ 1から0度190メートルのところ (北緯32度45分42秒,東経129度58分7秒) ハ 2から0度130メートルのところ (北緯32度45分42秒,東経129度58分4秒) ニ 2から0度50メートルのところ (北緯32度45分40秒,東経129度58分4秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1022号	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町虫山鼻北端標識 (北緯32度45分39秒,東経129度58分1秒) 2 同市同町下津ノ浦大壁中間海岸標識(1から東方海岸沿い)に66メートルのところ (北緯32度45分38秒,東経129度58分4秒)	イ 1から0度50メートルのところ (北緯32度45分41秒,東経129度58分1秒) ロ 1から0度130メートルのところ (北緯32度45分43秒,東経129度58分1秒) ハ 2から0度140メートルのところ (北緯32度45分43秒,東経129度58分4秒) ニ 2から0度60メートルのところ (北緯32度45分40秒,東経129度58分4秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1023号	長崎県 長崎市 牧島町 切宮 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町切宮北端標識 (北緯32度45分45秒,東経129度57分54秒) 2 同市同町虫山浦西側海岸標識(1から南方海岸沿いに180メートルのところ) (北緯32度45分40秒,東経129度57分56秒)	イ 1から100度70メートルのところ (北緯32度45分44秒,東経129度57分57秒) ロ 1から100度141メートルのところ (北緯32度45分44秒,東経129度57分60秒) ハ 2から90度95メートルのところ (北緯32度45分40秒,東経129度57分60秒) ニ 2から90度40メートルのところ (北緯32度45分40秒,東経129度57分58秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1024号	長崎県 長崎市 牧島町 穴口 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町切宮北西端標識 (北緯32度45分44秒,東経129度57分51秒) 2 同市同町穴口穴口海岸標識A(1から南方海岸沿いに150メートルのところ) (北緯32度45分39秒,東経129度57分51秒)	イ 1から270度120メートルのところ (北緯32度45分44秒,東経129度57分47秒) ロ 1から270度240メートルのところ (北緯32度45分44秒,東経129度57分42秒) ハ 2から270度300メートルのところ (北緯32度45分39秒,東経129度57分40秒) ニ 2から270度100メートルのところ (北緯32度45分39秒,東経129度57分47秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1025号	長崎県長崎にかき道地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町穴口海岸標識B(切宮鼻北西端標識から南方海岸沿いに170メートルのところ) (北緯32度45分39秒,東経129度57分52秒) 2 同市同町穴口海岸標識C(1から南方海岸沿いに170メートルのところ) (北緯32度45分33秒,東経129度57分56秒)	イ 1から270度400メートルのところ (北緯32度45分39秒,東経129度57分37秒) ロ 2から270度470メートルのところ (北緯32度45分33秒,東経129度57分37秒) ハ 2から270度560メートルのところ (北緯32度45分33秒,東経129度57分34秒) ニ 1から270度490メートルのところ (北緯32度45分39秒,東経129度57分33秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市東町田中町矢上町かき道1丁目かき道2丁目かき道3丁目(旧戸石町を除く)かき道4丁目(旧戸石町を除く)かき道5丁目かき道6丁目	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1026号	長崎県長崎市牧島町穴口地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町穴口海岸標識B(切宮鼻北西端標識から南方海岸沿いに170メートルのところ) (北緯32度45分39秒,東経129度57分52秒) 2 同市同町穴口海岸標識C(1から南方海岸沿いに170メートルのところ) (北緯32度45分33秒,東経129度57分56秒)	イ 1から270度130メートルのところ (北緯32度45分39秒,東経129度57分47秒) ロ 1から270度300メートルのところ (北緯32度45分39秒,東経129度57分40秒) ハ 2から270度365メートルのところ (北緯32度45分33秒,東経129度57分41秒) ニ 2から270度195メートルのところ (北緯32度45分33秒,東経129度57分49秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市戸石町牧島町かき道3丁目(旧東町を除く)かき道4丁目(旧東町を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1027号	長崎県 長崎市 牧島町 穴口 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町穴口海岸標識D(切宮鼻北西端標識から南方海岸沿いに370メートルのところ) (北緯32度45分33秒,東経129度57分56秒) 2 同市同町穴口海岸標識E(1から南方海岸沿いに150メートルのところ) (北緯32度45分28秒,東経129度57分57秒)	イ 1から270度160メートルのところ (北緯32度45分33秒,東経129度57分49秒) ロ 1から270度330メートルのところ (北緯32度45分33秒,東経129度57分43秒) ハ 2から270度355メートルのところ (北緯32度45分28秒,東経129度57分43秒) ニ 2から270度185メートルのところ (北緯32度45分28秒,東経129度57分49秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1028号	長崎県 長崎市 牧島町 穴口 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町穴口海岸総合科学大学記念碑付根標識 (北緯32度45分25秒,東経129度57分59秒) 2 同市同町穴口海岸標識E(1から北方海岸沿いに100メートルのところ) (北緯32度45分28秒,東経129度57分56秒)	イ 1から270度155メートルのところ (北緯32度45分25秒,東経129度57分52秒) ロ 1から270度345メートルのところ (北緯32度45分25秒,東経129度57分45秒) ハ 2から270度310メートルのところ (北緯32度45分28秒,東経129度57分44秒) ニ 2から270度120メートルのところ (北緯32度45分28秒,東経129度57分51秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1029号	長崎県 長崎市 田中町 平瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町穴口標識 (北緯32度45分35秒,東経129度57分54秒) 2 同市田中町平瀬砂揚げ堤防標識 (北緯32度45分40秒,東経129度57分7秒) 3 同市網場町南側堤防付根 (北緯32度45分18秒,東経129度56分55秒) 4 同市同町テトラ防波堤標識 (北緯32度45分7秒,東経129度57分2秒) 5 同市牧島町戸ヶ瀬北側防波堤付根 (北緯32度45分23秒,東経129度58分0秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から680メートルのところ (北緯32度45分27秒,東経129度57分29秒) ロ 1と3を結ぶ直線上3から525メートルのところ (北緯32度45分24秒,東経129度57分13秒) ハ 2から160度620メートルのところ (北緯32度45分21秒,東経129度57分15秒) ニ 4と5を結ぶ直線上4から690メートルのところ (北緯32度45分14秒,東経129度57分28秒) ホ 4と5を結ぶ直線上5から730メートルのところ (北緯32度45分16秒,東経129度57分33秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 東町 田中町 矢上町 かき道1丁目 かき道2丁目 かき道3丁目 (旧戸石町を除く) かき道4丁目 (旧戸石町を除く) かき道5丁目 かき道6丁目	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1030号	長崎県 長崎市 牧島町 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町戸ヶ瀬防波堤付根 (北緯32度45分13秒,東経129度58分4秒) 2 同市同町黒瀬鼻黒瀬頂上 (北緯32度44分52秒,東経129度58分13秒) 3 同市同町池尻鼻標識 (北緯32度44分47秒,東経129度59分0秒) 4 同市春日町おれしの濱岩標識 (北緯32度44分46秒,東経129度57分19秒) 5 同市網場町日見川河口北岸突端標識 (北緯32度45分32秒,東経129度56分51秒)	イ 1から270度290メートルのところ (北緯32度45分13秒,東経129度57分53秒) ロ 3と4を結ぶ直線上4から920メートルのところ (北緯32度44分47秒,東経129度57分54秒) ハ 3と4を結ぶ直線上4から830メートルのところ (北緯32度44分46秒,東経129度57分51秒) ニ 5と2を結ぶ直線上5から1400メートルのところ (北緯32度45分9秒,東経129度57分37秒) ホ 1から270度665メートルのところ (北緯32度45分13秒,東経129度57分38秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1031号	長崎県長崎市網場町地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市春日町小崎の鼻護岸標識 (北緯32度44分56秒,東経129度57分12秒) 2 同市網場町日見川河口北岸突端標識 (北緯32度45分32秒,東経129度56分51秒) 3 同市牧島町黒瀬鼻黒瀬頂上 (北緯32度44分52秒,東経129度58分13秒) 4 同市同町池尻鼻標識 (北緯32度44分47秒,東経129度59分0秒) 5 同市春日町おれじの濱岩標識 (北緯32度44分46秒,東経129度57分19秒)	イ 2と3を結ぶ直線上2から1400メートルのところ (北緯32度45分9秒,東経129度57分37秒) ロ 4と5を結ぶ直線上5から830メートルのところ (北緯32度44分46秒,東経129度57分51秒) ハ 4と5を結ぶ直線上5から700メートルのところ (北緯32度44分46秒,東経129度57分46秒) ニ 1から53度680メートルのところ (北緯32度45分10秒,東経129度57分33秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市網場町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1032号	長崎県長崎市牧島町谷水地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町谷水海岸標識A (北緯32度45分4秒,東経129度58分14秒) 2 同市同町谷水海岸標識B(1から南方海岸沿いに160メートルのところ) (北緯32度44分59秒,東経129度58分12秒)	イ 1から270度340メートルのところ (北緯32度45分4秒,東経129度58分1秒) ロ 1から270度480メートルのところ (北緯32度45分4秒,東経129度57分55秒) ハ 2から270度470メートルのところ (北緯32度44分59秒,東経129度57分54秒) ニ 2から270度330メートルのところ (北緯32度44分59秒,東経129度57分60秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市戸石町牧島町かき道3丁目(旧東町を除く)かき道4丁目(旧東町を除く)	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1033号	長崎県 長崎市 牧島町 相津湾 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町曲相津浦海岸標識A (北緯32度44分53秒,東経129度58分49秒) 2 同市同町曲相津浦海岸標識B(1から東方海岸沿いに240メートルのところ) (北緯32度44分56秒,東経129度58分58秒)	イ 1から178度30分70メートルのところ (北緯32度44分50秒,東経129度58分49秒) ロ 1から178度30分290メートルのところ (北緯32度44分43秒,東経129度58分49秒) ハ 2から178度30分350メートルのところ (北緯32度44分43秒,東経129度58分59秒) ニ 2から178度30分130メートルのところ (北緯32度44分50秒,東経129度58分59秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2015号	長崎県 長崎市 牧島町 横座 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町横座北側コンクリート標識 (北緯32度45分9秒,東経129度59分5秒) 2 同市同町横座横座護岸のみの木標識E (1から西方海岸沿いに75メートルのところ) (北緯32度45分7秒,東経129度59分3秒)	イ 1から332度80メートルのところ (北緯32度45分12秒,東経129度59分3秒) ロ 1から332度150メートルのところ (北緯32度45分14秒,東経129度59分2秒) ハ 2から332度140メートルのところ (北緯32度45分11秒,東経129度59分0秒) ニ 2から332度70メートルのところ (北緯32度45分9秒,東経129度59分1秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2016号	長崎県 長崎市 牧島町 横座 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町横座岸川宅西側角護岸 (北緯32度45分1秒,東経129度58分55秒) 2 同市同町横座横座護岸標識D(1から東方海岸沿いに30メートルのところ) (北緯32度45分2秒,東経129度58分56秒)	イ 1から325度90メートルのところ (北緯32度45分4秒,東経129度58分53秒) ロ 1から325度164メートルのところ (北緯32度45分6秒,東経129度58分51秒) ハ 2から325度169メートルのところ (北緯32度45分6秒,東経129度58分52秒) ニ 2から325度95メートルのところ (北緯32度45分4秒,東経129度58分54秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2017号	長崎県 長崎市 牧島町 島ノ前 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町島ノ前埋立地護岸東標識 (北緯32度45分28秒,東経129度58分50秒) 2 同市同町里造船所埋立地護岸標識(1から南方護岸沿いに256メートルのところ) (北緯32度45分24秒,東経129度58分44秒)	イ 1から93度70メートルのところ (北緯32度45分28秒,東経129度58分53秒) ロ 1から93度150メートルのところ (北緯32度45分28秒,東経129度58分56秒) ハ 2から105度335メートルのところ (北緯32度45分21秒,東経129度58分56秒) ニ 2から105度248メートルのところ (北緯32度45分22秒,東経129度58分53秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2018号	長崎県 長崎市 戸石町 坂地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市戸石町戸石漁港戸石K護岸東側標識(諫早市飯盛町と長崎市との最高高潮時海岸線における境界から西方護岸沿いに75メートルのところ) (北緯32度45分34秒,東経129度59分12秒) 2 同市同町戸石漁港戸石K護岸西側標識(1から西方護岸沿いに200メートルのところ) (北緯32度45分38秒,東経129度59分6秒)	イ 1から214度84メートルのところ (北緯32度45分32秒,東経129度59分11秒) ロ 1から214度134メートルのところ (北緯32度45分30秒,東経129度59分10秒) ハ 2から214度120メートルのところ (北緯32度45分34秒,東経129度59分3秒) ニ 2から214度70メートルのところ (北緯32度45分36秒,東経129度59分5秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2019号	長崎県 長崎市 戸石町 毛屋地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市戸石町毛屋埋立地標識A(毛屋埋立地東端付根から西方護岸沿いに52メートルのところ) (北緯32度45分43秒,東経129度58分35秒) 2 同市同町毛屋埋立地護岸標識B(1から西方護岸沿いに90メートルのところ) (北緯32度45分44秒,東経129度58分31秒)	イ 1から185度55メートルのところ (北緯32度45分42秒,東経129度58分34秒) ロ 1から185度75メートルのところ (北緯32度45分41秒,東経129度58分34秒) ハ 2から185度75メートルのところ (北緯32度45分41秒,東経129度58分31秒) ニ 2から185度55メートルのところ (北緯32度45分42秒,東経129度58分31秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2020号	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦前 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町中ノ浦鼻突堤基部標識 (北緯32度45分37秒,東経129度58分25秒)	イ 1から298度34メートルのところ (北緯32度45分38秒,東経129度58分24秒) ロ 1から298度114メートルのところ (北緯32度45分39秒,東経129度58分21秒) ハ 1から307度30分117メートルのところ (北緯32度45分40秒,東経129度58分22秒) ニ 1から334度42メートルのところ (北緯32度45分38秒,東経129度58分24秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2021号	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市牧島町下中ノ浦東側標識(下中ノ浦鼻北端標識から西方護岸沿いに74メートルのところ) (北緯32度45分36秒,東経129度58分23秒) 2 同市同町下中ノ浦西側標識(1から西方護岸沿いに50メートルのところ) (北緯32度45分37秒,東経129度58分22秒)	イ 1から31度18メートルのところ (北緯32度45分37秒,東経129度58分24秒) ロ 1から31度38メートルのところ (北緯32度45分37秒,東経129度58分24秒) ハ 2から31度44メートルのところ (北緯32度45分38秒,東経129度58分23秒) ニ 2から31度24メートルのところ (北緯32度45分37秒,東経129度58分22秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2022号	長崎県 長崎市 田中町 平瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市田中町平瀬護岸東標識A (北緯32度45分47秒,東経129度57分21秒) 2 同市同町平瀬護岸西標識B (北緯32度45分45秒,東経129度57分16秒)	イ 1から160度100メートルのところ (北緯32度45分44秒,東経129度57分22秒) ロ 1から160度222メートルのところ (北緯32度45分40秒,東経129度57分24秒) ハ 2から160度222メートルのところ (北緯32度45分38秒,東経129度57分19秒) ニ 2から160度100メートルのところ (北緯32度45分42秒,東経129度57分18秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 東町 田中町 矢上町 かき道1丁目 かき道2丁目 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く) かき道5丁目 かき道6丁目	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2023号	長崎県 長崎市 田中町 平瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市田中町平瀬護岸東標識 (北緯32度45分39秒,東経129度57分4秒) 2 同市同町平瀬護岸西標識 (北緯32度45分38秒,東経129度56分58秒)	イ 1から160度155メートルのところ (北緯32度45分34秒,東経129度57分6秒) ロ 1から160度305メートルのところ (北緯32度45分30秒,東経129度57分8秒) ハ 2から160度325メートルのところ (北緯32度45分28秒,東経129度57分2秒) ニ 2から160度175メートルのところ (北緯32度45分32秒,東経129度57分0秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 東町 田中町 矢上町 かき道1丁目 かき道2丁目 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く) かき道5丁目 かき道6丁目	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1034号	長崎県 長崎市 脇岬町 小泊 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイにいたる各直線によって囲まれた区域	1 長崎市脇岬町小泊埋立地南西端 (北緯32度35分0秒,東経129度46分57秒) 2 同市同町小泊埋立地標識(1から東方海岸沿いに100メートルのところ) (北緯32度34分59秒,東経129度47分0秒)	イ 1から185度30分160メートルのところ (北緯32度34分55秒,東経129度46分56秒) ロ 1から185度30分210メートルのところ (北緯32度34分53秒,東経129度46分56秒) ハ 2から185度30分210メートルのところ (北緯32度34分53秒,東経129度46分60秒) ニ 2から185度30分140メートルのところ (北緯32度34分55秒,東経129度46分60秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 脇岬町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1035号	長崎県 長崎市 脇岬町 脇岬港 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市脇岬町脇岬港内波止北端 (北緯32度34分48秒,東経129度46分55秒) 2 同市同町脇岬港内波止中標識(1から南方波止沿いに90メートルのところ) (北緯32度34分46秒,東経129度46分55秒)	イ 1から90度115メートルのところ (北緯32度34分48秒,東経129度46分59秒) ロ 2から90度115メートルのところ (北緯32度34分46秒,東経129度46分59秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 脇岬町	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1036号	長崎県長崎市野母町大畑鼻地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市野母町護岸標識(北緯32度35分14秒,東経129度45分23秒) 2 同市同町大畑護岸標識(北緯32度35分16秒,東経129度45分24秒)	イ 1から291度35メートルのところ(北緯32度35分15秒,東経129度45分22秒) ロ 2から294度40メートルのところ(北緯32度35分16秒,東経129度45分23秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市野母町南越町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1037号	長崎県長崎市野母町深浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市野母町深浦藤岡水産加工場前波止付根(北緯32度35分18秒,東経129度45分27秒) 2 同市同町深浦護岸標識(1から北方護岸沿いに60メートルのところ)(北緯32度35分20秒,東経129度45分27秒)	イ 1から260度30メートルのところ(北緯32度35分18秒,東経129度45分26秒) ロ 1から260度52メートルのところ(北緯32度35分18秒,東経129度45分25秒) ハ 2から260度52メートルのところ(北緯32度35分20秒,東経129度45分25秒) ニ 2から260度30メートルのところ(北緯32度35分20秒,東経129度45分25秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市野母町南越町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1038号	長崎県 長崎市 蚊焼町 黒島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市蚊焼町黒島祖母瀬テトラ北端標識 (北緯32度39分31秒,東経129度47分45秒) 2 同市同町黒島中島北端標識 (北緯32度39分23秒,東経129度47分53秒) 3 同市同町黒島下島東瀬標識 (北緯32度39分19秒,東経129度47分54秒)	イ 1から43度30分140メートルのところ (北緯32度39分34秒,東経129度47分49秒) ロ 1から36度440メートルのところ (北緯32度39分42秒,東経129度47分55秒) ハ 2から30度30分526メートルのところ (北緯32度39分38秒,東経129度48分3秒) ニ 2から30度30分630メートルのところ (北緯32度39分41秒,東経129度48分5秒) ホ 3から43度770メートルのところ (北緯32度39分37秒,東経129度48分14秒) ヘ 3から67度255メートルのところ (北緯32度39分22秒,東経129度48分3秒) ト 2から24度30分125メートルのところ (北緯32度39分27秒,東経129度47分55秒) チ 2から27度30分230メートルのところ (北緯32度39分30秒,東経129度47分57秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 晴海台町 蚊焼町 為石町 宮崎町 川原町	1. ロ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1300号	長崎県 長崎市 蚊焼町 黒島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市蚊焼町黒島祖母瀬テトラ北端標識 (北緯32度39分31秒,東経129度47分45秒) 2 同市同町黒島中島北端標識 (北緯32度39分23秒,東経129度47分53秒) 3 同市同町黒島下島東瀬標識 (北緯32度39分19秒,東経129度47分54秒)	イ 1から43度30分140メートルのところ (北緯32度39分34秒,東経129度47分49秒) ロ 1から36度440メートルのところ (北緯32度39分42秒,東経129度47分55秒) ハ 2から30度30分526メートルのところ (北緯32度39分38秒,東経129度48分3秒) ニ 2から30度30分630メートルのところ (北緯32度39分41秒,東経129度48分5秒) ホ 3から43度770メートルのところ (北緯32度39分37秒,東経129度48分14秒) ヘ 3から67度255メートルのところ (北緯32度39分22秒,東経129度48分3秒) ト 2から24度30分125メートルのところ (北緯32度39分27秒,東経129度47分55秒) チ 2から27度30分230メートルのところ (北緯32度39分30秒,東経129度47分57秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 晴海台町 蚊焼町 為石町 宮崎町 川原町	1. 漁業者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径40メートルの円形生簀4台、直径33メートルの円形生簀2台、直径30メートルの円形生簀3台、直径22メートルの円形生簀4台、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が12.257平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1039号	長崎県長崎市神ノ島町四郎ヶ島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市神ノ島町四郎ヶ島防波堤標識(四郎ヶ島防波堤四郎ヶ島付根から北東方防波堤沿いに50メートルのところ) (北緯32度43分7秒,東経129度49分5秒) 2 同市同町四郎ヶ島防波堤付根護岸標識(1から北東方防波堤沿いに157メートルのところ) (北緯32度43分11秒,東経129度49分10秒) 3 同市同町曲がり護岸標識 (北緯32度43分8秒,東経129度49分26秒)	イ 1から133度30メートルのところ (北緯32度43分7秒,東経129度49分6秒) ロ 1から133度205メートルのところ (北緯32度43分3秒,東経129度49分11秒) ハ 3から223度257メートルのところ (北緯32度43分2秒,東経129度49分20秒) ニ 3から223度100メートルのところ (北緯32度43分6秒,東経129度49分24秒) ホ 2から133度205メートルのところ (北緯32度43分7秒,東経129度49分15秒) へ 2から133度30メートルのところ (北緯32度43分11秒,東経129度49分10秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市神ノ島町小瀬戸町木鉢町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2024号	長崎県長崎市深堀町大籠馬落とし地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市深堀町新地防波堤標識(階段扉降口) (北緯32度40分55秒,東経129度49分7秒) 2 同市同町大籠農道竣工記念碑下標識 (北緯32度40分39秒,東経129度49分4秒)	イ 1から267度100メートルのところ (北緯32度40分55秒,東経129度49分3秒) ロ 1から267度200メートルのところ (北緯32度40分54秒,東経129度48分59秒) ハ 2から267度240メートルのところ (北緯32度40分38秒,東経129度48分54秒) ニ 2から267度140メートルのところ (北緯32度40分39秒,東経129度48分58秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市深堀町大籠町晴海台町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。 2. 海底ケーブルの設置者の敷設した海底ケーブルの保護に必要な配慮をしなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1040号	長崎県 長崎市 櫻山町 三重崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市櫻山町三重崎沖南防波堤標識A(防波堤北端から南方防波堤沿いに5メートルのところ) (北緯32度48分22秒,東経129度44分41秒) 2 同市同町三重崎沖南防波堤標識B(防波堤南端から北方防波堤沿いに5メートルのところ) (北緯32度48分1秒,東経129度44分55秒) 3 同市三重町新長崎漁港南防波堤西端灯台 (北緯32度48分47秒,東経129度45分25秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯32度48分23秒,東経129度44分43秒) ロ 2から11度150メートルのところ (北緯32度48分6秒,東経129度44分56秒) ハ 2から11度540メートルのところ (北緯32度48分18秒,東経129度44分59秒) ニ 1と3を結ぶ直線上1から430メートルのところ (北緯32度48分29秒,東経129度44分54秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 向町 式見町 相川町 園田町 四杖町 見崎町 畝刈町 京泊町 三重町 松崎町 畦町 三京町 櫻山町 三重田町 鳴見町 鳴見台1丁目 鳴見台2丁目 多以良町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1041号	長崎県 長崎市 畦町 西大瀬南側 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市櫻山町境岩西岩標識 (北緯32度48分52秒,東経129度44分34秒) 2 同市同町岳の下安置取付岩標柱 (北緯32度48分43秒,東経129度44分30秒)	イ 1から112度260メートルのところ (北緯32度48分49秒,東経129度44分43秒) ロ 1から112度380メートルのところ (北緯32度48分47秒,東経129度44分47秒) ハ 2から112度370メートルのところ (北緯32度48分38秒,東経129度44分43秒) ニ 2から112度250メートルのところ (北緯32度48分40秒,東経129度44分39秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 向町 式見町 相川町 園田町 四杖町 見崎町 畝刈町 京泊町 三重町 松崎町 畦町 三京町 櫻山町 三重田町 鳴見町 鳴見台1丁目 鳴見台2丁目 多以良町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2025号	長崎県 長崎市 福田本町 鳴崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市福田本町防波堤突端標識 (北緯32度44分38秒,東経129度49分18秒)	イ 1から135度518メートルのところ (北緯32度44分26秒,東経129度49分32秒) ロ 1から135度488メートルのところ (北緯32度44分27秒,東経129度49分31秒) ハ 1から140度30分505メートルのところ (北緯32度44分25秒,東経129度49分30秒) ニ 1から140度30分535メートルのところ (北緯32度44分25秒,東経129度49分31秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 福田本町 小浦町 大浜町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2026号	長崎県 長崎市 福田本町 福田 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市福田本町防波堤突端標識 (北緯32度44分38秒,東経129度49分18秒)	イ 1から107度30分159メートルのところ (北緯32度44分36秒,東経129度49分24秒) ロ 1から125度30分156メートルのところ (北緯32度44分35秒,東経129度49分23秒) ハ 1から123度185メートルのところ (北緯32度44分35秒,東経129度49分24秒) ニ 1から107度30分189メートルのところ (北緯32度44分36秒,東経129度49分25秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 福田本町 小浦町 大浜町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2027号	長崎県 西海市 大瀬戸町 板の浦郷 鎌崎北側 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域。	1 西海市大瀬戸町板の浦郷鎌崎北側地先西側標識(西端部より北東方向海岸沿いに40メートルのところ) (北緯32度56分50秒,東経129度37分38秒) 2 同市同町同郷鎌崎北側地先中央標識 (北緯32度56分50秒,東経129度37分43秒)	イ 1から0度80メートルのところ (北緯32度56分53秒,東経129度37分38秒) ロ 1から0度180メートルのところ (北緯32度56分56秒,東経129度37分38秒) ハ 2から0度180メートルのところ (北緯32度56分56秒,東経129度37分44秒) ニ 2から0度80メートルのところ (北緯32度56分53秒,東経129度37分43秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	西海市 大瀬戸町 瀬戸板浦郷		継続	
南区計第4000号	長崎県 西海市 大瀬戸町 多良外郷 鴨崎の浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市大瀬戸町多良外郷トキワ鼻西端 (北緯32度57分14秒,東経129度37分32秒) 2 同市同町多良外郷鴨崎北西端 (北緯32度57分9秒,東経129度37分29秒) 3 同市同町多良外郷トキワ鼻南岸標識(1から東方海岸沿いに120メートルのところ) (北緯32度57分12秒,東経129度37分35秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯32度57分12秒,東経129度37分31秒) ロ 3から204度15メートルのところ (北緯32度57分11秒,東経129度37分34秒) ハ 3から204度65メートルのところ (北緯32度57分9秒,東経129度37分33秒) ニ 1と2を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯32度57分10秒,東経129度37分29秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	西海市 大瀬戸町 多良外郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第4001号	長崎県 西海市 大瀬戸町 多良外郷 トキワ鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市大瀬戸町多良外郷トキワ鼻北西端標識 (北緯32度57分13秒,東経129度37分33秒) 2 同市同町同郷トキワ鼻北東岸標識 (北緯32度57分13秒,東経129度37分39秒)	イ 1から0度40メートルのところ (北緯32度57分15秒,東経129度37分33秒) ロ 1から0度100メートルのところ (北緯32度57分17秒,東経129度37分33秒) ハ 2から0度150メートルのところ (北緯32度57分17秒,東経129度37分39秒) ニ 2から0度90メートルのところ (北緯32度57分16秒,東経129度37分39秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 多良外郷		継続	
南区計第4002号	長崎県 西海市 大瀬戸町 多良外郷 平倉和布島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市大瀬戸町多良外郷平倉和布島南端標識 (北緯32度57分23秒,東経129度37分31秒)	イ 1から180度40メートルのところ (北緯32度57分22秒,東経129度37分31秒) ロ 1から180度90メートルのところ (北緯32度57分20秒,東経129度37分31秒) ハ 1から126度160メートルのところ (北緯32度57分20秒,東経129度37分36秒) ニ 1から108度140メートルのところ (北緯32度57分21秒,東経129度37分36秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 多良外郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第4003号	長崎県 西海市 大瀬戸町 多良外郷 バクハエ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市大瀬戸町多良外郷バクハエ北端標識 (北緯32度57分52秒,東経129度37分38秒) 2 同市同町同郷バクハエ南端標識 (北緯32度57分49秒,東経129度37分38秒)	イ 1から90度20メートルのところ (北緯32度57分52秒,東経129度37分39秒) ロ 1から90度60メートルのところ (北緯32度57分52秒,東経129度37分41秒) ハ 2から141度110メートルのところ (北緯32度57分46秒,東経129度37分41秒) ニ 2から162度90メートルのところ (北緯32度57分46秒,東経129度37分39秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 多良外郷		継続	
南区計第4004号	長崎県 西海市 西海町 七釜郷 南串島西岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西海町七釜郷南串島西岸標識A (北緯32度59分43秒,東経129度38分50秒) 2 同市同町同郷南串島西岸標識B(1から南方海岸沿いに125メートルのところ) (北緯32度59分39秒,東経129度38分50秒)	イ 1から270度30メートルのところ (北緯32度59分43秒,東経129度38分49秒) ロ 1から270度130メートルのところ (北緯32度59分43秒,東経129度38分45秒) ハ 2から270度130メートルのところ (北緯32度59分39秒,東経129度38分45秒) ニ 2から270度30メートルのところ (北緯32度59分39秒,東経129度38分48秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 多良外郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3000号	長崎県 西海市 大瀬戸町 多良外郷 三年が浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市大瀬戸町多良外郷三年が浦家の向人形岩 (北緯32度57分14秒,東経129度37分42秒) 2 同市同町同郷三年が浦家の向水の浦岩 (北緯32度57分9秒,東経129度37分52秒) 3 同市同町同郷喜当白岩 (北緯32度57分20秒,東経129度37分45秒) 4 同市同町同郷三年が浦かさ瀬岩 (北緯32度57分11秒,東経129度37分53秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯32度57分16秒,東経129度37分44秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から25メートルのところ (北緯32度57分10秒,東経129度37分53秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
南区計第534号	長崎県 西海市 大島町 徳万 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市大島町徳万鼻南端護岸標識 (北緯33度1分52秒,東経129度36分45秒) 2 同市同町海水浴場護岸端階段付根標識 (北緯33度1分43秒,東経129度36分36秒) 3 同市同町徳万引掛崎北岸棧橋標識 (北緯33度1分32秒,東経129度36分33秒) 4 同市同町徳万引掛崎北岸標識 (北緯33度1分27秒,東経129度36分33秒)	イ 1から106度230メートルのところ (北緯33度1分50秒,東経129度36分54秒) ロ 2から122度340メートルのところ (北緯33度1分37秒,東経129度36分47秒) ハ 4から114度240メートルのところ (北緯33度1分23秒,東経129度36分42秒) ニ 4から114度100メートルのところ (北緯33度1分25秒,東経129度36分37秒) ホ 3から114度130メートルのところ (北緯33度1分30秒,東経129度36分38秒) ヘ 3から114度30メートルのところ (北緯33度1分32秒,東経129度36分34秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	西海市 大島町	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第535号	長崎県西海市大島町中戸郷地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市大島町中戸郷カキセ鼻護岸階段降り口標識 (北緯33度1分39秒,東経129度35分32秒) 2 同市同町蛤郷野田鼻標識 (北緯33度1分25秒,東経129度35分59秒)	イ 1から215度50メートルのところ (北緯33度1分37秒,東経129度35分31秒) ロ 1から215度300メートルのところ (北緯33度1分31秒,東経129度35分26秒) ハ 2から190度400メートルのところ (北緯33度1分12秒,東経129度35分56秒) ニ 2から190度150メートルのところ (北緯33度1分20秒,東経129度35分58秒)	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市大島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第536号	長崎県西海市大島町西大島地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市大島町西大島宮ノ浦南波止突端 (北緯33度3分25秒,東経129度36分28秒) 2 同市同町西大島浜の外波止突端 (北緯33度3分16秒,東経129度36分30秒)		第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市大島町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1042号	長崎県 西海市 大島町 寺島 吉か原地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市大島町寺島吉が原海岸標識B(吉が原防波堤基部から北方海岸沿いに20メートルのところ) (北緯33度2分23秒,東経129度37分55秒) 2 同市同町寺島池の原防波堤突端 (北緯33度2分20秒,東経129度37分50秒)	イ 1から304度30分58メートルのところ (北緯33度2分24秒,東経129度37分53秒) ロ 2から304度30分28メートルのところ (北緯33度2分21秒,東経129度37分49秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1043号	長崎県 西海市 大島町 寺島ヨシガ浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市大島町寺島ヨシガ浦稚魚水槽前護岸標識 (北緯33度2分28秒,東経129度37分60秒) 2 同市同町寺島ヨシガ浦奥標識 (北緯33度2分23秒,東経129度37分59秒)	イ 1から304度15分100メートルのところ (北緯33度2分30秒,東経129度37分57秒) ロ 2から304度15分120メートルのところ (北緯33度2分26秒,東経129度37分56秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1044号	長崎県 西海市 大島町 寺島 保食神社 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市大島町寺島保食神社鼻北側護岸角標識 (北緯33度2分39秒,東経129度38分9秒) 2 同市同町保食神社鼻護岸標識 (北緯33度2分33秒,東経129度38分7秒)	イ 1から300度40メートルのところ (北緯33度2分40秒,東経129度38分7秒) ロ 1から300度100メートルのところ (北緯33度2分41秒,東経129度38分5秒) ハ 2から300度150メートルのところ (北緯33度2分35秒,東経129度38分2秒) ニ 2から300度90メートルのところ (北緯33度2分34秒,東経129度38分4秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1045号	長崎県 西海市 西海町 中浦北郷 字北平 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西海町中浦北郷と同市同町太田和郷との最高高潮時海岸線における境界 (北緯33度2分24秒,東経129度39分33秒) 2 同市同町同郷字北平標識C (北緯33度2分30秒,東経129度39分9秒) 3 同市大島町中の島南西端 (北緯33度3分37秒,東経129度38分28秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から590メートルのところ (北緯33度2分39秒,東経129度39分20秒) ロ 2から0度300メートルのところ (北緯33度2分39秒,東経129度39分9秒) ハ 2から0度70メートルのところ (北緯33度2分32秒,東経129度39分9秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 七釜郷 中浦南郷 中浦北郷	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1046号	長崎県西海市大島町黒瀬郷浦ノ谷地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市大島町黒瀬郷浦ノ谷北東端標識 (北緯33度3分26秒,東経129度37分58秒) 2 同市同町同郷浦ノ谷南東端標識 (北緯33度3分22秒,東経129度37分55秒)	イ 1から125度50メートルのところ (北緯33度3分25秒,東経129度37分59秒) ロ 1から125度346メートルのところ (北緯33度3分19秒,東経129度38分8秒) ハ 2から128度378メートルのところ (北緯33度3分15秒,東経129度38分7秒) ニ 2から138度30分85メートルのところ (北緯33度3分20秒,東経129度37分58秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市大島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1047号	長崎県西海市大島町黒瀬郷浦ノ谷地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市大島町黒瀬郷浦ノ谷標識A (北緯33度3分27秒,東経129度37分56秒) 2 同市同町同郷浦ノ谷標識B防波堤付根 (北緯33度3分29秒,東経129度37分52秒)	イ 1から39度15メートルのところ (北緯33度3分27秒,東経129度37分56秒) ロ 1から39度35メートルのところ (北緯33度3分28秒,東経129度37分56秒) ハ 2から39度35メートルのところ (北緯33度3分30秒,東経129度37分53秒) ニ 2から39度15メートルのところ (北緯33度3分29秒,東経129度37分53秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市大島町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1048号	長崎県西海市大島町黒瀬本郷中ノ島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市大島町黒瀬本郷中ノ島標識A (北緯33度3分40秒,東経129度38分37秒) 2 同市同町黒瀬本郷中ノ島標識B(護岸東岸) (北緯33度3分41秒,東経129度38分31秒)	イ 1から174度20メートルのところ (北緯33度3分39秒,東経129度38分37秒) ロ 1から174度320メートルのところ (北緯33度3分30秒,東経129度38分38秒) ハ 2から174度320メートルのところ (北緯33度3分31秒,東経129度38分32秒) ニ 2から174度50メートルのところ (北緯33度3分39秒,東経129度38分31秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市大島町	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1049号	長崎県西海市大島町大島郷竜崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市大島町大島郷大島塩田漁業集落施設先防波堤北端 (北緯33度3分26秒,東経129度36分16秒) 2 同市同町同郷大島塩田漁業集落施設東端護岸標識 (北緯33度3分23秒,東経129度36分18秒)	イ 1から70度20メートルのところ (北緯33度3分27秒,東経129度36分16秒) ロ 1から70度50メートルのところ (北緯33度3分27秒,東経129度36分18秒) ハ 2から70度40メートルのところ (北緯33度3分24秒,東経129度36分20秒) ニ 2から70度70メートルのところ (北緯33度3分23秒,東経129度36分19秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市大島町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1050号	長崎県 西海市 西海町 天久保郷 天久保浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西海町天久保郷宮の浦波止北側付根 (北緯33度4分18秒,東経129度40分3秒) 2 同市同町同郷天久保浦標識A (北緯33度4分20秒,東経129度40分11秒) 3 同市同町同郷天崎鼻西端 (北緯33度4分26秒,東経129度40分15秒) 4 同市同町同郷萩原工ビス鼻突端標識 (北緯33度4分40秒,東経129度40分21秒) 5 同市同町同郷字城の下護岸東端 (北緯33度4分37秒,東経129度40分4秒) 6 同市同町同郷曲り鼻標識 (北緯33度4分31秒,東経129度39分48秒)	イ 1から350度195メートルのところ (北緯33度4分24秒,東経129度40分1秒) ロ 1から12度205メートルのところ (北緯33度4分25秒,東経129度40分4秒) ハ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯33度4分21秒,東経129度40分5秒) ニ 2と5を結ぶ直線上2から90メートルのところ (北緯33度4分23秒,東経129度40分10秒) ホ 1と4を結ぶ直線と3と6を結ぶ直線との交点 (北緯33度4分27秒,東経129度40分10秒) ヘ 1から350度275メートルのところ (北緯33度4分27秒,東経129度40分1秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	1. ホ、への各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2028号	長崎県 西海市 大島町 寺島 保食神社 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市大島町寺島保食神社鼻護岸標識 (北緯33度2分33秒,東経129度38分7秒) 2 同市同町寺島保食神社鼻南側護岸角標識 (北緯33度2分33秒,東経129度38分6秒)	イ 1から300度90メートルのところ (北緯33度2分34秒,東経129度38分4秒) ロ 1から300度150メートルのところ (北緯33度2分35秒,東経129度38分2秒) ハ 2から300度135メートルのところ (北緯33度2分35秒,東経129度38分1秒) ニ 2から300度75メートルのところ (北緯33度2分34秒,東経129度38分3秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第4005号	長崎県 西海市 西海町 七釜郷 南串島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西海町七釜郷南串島西泊浦北二番鼻東端標識 (北緯33度0分16秒,東経129度39分6秒) 2 同市同町同郷南串島岩屋口南の鼻東端 (北緯33度0分8秒,東経129度39分5秒)	イ 1から90度30メートルのところ (北緯33度0分16秒,東経129度39分7秒) ロ 2から90度40メートルのところ (北緯33度0分8秒,東経129度39分6秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 七釜郷 中浦南郷 中浦北郷		継続	
南区計第4006号	長崎県 西海市 西海町 黒口郷 迎立石 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西海町黒口郷牛水碓作田東端標識 (北緯33度3分53秒,東経129度40分29秒) 2 同市同町同郷迎立石標識 (北緯33度3分55秒,東経129度40分22秒)	イ 1から180度10メートルのところ (北緯33度3分53秒,東経129度40分29秒) ロ 1から180度50メートルのところ (北緯33度3分52秒,東経129度40分29秒) ハ 2から180度50メートルのところ (北緯33度3分54秒,東経129度40分22秒) ニ 2から180度10メートルのところ (北緯33度3分55秒,東経129度40分22秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第4007号	長崎県 西海市 西海町 黒口郷 くじらが浦 地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と3と4を結んだ直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西海町黒口郷くじらが浦おけじろ鼻突端標識 (北緯33度4分3秒,東経129度40分11秒) 2 同市同町同郷くじらが浦高山標識 (北緯33度4分6秒,東経129度40分3秒) 3 同市同町同郷くじらが浦石垣防波堤付根標識 (北緯33度4分9秒,東経129度40分15秒) 4 同市同町同郷くじらが浦おけじろ中央標識 (3から169度の見通し線と最高高潮時海岸線との交点) (北緯33度4分7秒,東経129度40分16秒)	イ 2から180度90メートルのところ (北緯33度4分3秒,東経129度40分3秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第4008号	長崎県 西海市 西海町 天久保郷 宮の浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西海町天久保郷宮の浦波止北側付根 (北緯33度4分18秒,東経129度40分3秒) 2 同市同町同郷宮の浦赤岩標識 (北緯33度4分20秒,東経129度40分9秒) 3 同市同町同郷天久保浦標識B (北緯33度4分19秒,東経129度40分15秒) 4 同市同町同郷天崎鼻西端 (北緯33度4分26秒,東経129度40分15秒)	イ 1から350度175メートルのところ (北緯33度4分24秒,東経129度40分1秒) ロ 1から7度180メートルのところ (北緯33度4分24秒,東経129度40分3秒) ハ 1から90度50メートルのところ (北緯33度4分18秒,東経129度40分4秒) ニ 2から325度60メートルのところ (北緯33度4分22秒,東経129度40分8秒) ホ 3と4を結ぶ直線上3から65メートルのところ (北緯33度4分22秒,東経129度40分15秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第4009号	長崎県 西海市 西海町 天久保郷 字城山天崎鼻 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西海町天久保郷字城山天崎鼻西端落岩標識 (北緯33度4分26秒,東経129度40分15秒) 2 同市同町同郷城山一本松小島標石 (北緯33度4分33秒,東経129度40分23秒) 3 同市同町面高郷曲り鼻南端 (北緯33度4分31秒,東経129度39分48秒) 4 同市同町同郷網尾鼻東端 (北緯33度4分40秒,東経129度40分16秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から85メートルのところ (北緯33度4分26秒,東経129度40分12秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から40メートルのところ (北緯33度4分34秒,東経129度40分22秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第4010号	長崎県 西海市 西海町 面高郷 字萩原エビス 鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西海町面高郷字萩原エビス鼻標識B号 (北緯33度4分38秒,東経129度40分24秒) 2 同市同町面高郷字萩原エビス鼻標識A号 (北緯33度4分35秒,東経129度40分26秒) 3 同市同町同郷城山一本松 (北緯33度4分34秒,東経129度40分25秒)	イ 1から226度30分48メートルのところ (北緯33度4分37秒,東経129度40分22秒) ロ 1から237度29メートルのところ (北緯33度4分37秒,東経129度40分23秒) ハ 2と3を結ぶ直線上3から35メートルのところ (北緯33度4分35秒,東経129度40分26秒) ニ 2と3を結ぶ直線上3から15メートルのところ (北緯33度4分34秒,東経129度40分25秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第4011号	長崎県 西海市 西海町 面高郷 字萩原 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西海町面高郷字萩原道下石垣西角 (北緯33度4分36秒,東経129度40分37秒) 2 同市同町同郷字萩原下り松北西標識 (北緯33度4分39秒,東経129度40分27秒)	イ 1から0度50メートルのところ (北緯33度4分38秒,東経129度40分37秒) ロ 2から0度50メートルのところ (北緯33度4分40秒,東経129度40分27秒) ハ 2から0度30メートルのところ (北緯33度4分40秒,東経129度40分27秒) ニ 1から0度30メートルのところ (北緯33度4分37秒,東経129度40分37秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第3001号	長崎県 西海市 西海町 中浦南郷 うしのはんた 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西海町中浦南郷うしのはんた鼻西端 (北緯33度0分27秒,東経129度39分11秒) 2 同市同町同郷おおさか浦西鼻北端 (北緯33度0分28秒,東経129度39分13秒)	イ 1から0度70メートルのところ (北緯33度0分30秒,東経129度39分11秒) ロ 2から0度60メートルのところ (北緯33度0分30秒,東経129度39分13秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3002号	長崎県 西海市 西海町 面高郷 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西海町面高郷岸標識B (北緯33度4分39秒,東経129度40分12秒) 2 同市同町同郷岸標識A (北緯33度4分39秒,東経129度40分14秒)	イ 1から170度5メートルのところ (北緯33度4分38秒,東経129度40分12秒) ロ 1から170度45メートルのところ (北緯33度4分37秒,東経129度40分12秒) ハ 2から170度45メートルのところ (北緯33度4分37秒,東経129度40分14秒) ニ 2から170度5メートルのところ (北緯33度4分38秒,東経129度40分14秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
南区計第3003号	長崎県 西海市 西海町 面高郷 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西海町面高郷岸標識D (北緯33度4分38秒,東経129度40分10秒) 2 同市同町同郷岸標識C (北緯33度4分38秒,東経129度40分11秒)	イ 1から170度5メートルのところ (北緯33度4分38秒,東経129度40分10秒) ロ 1から170度45メートルのところ (北緯33度4分37秒,東経129度40分10秒) ハ 2から170度45メートルのところ (北緯33度4分37秒,東経129度40分11秒) ニ 2から170度5メートルのところ (北緯33度4分38秒,東経129度40分11秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3004号	長崎県 西海市 西海町 面高郷 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 西海市西海町面高郷田の川護岸標識G (北緯33度4分39秒,東経129度39分57秒) 2 同市同町同郷字城の下護岸標識F (北緯33度4分38秒,東経129度40分3秒)	イ 1から164度50メートルのところ (北緯33度4分37秒,東経129度39分58秒) ロ 2から164度50メートルのところ (北緯33度4分36秒,東経129度40分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
南区計第4012号	長崎県 西海市 西海町 面高郷 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 西海市西海町面高郷字尾本造船所護岸標識E (北緯33度4分38秒,東経129度40分6秒) 2 同市同町同郷字城の下護岸標識F (北緯33度4分38秒,東経129度40分3秒)	イ 1から164度53メートルのところ (北緯33度4分36秒,東経129度40分6秒) ロ 2から164度50メートルのところ (北緯33度4分36秒,東経129度40分4秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1051号	長崎県 西海市 西海町 横瀬郷 巢喰浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西海町横瀬郷鯉河原ヒバエ網代海岸石垣角 (北緯33度4分30秒,東経129度43分8秒) 2 同市同町同郷鯉河原ヒバエ網代海岸石垣標識日(1から北西方石垣沿いに75メートルのところ) (北緯33度4分33秒,東経129度43分5秒)	イ 1から71度15メートルのところ (北緯33度4分30秒,東経129度43分8秒) ロ 1から71度135メートルのところ (北緯33度4分31秒,東経129度43分13秒) ハ 2から71度160メートルのところ (北緯33度4分35秒,東経129度43分11秒) ニ 2から71度40メートルのところ (北緯33度4分33秒,東経129度43分6秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 横瀬郷 水浦郷 丹納郷 川内郷 太田原郷 木場郷		継続	
南区計第1052号	長崎県 西海市 西海町 水浦郷 鍋ヶ倉 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西海町水浦郷鍋ヶ倉護岸標識(防波堤付根から10メートルのところ) (北緯33度3分25秒,東経129度43分47秒) 2 同市同町水浦郷と同町丹納郷との境界護岸標識 (北緯33度3分24秒,東経129度43分47秒) 3 同市同町丹納郷浄土島南端 (北緯33度3分19秒,東経129度43分56秒)	イ 1から90度20メートルのところ (北緯33度3分25秒,東経129度43分48秒) ロ 1から90度100メートルのところ (北緯33度3分25秒,東経129度43分51秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から130メートルのところ (北緯33度3分22秒,東経129度43分51秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯33度3分23秒,東経129度43分47秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 横瀬郷 水浦郷 丹納郷 川内郷 太田原郷 木場郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2029号	長崎県 西海市 西海町 丹納郷 高地 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西海町丹納郷高地標識第1号 (北緯33度3分13秒,東経129度43分45秒) 2 同市同町同郷高地有富波止付根 (北緯33度3分10秒,東経129度43分41秒) 3 同市同町丹納郷高地護岸標識 (北緯33度3分9秒,東経129度43分37秒) 4 同市同町川内郷浜護岸標識 (北緯33度3分3秒,東経129度43分42秒) 5 同市同町同郷曾根崎沖ノ大岩標識 (北緯33度3分7秒,東経129度43分51秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯33度3分11秒,東経129度43分47秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から80メートルのところ (北緯33度3分7秒,東経129度43分42秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から80メートルのところ (北緯33度3分7秒,東経129度43分39秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 横瀬郷 水清郷 丹納郷 川内郷 太田原郷 木場郷	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第3005号	長崎県 西海市 西海町 丹納郷 浄土島 地先	次の4、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、1の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西海町丹納郷浄土島南東端 (北緯33度3分19秒,東経129度43分57秒) 2 同市同町同郷浄土島南西端 (北緯33度3分19秒,東経129度43分56秒) 3 同市同町同郷浄土島北端 (北緯33度3分22秒,東経129度43分56秒) 4 同市同町同郷浄土島北東端 (北緯33度3分22秒,東経129度43分60秒)	イ 4から131度60メートルのところ (北緯33度3分21秒,東経129度44分1秒) ロ 4から83度80メートルのところ (北緯33度3分22秒,東経129度44分3秒) ハ 3から323度90メートルのところ (北緯33度3分25秒,東経129度43分54秒) ニ 2から258度90メートルのところ (北緯33度3分18秒,東経129度43分52秒) ホ 1から190度90メートルのところ (北緯33度3分16秒,東経129度43分57秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3006号	長崎県 西海市 西海町 川内郷 曾根崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西海町川内郷曾根崎沖ノ大岩標識 (北緯33度3分7秒,東経129度43分51秒)	イ 1から103度70メートルのところ (北緯33度3分6秒,東経129度43分54秒) ロ 1から103度140メートルのところ (北緯33度3分6秒,東経129度43分57秒) ハ 1から63度210メートルのところ (北緯33度3分10秒,東経129度43分59秒) ニ 1から43度290メートルのところ (北緯33度3分14秒,東経129度43分59秒) ホ 1から14度350メートルのところ (北緯33度3分17秒,東経129度43分54秒) ヘ 1から0度200メートルのところ (北緯33度3分14秒,東経129度43分51秒) ト 1から20度170メートルのところ (北緯33度3分12秒,東経129度43分54秒) チ 1から22度290メートルのところ (北緯33度3分16秒,東経129度43分56秒) リ 1から36度30分260メートルのところ (北緯33度3分14秒,東経129度43分57秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
南区計第4013号	長崎県 西海市 西海町 丹納郷 高地 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西海町丹納郷高地沖田石垣北東角 (北緯33度3分19秒,東経129度43分46秒) 2 同市同町同郷高地標識第1号 (北緯33度3分13秒,東経129度43分45秒) 3 同市同町丹納郷浄土島北端 (北緯33度3分22秒,東経129度43分56秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から25メートルのところ (北緯33度3分19秒,東経129度43分47秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から110メートルのところ (北緯33度3分20秒,東経129度43分49秒) ハ 2から90度80メートルのところ (北緯33度3分13秒,東経129度43分48秒) ニ 2から90度20メートルのところ (北緯33度3分13秒,東経129度43分46秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2030号	長崎県 西海市 西彼町 伊ノ浦郷 大堂 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町伊ノ浦郷大堂ハゲ山南西端標識 (北緯33度3分21秒,東経129度44分22秒) 2 同市同町同郷大堂ハゲ山標識(1から南東方海岸沿いに110メートルのところ) (北緯33度3分20秒,東経129度44分26秒)	イ 1から230度30メートルのところ (北緯33度3分21秒,東経129度44分21秒) ロ 1から230度125メートルのところ (北緯33度3分19秒,東経129度44分19秒) ハ 2から230度125メートルのところ (北緯33度3分17秒,東経129度44分23秒) ニ 2から230度30メートルのところ (北緯33度3分19秒,東経129度44分25秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2031号	長崎県 西海市 西彼町 八木原郷 白浜 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町八木原郷マナ板排水口上部標識 (北緯33度0分59秒,東経129度43分58秒) 2 同市同町同郷吉田耕造宅前標識(1から南方海岸沿いに80メートルのところ) (北緯33度0分56秒,東経129度43分59秒)	イ 1から71度50メートルのところ (北緯33度0分60秒,東経129度44分0秒) ロ 1から71度110メートルのところ (北緯33度1分1秒,東経129度44分2秒) ハ 2から71度120メートルのところ (北緯33度0分58秒,東経129度44分4秒) ニ 2から71度60メートルのところ (北緯33度0分57秒,東経129度44分2秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2032号	長崎県西海市西彼町八木原郷白浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町八木原郷白石垣南角標識(北緯33度0分56秒,東経129度43分60秒) 2 同市同町同郷マナ板真珠園療養所前護岸標識(北緯33度0分53秒,東経129度44分0秒)	イ 1から71度30メートルのところ(北緯33度0分56秒,東経129度44分1秒) ロ 1から71度110メートルのところ(北緯33度0分57秒,東経129度44分4秒) ハ 2から71度150メートルのところ(北緯33度0分54秒,東経129度44分6秒) ニ 2から71度70メートルのところ(北緯33度0分53秒,東経129度44分3秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市西彼町八木原郷小迎郷伊ノ浦郷大串郷平山郷鳥加郷		継続	
南区計第2034号	長崎県西海市西彼町八木原郷安甫島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町八木原郷沖安甫島南側標識(北緯33度0分52秒,東経129度44分19秒) 2 同市同町同郷へ夕安甫島南端標識(北緯33度0分49秒,東経129度44分16秒)	イ 1から137度50メートルのところ(北緯33度0分51秒,東経129度44分21秒) ロ 1から137度150メートルのところ(北緯33度0分49秒,東経129度44分23秒) ハ 2から137度140メートルのところ(北緯33度0分45秒,東経129度44分20秒) ニ 2から137度40メートルのところ(北緯33度0分48秒,東経129度44分17秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市西彼町八木原郷小迎郷伊ノ浦郷大串郷平山郷鳥加郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2035号	長崎県西海市西彼町大串郷三島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷三島西海岸標識A (北緯33度0分11秒,東経129度44分42秒) 2 同市同町同郷三島西海岸標識B (北緯33度0分10秒,東経129度44分42秒)	イ 1から291度70メートルのところ (北緯33度0分12秒,東経129度44分39秒) ロ 1から291度20メートルのところ (北緯33度0分12秒,東経129度44分41秒) ハ 2から291度40メートルのところ (北緯33度0分11秒,東経129度44分40秒) ニ 2から291度90メートルのところ (北緯33度0分11秒,東経129度44分38秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市西彼町八木原郷小迎郷伊ノ浦郷大串郷平山郷鳥加郷		継続	
南区計第2036号	長崎県西海市西彼町大串郷竹島鶴亀鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷竹島鶴亀海岸標識 (北緯32度59分59秒,東経129度44分37秒) 2 同市同町同郷竹島鶴亀鼻北端 (北緯33度0分1秒,東経129度44分38秒)	イ 1から278度30メートルのところ (北緯32度59分59秒,東経129度44分36秒) ロ 1から278度100メートルのところ (北緯32度59分60秒,東経129度44分33秒) ハ 2から278度140メートルのところ (北緯33度0分2秒,東経129度44分32秒) ニ 2から278度70メートルのところ (北緯33度0分1秒,東経129度44分35秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市西彼町八木原郷小迎郷伊ノ浦郷大串郷平山郷鳥加郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2037号	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹島 西地先	次の1と2を結んだ直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷竹島ウービー西鼻突端 (北緯32度59分51秒,東経129度44分29秒) 2 同市同町同郷竹島ウービー北鼻突端 (北緯32度59分54秒,東経129度44分30秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷		継続	
南区計第2038号	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹島 赤松鼻 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷竹島赤松鼻突端標識 (北緯32度59分50秒,東経129度44分24秒) 2 同市同町同郷竹島ウービー西鼻西岸標識 (北緯32度59分50秒,東経129度44分28秒)	イ 1から346度20メートルのところ (北緯32度59分51秒,東経129度44分23秒) ロ 2から346度40メートルのところ (北緯32度59分52秒,東経129度44分28秒) ハ 2から346度20メートルのところ (北緯32度59分51秒,東経129度44分28秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2039号	長崎県西海市西彼町大串郷網代地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷網代海岸標識A(北緯33度0分3秒,東経129度44分13秒) 2 同市同町同郷網代海岸標識B(1から北方海岸沿いに120メートルのところ)(北緯33度0分7秒,東経129度44分16秒)	イ 1から105度50メートルのところ(北緯33度0分3秒,東経129度44分15秒) ロ 1から105度150メートルのところ(北緯33度0分2秒,東経129度44分19秒) ハ 2から105度150メートルのところ(北緯33度0分6秒,東経129度44分21秒) ニ 2から105度50メートルのところ(北緯33度0分7秒,東経129度44分18秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市西彼町八木原郷小迎郷伊ノ浦郷大串郷平山郷鳥加郷		継続	
南区計第2040号	長崎県西海市西彼町平山郷毛谷浦地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町平山郷毛谷浦西鼻突端標識(北緯32度59分57秒,東経129度44分7秒) 2 同市同町同郷網代鼻東端標識(北緯32度59分57秒,東経129度44分14秒)	イ 1から0度140メートルのところ(北緯33度0分2秒,東経129度44分7秒) ロ 2から15度135メートルのところ(北緯33度0分1秒,東経129度44分15秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市西彼町八木原郷小迎郷伊ノ浦郷大串郷平山郷鳥加郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2041号	長崎県西海市西彼町平山郷山ノ平地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町平山郷山ノ平海岸標識A (北緯32度59分46秒,東経129度44分17秒) 2 同市同町同郷山ノ平海岸標識B (北緯32度59分42秒,東経129度44分18秒)	イ 1から95度20メートルのところ (北緯32度59分46秒,東経129度44分18秒) ロ 1から95度50メートルのところ (北緯32度59分46秒,東経129度44分19秒) ハ 2から90度40メートルのところ (北緯32度59分42秒,東経129度44分20秒) ニ 2から90度10メートルのところ (北緯32度59分42秒,東経129度44分19秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市西彼町八木原郷小迎郷伊ノ浦郷大串郷平山郷鳥加郷		継続	
南区計第2042号	長崎県西海市西彼町大串郷竹島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷竹島赤松ノ平海岸標識A (北緯32度59分47秒,東経129度44分23秒) 2 同市同町同郷竹島赤松ノ平海岸標識B (北緯32度59分44秒,東経129度44分25秒)	イ 1から270度10メートルのところ (北緯32度59分47秒,東経129度44分22秒) ロ 1から270度30メートルのところ (北緯32度59分47秒,東経129度44分22秒) ハ 2から270度80メートルのところ (北緯32度59分44秒,東経129度44分22秒) ニ 2から270度60メートルのところ (北緯32度59分44秒,東経129度44分23秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市西彼町八木原郷小迎郷伊ノ浦郷大串郷平山郷鳥加郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2043号	長崎県 西海市 西彼町 平山郷 油浦 地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町平山郷油浦入口北鼻碇石標識 (北緯32度59分39秒,東経129度44分19秒) 2 同市同町鳥加郷油浦梅木鼻突端護岸角標識 (北緯32度59分35秒,東経129度44分22秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷		継続	
漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
南区計第2044号	長崎県 西海市 西彼町 鳥加郷 宝崎 地先	次の3、イ、ロ、ハ、6の各点を順次結んだ各直線、7、8、9、二、1の各点を順次結んだ各直線及び1から3、6から7に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町鳥加郷宝崎鼻標識 (北緯32度59分31秒,東経129度44分27秒) 2 同市同町同郷宝崎鼻北端標識 (北緯32度59分33秒,東経129度44分26秒) 3 同市同町鳥加郷油浦梅木鼻突端護岸角標識 (北緯32度59分36秒,東経129度44分22秒) 4 同市同町大串郷竹島赤松鼻南端 (北緯32度59分41秒,東経129度44分25秒) 5 同市同町同郷竹島南鼻南端標識 (北緯32度59分37秒,東経129度44分30秒) 6 同市同町鳥加郷足利島北端標識 (北緯32度59分35秒,東経129度44分31秒) 7 同市同町同郷足利島南東端標識 (北緯32度59分33秒,東経129度44分34秒) 8 同市同町同郷俵頭北西鼻西海岸標識 (北緯32度59分32秒,東経129度44分36秒) 9 同市同町同郷俵頭ハズナトリ鼻西端標識 (北緯32度59分26秒,東経129度44分33秒)	イ 3と4を結ぶ直線上3から50メートルのところ (北緯32度59分38秒,東経129度44分23秒) ロ 2から324度40メートルのところ (北緯32度59分34秒,東経129度44分25秒) ハ 6と5を結ぶ直線上6から40メートルのところ (北緯32度59分36秒,東経129度44分30秒) ニ 1から183度140メートルのところ (北緯32度59分26秒,東経129度44分26秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2045号	長崎県 西海市 西彼町 鳥加郷 俵頭 地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町鳥加郷ニジュウゴの浦入口西鼻先端標識 (北緯32度59分37秒,東経129度44分39秒) 2 同市同町同郷ニジュウゴの浦入口東鼻標識 (北緯32度59分38秒,東経129度44分42秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷		継続	
南区計第2046号	長崎県 西海市 西彼町 鳥加郷 俵頭 地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町鳥加郷持木の浦入口西鼻先端 (北緯32度59分38秒,東経129度44分44秒) 2 同市同町同郷持木の浦入口東鼻標識 (北緯32度59分39秒,東経129度44分48秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2047号	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹島 地先	次の1、イ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷竹島南鼻南端標識 (北緯32度59分37秒,東経129度44分30秒) 2 同市同町同郷竹島南岸殿様網代南端 (北緯32度59分39秒,東経129度44分35秒) 3 同市同町同郷竹島南岸殿様網代南端の東鼻標識 (北緯32度59分39秒,東経129度44分39秒) 4 同市同町同郷竹島クジラ石鼻南端標識 (北緯32度59分40秒,東経129度44分44秒)	イ 1から160度20メートルのところ (北緯32度59分36秒,東経129度44分30秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷		継続	
南区計第2048号	長崎県 西海市 西彼町 鳥加郷 平島 地先	次の1、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町鳥加郷平島東鼻西突端標識 (北緯32度59分49秒,東経129度45分24秒) 2 同市同町上岳郷エビ崎北端標識 (北緯32度59分53秒,東経129度45分19秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2049号	長崎県 西海市 西彼町 喰場郷 カド石鼻 地先	次のイ、1、2、ロの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町上岳郷江川尻鼻北端 (北緯33度0分3秒,東経129度45分42秒) 2 同市同町同郷エビ崎海岸標識 (北緯32度59分59秒,東経129度45分26秒)	イ 1から329度80メートルのところ (北緯33度0分5秒,東経129度45分41秒) ロ 2から356度80メートルのところ (北緯33度0分2秒,東経129度45分26秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷		継続	
南区計第2050号	長崎県 西海市 西彼町 下岳郷 下河内 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町白崎郷1863番地護岸階段標識 (北緯33度0分13秒,東経129度45分33秒) 2 同市同町下岳郷下河内護岸標識 (北緯33度0分14秒,東経129度45分42秒) 3 同市同町同郷下河内長崎自動車(株)駐車場前護岸標識 (北緯33度0分8秒,東経129度45分49秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯33度0分14秒,東経129度45分35秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から200メートルのところ (北緯33度0分14秒,東経129度45分41秒) ハ 3から255度30分255メートルのところ (北緯33度0分6秒,東経129度45分39秒) ニ 3から255度30分405メートルのところ (北緯33度0分5秒,東経129度45分34秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2051号	長崎県 西海市 西彼町 宮浦郷 小宮浦 獅子首 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町宮浦郷小宮浦獅子首エビス祠北端 (北緯33度0分34秒,東経129度46分59秒) 2 同市同町同郷小宮浦獅子首畑南東角 (北緯33度0分31秒,東経129度46分60秒) 3 同市同町同郷白浜宮崎鼻北端 (北緯33度0分32秒,東経129度47分14秒)	イ 1から87度30分20メートルのところ (北緯33度0分34秒,東経129度46分60秒) ロ 1から87度30分90メートルのところ (北緯33度0分34秒,東経129度47分2秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から90メートルのところ (北緯33度0分32秒,東経129度47分3秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯33度0分31秒,東経129度47分1秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷		継続	
南区計第2052号	長崎県 西海市 西彼町 亀浦郷 字土井の浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町亀浦郷字土井の浦897護岸標識 (北緯32度59分45秒,東経129度48分32秒) 2 同市同町同郷字土井の浦1169護岸標識 (北緯32度59分41秒,東経129度48分34秒)	イ 1から90度60メートルのところ (北緯32度59分45秒,東経129度48分34秒) ロ 2から90度30メートルのところ (北緯32度59分41秒,東経129度48分35秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2053号	長崎県 西海市 西彼町 亀浦郷 字出口 地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町亀浦郷字出口中鼻突端標識 (北緯32度59分39秒,東経129度48分56秒) 2 同市同町同郷字出口赤岩突端標識A (北緯32度59分42秒,東経129度48分55秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 鳳早郷 白似田郷 中山郷		継続	
南区計第2054号	長崎県 西海市 西彼町 白似田郷 長島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町白似田郷長島西二番鼻標識 (北緯32度57分41秒,東経129度48分33秒) 2 同市同町同郷長島西一番鼻標識 (北緯32度57分45秒,東経129度48分33秒) 3 同市同町同郷前島西端 (北緯32度57分48秒,東経129度48分32秒) 4 同市同町同郷長島東鼻北東端標識 (北緯32度57分43秒,東経129度48分37秒) 5 同市同町同郷前島東端 (北緯32度57分49秒,東経129度48分36秒)	イ 1から270度20メートルのところ (北緯32度57分41秒,東経129度48分32秒) ロ 2から270度20メートルのところ (北緯32度57分45秒,東経129度48分32秒) ハ イとロを結ぶ直線上イから200メートルのところ (北緯32度57分47秒,東経129度48分32秒) ニ 4と5を結ぶ直線上4から170メートルのところ (北緯32度57分48秒,東経129度48分36秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 鳳早郷 白似田郷 中山郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2055号	長崎県 西海市 西彼町 白似田郷 湯島 地先	次の1と2、3と4を結んだ各直線及び2から3、4から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町白似田郷湯島畑石垣角 (北緯32度57分48秒,東経129度48分43秒) 2 同市同町同郷前ノ島畑石垣東角 (北緯32度57分50秒,東経129度48分43秒) 3 同市同町同郷前ノ島南端標識 (北緯32度57分50秒,東経129度48分40秒) 4 同市同町同郷湯島北西端標識 (北緯32度57分47秒,東経129度48分39秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷		継続	
南区計第2056号	長崎県 西海市 西彼町 白似田郷 湯島 地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町白似田郷湯島ソト浦北海岸標識 (北緯32度57分46秒,東経129度48分40秒) 2 同市同町同郷湯島ソト浦南海岸標識 (北緯32度57分42秒,東経129度48分42秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第4014号	長崎県西海市西彼町平山郷ケヤノ島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町平山郷毛谷島海岸標識(2から西方海岸沿いに130メートルのところ) (北緯32度59分57秒,東経129度44分3秒) 2 同市同町同郷毛谷浦西鼻先端標識 (北緯32度59分57秒,東経129度44分7秒)	イ 1から0度20メートルのところ (北緯32度59分58秒,東経129度44分3秒) ロ 1から0度140メートルのところ (北緯33度0分2秒,東経129度44分3秒) ハ 2から0度140メートルのところ (北緯33度0分2秒,東経129度44分7秒) ニ 2から0度20メートルのところ (北緯32度59分58秒,東経129度44分7秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市西彼町八木原郷小迎郷伊ノ浦郷大串郷平山郷鳥加郷		継続	
南区計第4016号	長崎県西海市西彼町鳥加郷字平島地先	次の1、イ、ロ、ハ、7の各点を順次結んだ各直線、5と6を結んだ直線及び1から5、6から7に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町鳥加郷字平島東鼻西先端標識 (北緯32度59分59秒,東経129度45分16秒) 2 同市同町同郷字平島キリ石鼻東端 (北緯33度0分1秒,東経129度45分12秒) 3 同市同町同郷字平島キリ石鼻北端 (北緯33度0分2秒,東経129度45分9秒) 4 同市同町同郷字平島キリ石鼻西岸標識 (北緯32度59分60秒,東経129度45分6秒) 5 同市同町同郷字平島もと山の中鼻標識 (北緯32度59分45秒,東経129度44分58秒) 6 同市同町同郷ゼニ島南端 (北緯32度59分50秒,東経129度44分58秒) 7 同市同町同郷ゼニ島北端 (北緯32度59分52秒,東経129度44分58秒)	イ 2から45度40メートルのところ (北緯33度0分2秒,東経129度45分13秒) ロ 3から0度40メートルのところ (北緯33度0分4秒,東経129度45分9秒) ハ 4から315度80メートルのところ (北緯33度0分2秒,東経129度45分3秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市西彼町八木原郷小迎郷伊ノ浦郷大串郷平山郷鳥加郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第4017号	長崎県 西海市 西彼町 白崎郷 寺の平地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町白崎郷寺の平標識A (北緯33度0分13秒,東経129度45分21秒) 2 同市同町同郷寺の平標識B (北緯33度0分13秒,東経129度45分26秒)	イ 1から180度30メートルのところ (北緯33度0分12秒,東経129度45分21秒) ロ 1から180度210メートルのところ (北緯33度0分6秒,東経129度45分21秒) ハ 2から180度210メートルのところ (北緯33度0分6秒,東経129度45分26秒) ニ 2から180度30メートルのところ (北緯33度0分12秒,東経129度45分26秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷		継続	
南区計第4018号	長崎県 西海市 西彼町 白崎郷 岡丸地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町白崎郷諫鼻畑角標識 (北緯33度0分25秒,東経129度45分12秒) 2 同市同町同郷諫鼻標識 (北緯33度0分16秒,東経129度45分11秒)	イ 1から284度200メートルのところ (北緯33度0分27秒,東経129度45分4秒) ロ 2から310度200メートルのところ (北緯33度0分20秒,東経129度45分5秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第4019号	長崎県 西海市 西彼町 白崎郷 熊先 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町白崎郷諫崎鼻海岸標識A (北緯33度0分35秒,東経129度45分17秒) 2 同市同町同郷諫崎鼻海岸標識B (北緯33度0分32秒,東経129度45分13秒)	イ 1から318度170メートルのところ (北緯33度0分39秒,東経129度45分12秒) ロ 1から318度20メートルのところ (北緯33度0分35秒,東経129度45分16秒) ハ 2から318度30メートルのところ (北緯33度0分33秒,東経129度45分12秒) ニ 2から318度180メートルのところ (北緯33度0分37秒,東経129度45分8秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷		継続	
南区計第4020号	長崎県 西海市 西彼町 白崎郷 イザリ神ナゴ タ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町白崎郷ナゴタ海岸護岸排水口標識A (北緯33度0分49秒,東経129度45分35秒) 2 同市同町同郷ナゴタ海岸護岸排水口標識B (1から南西方海岸沿いに120メートルのところ) (北緯33度0分47秒,東経129度45分32秒)	イ 1から314度100メートルのところ (北緯33度0分51秒,東経129度45分33秒) ロ 1から314度50メートルのところ (北緯33度0分50秒,東経129度45分34秒) ハ 2から314度30メートルのところ (北緯33度0分47秒,東経129度45分31秒) ニ 2から314度80メートルのところ (北緯33度0分49秒,東経129度45分29秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2033号	長崎県 西海市 西彼町 八木原郷 安甫島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町八木原郷へタ安甫島北端標識 (北緯33度0分51秒,東経129度44分17秒) 2 同市同町同郷へタ安甫島南端標識 (北緯33度0分49秒,東経129度44分15秒)	イ 1から308度70メートルのところ (北緯33度0分53秒,東経129度44分15秒) ロ 2から305度80メートルのところ (北緯33度0分51秒,東経129度44分12秒) ハ 2から305度160メートルのところ (北緯33度0分52秒,東経129度44分10秒) ニ 1から308度150メートルのところ (北緯33度0分54秒,東経129度44分12秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	-	1. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第3007号	長崎県 西海市 西彼町 小迎郷 暖ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町八木原郷坊主山西端標識A (北緯33度2分46秒,東経129度43分55秒) 2 同市同町小迎郷暖ノ浦西角標識B (北緯33度2分46秒,東経129度44分4秒) 3 同市同町同郷暖ノ浦北側標識C (北緯33度2分54秒,東経129度44分5秒) 4 同市西海町川内郷川内標識D (北緯33度2分56秒,東経129度43分47秒) 5 同市同町丹納郷浄土島南東端標識 (北緯33度3分22秒,東経129度43分60秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から175メートルのところ (北緯33度2分52秒,東経129度43分56秒) ロ 1と5を結ぶ直線と3と4を結ぶ直線との交点 (北緯33度2分55秒,東経129度43分56秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から50メートルのところ (北緯33度2分55秒,東経129度44分3秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯33度2分48秒,東経129度44分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3008号	長崎県西海市西彼町小迎郷字山の下地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町西南風崎大岩標識 (北緯33度3分9秒,東経129度44分9秒) 2 同市同町西南風崎突端標識 (北緯33度3分4秒,東経129度44分8秒)	イ 1から289度30分85メートルのところ (北緯33度3分10秒,東経129度44分6秒) ロ 1から289度30分100メートルのところ (北緯33度3分6秒,東経129度44分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3009号	長崎県西海市西彼町小迎郷字山の下地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町小迎郷字山の西南鼻南角 (北緯33度3分10秒,東経129度44分9秒) 2 同市同町同郷字山の白岩頂上 (北緯33度3分13秒,東経129度44分11秒)	イ 1から222度30メートルのところ (北緯33度3分9秒,東経129度44分8秒) ロ 1から270度80メートルのところ (北緯33度3分10秒,東経129度44分6秒) ハ 2から315度80メートルのところ (北緯33度3分14秒,東経129度44分9秒) ニ 2から315度30メートルのところ (北緯33度3分13秒,東経129度44分10秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3010号	長崎県 西海市 西彼町 小迎郷 字山の下ハエノ崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町小迎郷字山の下ハエノ崎先端標識 (北緯33度3分14秒,東経129度44分15秒)	イ 1から66度40分59メートルのところ (北緯33度3分15秒,東経129度44分18秒) ロ 1から30度30分107メートルのところ (北緯33度3分17秒,東経129度44分18秒) ハ 1から17度30分140メートルのところ (北緯33度3分19秒,東経129度44分17秒) ニ 1から326度30分140メートルのところ (北緯33度3分18秒,東経129度44分13秒) ホ 1から317度110メートルのところ (北緯33度3分17秒,東経129度44分13秒) ヘ 1から356度86メートルのところ (北緯33度3分17秒,東経129度44分15秒) ト 1から356度30メートルのところ (北緯33度3分15秒,東経129度44分15秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
南区計第3011号	長崎県 西海市 西彼町 小迎郷 字ナガハエノ浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町小迎郷ハエノ浦杉の木浦南鼻標識 (北緯33度3分7秒,東経129度44分18秒) 2 同市同町北南風崎可郎登瀬標識 (北緯33度3分13秒,東経129度44分17秒) 3 同市同町同郷ケイの浦南鼻先端標識 (北緯33度3分6秒,東経129度44分27秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯33度3分7秒,東経129度44分20秒) ロ 2から90度60メートルのところ (北緯33度3分13秒,東経129度44分20秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3012号	長崎県 西海市 西彼町 小迎郷 字ナガハエノ浦 地先	次の1と4、2と3を結んだ各直線と1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町小迎郷ハエノ崎ハエノ浦杉の木浦南鼻標識 (北緯33度3分7秒,東経129度44分18秒) 2 同市同町同郷ハエノ崎ハエノ浦西岸標識A (3から240度の直線とナガハエノ浦西岸の最高高潮時海岸線との交点) (北緯33度2分58秒,東経129度44分26秒) 3 同市同町同郷奥ナガハエノ浦東岸階段降口 (北緯33度2分60秒,東経129度44分31秒) 4 同市同町同郷ケイの浦南鼻突端標識 (北緯33度3分6秒,東経129度44分27秒)		第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
南区計第3013号	長崎県 西海市 西彼町 伊ノ浦郷 袖の木波止 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町伊ノ浦郷由の木波止東付根 (北緯33度3分12秒,東経129度44分26秒) 2 同市同町同郷由の木海岸石垣西角丸石 (北緯33度3分13秒,東経129度44分24秒)	イ 1から257度60メートルのところ (北緯33度3分12秒,東経129度44分23秒) ロ 2から257度60メートルのところ (北緯33度3分13秒,東経129度44分22秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3014号	長崎県西海市西彼町大串郷三島地先	次のイ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷三島川本畑石垣南東端 (北緯33度0分4秒,東経129度44分46秒) 2 同市同町同郷三島沢田石垣西角 (北緯33度0分8秒,東経129度44分42秒) 3 同市同町同郷前ノ島北端 (北緯33度0分3秒,東経129度44分31秒) 4 同市同町同郷勤兵衛島北西端赤鼻突端標識 (北緯32度59分56秒,東経129度44分43秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯33度0分2秒,東経129度44分46秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から120メートルのところ (北緯33度0分0秒,東経129度44分45秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から70メートルのところ (北緯33度0分7秒,東経129度44分40秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3015号	長崎県西海市西彼町大串郷竹の島鶴亀平地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷竹の島鶴亀東平電柱 (北緯32度59分59秒,東経129度44分39秒) 2 同市同町同郷竹の島末広畑南東端 (北緯32度59分54秒,東経129度44分39秒)	イ 1から90度20メートルのところ (北緯32度59分59秒,東経129度44分40秒) ロ 2から90度40メートルのところ (北緯32度59分54秒,東経129度44分40秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3016号	長崎県西海市西彼町大串郷竹の島畑ノ下地先	次の1、イ、ロ、の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷竹の島春崎島南東端(北緯32度59分51秒,東経129度44分40秒) 2 同市同町同郷竹の島中鼻護岸標識(中鼻北東端から南方海岸沿いに50メートルのところ)(北緯32度59分46秒,東経129度44分41秒) 3 同市同町同郷勸兵衛島芦の浦中鼻西端(北緯32度59分50秒,東経129度44分43秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から40メートルのところ(北緯32度59分51秒,東経129度44分42秒) ロ 2から90度40メートルのところ(北緯32度59分46秒,東経129度44分43秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3017号	長崎県西海市西彼町大串郷前島東側地先	次の1、イ、ロ、の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷前島北野鼻標識A(北緯32度59分57秒,東経129度44分31秒) 2 同市同町同郷前島北野鼻標識B(1から南方海岸沿いに60メートルのところ)(北緯32度59分55秒,東経129度44分29秒)	イ 1から90度35メートルのところ(北緯32度59分57秒,東経129度44分32秒) ロ 2から90度35メートルのところ(北緯32度59分55秒,東経129度44分30秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3018号	長崎県西海市西彼町大串郷前島北西側地先	次の2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷前島北西浦西岸標識(北緯32度59分59秒,東経129度44分26秒) 2 同市同町同郷前島北西浦護岸石垣凹角標識(北緯32度59分60秒,東経129度44分28秒) 3 同市同町同郷前島北西岸標識(ロの点とウー瀬を結ぶ直線の延長と海岸線の交点)(北緯33度0分2秒,東経129度44分30秒)	イ 1から358度20メートルのところ(北緯32度59分60秒,東経129度44分26秒) ロ 1から358度80メートルのところ(北緯33度0分2秒,東経129度44分26秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3019号	長崎県西海市西彼町大串郷前島西側地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷前島西中鼻西端標識(北緯32度59分59秒,東経129度44分23秒) 2 同市同町同郷前島西洲下造船所下標識(北緯32度59分52秒,東経129度44分23秒) 3 同市同町同郷網代南端突端標識(北緯33度0分3秒,東経129度44分13秒) 4 同市同町平山郷網代鼻突端標識(北緯32度59分57秒,東経129度44分14秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ(北緯32度59分60秒,東経129度44分22秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ(北緯32度59分54秒,東経129度44分21秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3020号	長崎県西海市西彼町平山郷毛谷浦地先	次の1と2を結んだ直線と3と4を結んだ直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町平山郷毛谷浦山本公松畑南東端 (北緯32度59分50秒,東経129度44分9秒) 2 同市同町同郷毛谷浦入口南鼻赤石頂上 (北緯32度59分49秒,東経129度44分15秒) 3 同市同町同郷毛谷浦南中鼻北西端 (北緯32度59分46秒,東経129度44分11秒) 4 同市同町同郷毛谷浦南東端 (北緯32度59分48秒,東経129度44分8秒)		第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3021号	長崎県西海市西彼町平山郷山ノ平地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町平山郷毛谷浦入口南鼻赤石標識 (北緯32度59分49秒,東経129度44分16秒) 2 同市同町同郷山ノ平海岸標識A(1から南方海岸沿いに100メートルのところ) (北緯32度59分46秒,東経129度44分17秒)	イ 1から95度20メートルのところ (北緯32度59分49秒,東経129度44分17秒) ロ 1から95度50メートルのところ (北緯32度59分49秒,東経129度44分18秒) ハ 2から95度50メートルのところ (北緯32度59分46秒,東経129度44分19秒) ニ 2から95度20メートルのところ (北緯32度59分46秒,東経129度44分18秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3022号	長崎県西海市西彼町平山郷山ノ平地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町平山郷山ノ平海岸標識B(北緯32度59分42秒,東経129度44分18秒) 2 同市同町同郷山ノ平海岸標識C(1から南方海岸沿いに100メートルのところ)(北緯32度59分39秒,東経129度44分20秒)	イ 1から90度10メートルのところ(北緯32度59分42秒,東経129度44分19秒) ロ 1から90度40メートルのところ(北緯32度59分42秒,東経129度44分20秒) ハ 2から90度40メートルのところ(北緯32度59分39秒,東経129度44分21秒) ニ 2から90度10メートルのところ(北緯32度59分39秒,東経129度44分20秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3023号	長崎県西海市西彼町大串郷竹ノ島南岸地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷竹ノ島南鼻南端(北緯32度59分37秒,東経129度44分30秒) 2 同市同町同郷竹ノ島南鼻付根標識(北緯32度59分40秒,東経129度44分30秒)	イ 1から274度10メートルのところ(北緯32度59分37秒,東経129度44分29秒) ロ 1から274度50メートルのところ(北緯32度59分37秒,東経129度44分28秒) ハ 2から274度60メートルのところ(北緯32度59分40秒,東経129度44分27秒) ニ 2から274度20メートルのところ(北緯32度59分40秒,東経129度44分28秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3024号	長崎県西海市西彼町鳥加郷竹ノ子島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町鳥加郷竹ノ子島北端 (北緯32度59分34秒,東経129度44分32秒) 2 同市同町同郷竹ノ子島南東端標識 (北緯32度59分33秒,東経129度44分33秒)	イ 1から41度20メートルのところ (北緯32度59分35秒,東経129度44分32秒) ロ 1から41度45メートルのところ (北緯32度59分36秒,東経129度44分33秒) ハ 2から41度35メートルのところ (北緯32度59分34秒,東経129度44分34秒) ニ 2から41度10メートルのところ (北緯32度59分33秒,東経129度44分34秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3025号	長崎県西海市西彼町大串郷竹の島鯨石地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷竹の島イキリ鼻北東端標識 (北緯32度59分45秒,東経129度44分46秒) 2 同市同町同郷竹の島鯨石標識 (北緯32度59分42秒,東経129度44分45秒)	イ 1から90度15メートルのところ (北緯32度59分45秒,東経129度44分47秒) ロ 1から90度55メートルのところ (北緯32度59分45秒,東経129度44分48秒) ハ 2から90度80メートルのところ (北緯32度59分42秒,東経129度44分48秒) ニ 2から90度40メートルのところ (北緯32度59分42秒,東経129度44分47秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3027号	長崎県西海市西彼町大串郷勸兵衛島地先	次の1、イ、ロ、3、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷勸兵衛島南東鼻西側標識(鼻南東端から20メートルのところ) (北緯32度59分48秒,東経129度44分52秒) 2 同市同町同郷勸兵衛島田の下浦東岸標識(北緯32度59分49秒,東経129度44分49秒) 3 同市同町同郷勸兵衛島田の下浦西岸標識(北緯32度59分49秒,東経129度44分47秒)	イ 1から180度20メートルのところ (北緯32度59分47秒,東経129度44分52秒) ロ 3から180度60メートルのところ (北緯32度59分47秒,東経129度44分46秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3028号	長崎県西海市西彼町大串郷勸兵衛島地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷勸兵衛島南東端東鼻白石 (北緯32度59分49秒,東経129度44分53秒) 2 同市同町同郷勸兵衛島東端 (北緯32度59分57秒,東経129度44分56秒)	イ 1から103度50メートルのところ (北緯32度59分49秒,東経129度44分55秒) ロ 2から103度60メートルのところ (北緯32度59分56秒,東経129度44分58秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3029号	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 勤兵衛島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町大串郷勤兵衛島東端ホケ岩標識 (北緯32度59分57秒,東経129度44分56秒) 2 同市同町同郷勤兵衛島ホケ岩中鼻標識(1から西方海岸沿いに70メートルのところ) (北緯32度59分58秒,東経129度44分54秒) 3 同市同町同郷三島南岸一番鼻標識 (北緯33度0分1秒,東経129度44分57秒) 4 同市同町同郷三島南岸二番鼻標識 (北緯33度0分1秒,東経129度44分54秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から20メートルのところ (北緯32度59分57秒,東経129度44分56秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯32度59分59秒,東経129度44分57秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯32度59分59秒,東経129度44分54秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯32度59分58秒,東経129度44分54秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
南区計第3030号	長崎県 西海市 西彼町 白崎郷 橋島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町白崎郷橋島北端 (北緯33度0分59秒,東経129度45分34秒) 2 同市同町同郷橋島北東端3号岩 (北緯33度0分59秒,東経129度45分35秒) 3 同市同町同郷橋島南東端2号岩 (北緯33度0分58秒,東経129度45分35秒) 4 同市同町同郷橋島南端1号岩 (北緯33度0分57秒,東経129度45分34秒)	イ 1から340度100メートルのところ (北緯33度1分2秒,東経129度45分33秒) ロ 2から40度70メートルのところ (北緯33度1分1秒,東経129度45分36秒) ハ 3から130度50メートルのところ (北緯33度0分57秒,東経129度45分36秒) ニ 4から191度60メートルのところ (北緯33度0分55秒,東経129度45分33秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3031号	長崎県西海市西彼町宮浦郷小宮浦獅子首畑南東	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町宮浦郷小宮浦獅子首畑南東角 (北緯33度0分31秒,東経129度46分60秒) 2 同市同町同郷しめだけ海岸標識 (北緯33度0分28秒,東経129度47分2秒) 3 同市同町同郷白浜宮崎鼻北端 (北緯33度0分31秒,東経129度47分13秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯33度0分31秒,東経129度47分3秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から150メートルのところ (北緯33度0分31秒,東経129度47分6秒) ハ 2から87度30分115メートルのところ (北緯33度0分28秒,東経129度47分6秒) ニ 2から87度30分35メートルのところ (北緯33度0分28秒,東経129度47分3秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3032号	長崎県西海市西彼町宮浦郷宮浦地先	次の1、イ、ロ、ハ、3、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町宮浦郷クグの山の岩の突端標識 (北緯33度0分23秒,東経129度47分17秒) 2 同市同町同郷宮浦白浜字土井浦海岸石垣西角 (北緯33度0分22秒,東経129度47分14秒) 3 同市同町同郷宮浦白浜の鼻突端標識 (北緯33度0分23秒,東経129度47分13秒)	イ 1から325度30メートルのところ (北緯33度0分24秒,東経129度47分16秒) ロ 2から10度60メートルのところ (北緯33度0分24秒,東経129度47分15秒) ハ 3から10度50メートルのところ (北緯33度0分24秒,東経129度47分13秒) ニ 2から10度30メートルのところ (北緯33度0分23秒,東経129度47分15秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3033号	長崎県西海市西彼町風早郷エリクリ地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町風早郷サンシュ谷の鼻北東端 (北緯32度58分17秒,東経129度49分6秒) 2 同市同町同郷カナイン鼻南東端 (北緯32度58分21秒,東経129度49分4秒)	イ 1から90度50メートルのところ (北緯32度58分17秒,東経129度49分8秒) ロ 2から90度50メートルのところ (北緯32度58分21秒,東経129度49分6秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3034号	長崎県西海市西彼町白似田郷友島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町白似田郷友島北岸標識 (北緯32度57分57秒,東経129度48分42秒) 2 同市同町同郷友島東岸標識 (北緯32度57分55秒,東経129度48分45秒)	イ 1から50度40メートルのところ (北緯32度57分58秒,東経129度48分44秒) ロ 1から50度83メートルのところ (北緯32度57分59秒,東経129度48分45秒) ハ 2から50度83メートルのところ (北緯32度57分57秒,東経129度48分48秒) ニ 2から50度40メートルのところ (北緯32度57分56秒,東経129度48分46秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第4015号	長崎県西海市西彼町大串郷竹島鶴亀平地先	次の1、イ、ロ、6の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線、及び1から2、3から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、4、ニ、ハ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。	1 西海市西彼町大串郷助兵衛島赤鼻北西端 (北緯32度59分56秒,東経129度44分43秒) 2 同市同町同郷助兵衛島芦の浦中鼻西端 (北緯32度59分50秒,東経129度44分43秒) 3 同市同町同郷竹島春崎南東端 (北緯32度59分51秒,東経129度44分40秒) 4 同市同町同郷竹島末広南東端 (北緯32度59分54秒,東経129度44分39秒) 5 同市同町同郷竹島鶴亀東平標識 (北緯32度59分59秒,東経129度44分39秒) 6 同市同町同郷竹島鶴亀鼻突端亀岩 (北緯33度0分0秒,東経129度44分37秒) 7 同市同町同郷三島西端(ダンノオキ標識A) (北緯33度0分8秒,東経129度44分42秒)	イ 1と7を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯32度59分58秒,東経129度44分43秒) ロ 6から36度40メートルのところ (北緯33度0分1秒,東経129度44分38秒) ハ 5から90度20メートルのところ (北緯32度59分59秒,東経129度44分40秒) ニ 4から90度40メートルのところ (北緯32度59分54秒,東経129度44分40秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第2507号	長崎県西海市西彼町鳥加郷平島地先	次の1、2と3、4の各点を順次結んだ各直線及び1から4、2から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町鳥加郷平島標識A (北緯32度59分60秒,東経129度45分16秒) 2 同市同町同郷平島標識B (北緯33度0分1秒,東経129度45分22秒) 3 同市同町同郷平島東鼻西突端標識 (北緯32度59分49秒,東経129度45分24秒) 4 同市同町上岳郷エビ崎北端標識 (北緯32度59分53秒,東経129度45分19秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	-		新規	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3026号	長崎県西海市西彼町鳥加郷地先	次の1、イ、4と2、3の各点を結んだ各直線、及び1から2、3から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西海市西彼町鳥加郷下持木北鼻 (北緯32度59分45秒,東経129度44分58秒) 2 同市同町同郷沸上り浦西口の鼻黒岩 (北緯32度59分43秒,東経129度44分58秒) 3 同市同町同郷字平島尾崎作業場鼻標識 (北緯32度59分43秒,東経129度44分54秒) 4 同市同町同郷沸上り浦西口の鼻黒岩 (北緯32度59分44秒,東経129度44分53秒) 5 同市同町同郷字平島金山の浦野田鼻標識A (北緯32度59分45秒,東経129度44分52秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から127メートルのところ (北緯32度59分45秒,東経129度44分53秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		新規	
南区計第2057号	長崎県長崎市琴海大平町横瀬浦地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と、1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海大平町なかしま橋南護岸東端標識 (北緯32度57分37秒,東経129度48分38秒) 2 同市同町瀬戸の鼻北端標識 (北緯32度57分38秒,東経129度48分39秒) 3 同市同町横瀬浦標識(2から南方海岸沿いに47メートルのところ) (北緯32度57分37秒,東経129度48分40秒)	イ 1から333度24メートルのところ (北緯32度57分38秒,東経129度48分38秒) ロ 2から54度40メートルのところ (北緯32度57分38秒,東経129度48分41秒) ハ 3から72度30メートルのところ (北緯32度57分37秒,東経129度48分41秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2058号	長崎県長崎市琴海尾戸町乃木浦地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町高岳北側エビス鼻標識(北緯32度56分54秒,東経129度49分1秒) 2 同市同町野木浦護岸標識(北緯32度56分52秒,東経129度48分57秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	
南区計第2059号	長崎県長崎市琴海尾戸町矢別地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町天狗岳北東岸標識(北緯32度56分41秒,東経129度49分3秒) 2 同市同町天狗岳南東岸標識(北緯32度56分42秒,東経129度49分4秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2060号	長崎県 長崎市 琴海尾戸町 網ヶ浦 地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町浦底平標識A (北緯32度56分16秒,東経129度48分55秒) 2 同市同町恵比須像北側標識 (北緯32度56分14秒,東経129度48分52秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	
南区計第2061号	長崎県 長崎市 琴海尾戸町 下松尾 地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町下松尾入道鼻南西端標識 (北緯32度55分30秒,東経129度47分49秒) 2 同市同町下松尾ヌボリ鼻飛瀬西端標識 (北緯32度55分26秒,東経129度47分51秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2062号	長崎県 長崎市 琴海尾戸町 松尾 地先	次の1と2を結んだ直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町下松尾幸左右エ門鼻北側標識 (北緯32度55分40秒,東経129度48分1秒) 2 同市同町松尾海岸石垣西端標識 (北緯32度55分48秒,東経129度48分0秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	
南区計第2063号	長崎県 長崎市 琴海尾戸町 名串 木折 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町名串木折南鼻標識 (北緯32度56分1秒,東経129度48分3秒) 2 同市同町名串木折地崎石垣西標識(ゴルフ場下) (北緯32度56分3秒,東経129度48分7秒) 3 同市同町名串木折地崎北護岸階段付根標識(護岸西方突端から65メートルのところ) (北緯32度56分7秒,東経129度48分5秒) 4 同市同町名串木折北鼻標識 (北緯32度56分6秒,東経129度48分0秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯32度56分3秒,東経129度48分2秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯32度56分5秒,東経129度48分6秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2064号	長崎県 長崎市 琴海尾戸町 名串 瀬ノ浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町名串瀬ノ浦石垣角標識 (北緯32度56分13秒,東経129度48分3秒) 2 同市同町名串瀬ノ浦みかん畑石垣角標識 (北緯32度56分15秒,東経129度48分7秒)	イ 1から303度50メートルのところ (北緯32度56分14秒,東経129度48分1秒) ロ 2から303度80メートルのところ (北緯32度56分16秒,東経129度48分4秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	
南区計第2065号	長崎県 長崎市 琴海尾戸町 名串 地先	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町名串護岸西端 (北緯32度56分33秒,東経129度47分49秒) 2 同市同町名串石垣北東端 (北緯32度56分28秒,東経129度47分49秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2066号	長崎県 長崎市 琴海尾戸町 名串 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と1から 2に至る最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町大別当鼻西端 (北緯32度56分51秒,東経129度47分48秒) 2 同市同町大別当鼻標識 (北緯32度56分54秒,東経129度47分54秒)	イ 1から327度50メートルのところ (北緯32度56分52秒,東経129度47分47秒) ロ 2から327度50メートルのところ (北緯32度56分56秒,東経129度47分53秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	
南区計第2067号	長崎県 長崎市 琴海形上町 大子角ノ浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 長崎市琴海形上町大子角ノ浦国道護岸付 根標識 (北緯32度56分9秒,東経129度47分3秒) 2 同市同町大子角ノ浦国道護岸標識(1から 南方海岸沿いに85メートルのところ) (北緯32度56分7秒,東経129度47分2秒)	イ 1から91度70メートルのところ (北緯32度56分9秒,東経129度47分5秒) ロ 2から91度50メートルのところ (北緯32度56分7秒,東経129度47分4秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2068号	長崎県 長崎市 琴海戸根原町 スズレ岩鼻 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 長崎市琴海戸根原町スズレ岩鼻標識(松の下) (北緯32度54分17秒,東経129度47分18秒) 2 同市同町スズレ岩鼻西端 (北緯32度54分11秒,東経129度47分21秒)	イ 1から270度50メートルのところ (北緯32度54分17秒,東経129度47分16秒) ロ 2から270度50メートルのところ (北緯32度54分11秒,東経129度47分19秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	
南区計第2069号	長崎県 長崎市 琴海戸根原町 ヤケンバ 地先	次の1、イ、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線、2と3を 結んだ直線及び1から2、3 から4に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 長崎市琴海戸根原町ヤケンバ横浦山北西 鼻標識 (北緯32度54分26秒,東経129度47分29秒) 2 同市同町中の浦横浦南鼻西端 (北緯32度54分16秒,東経129度47分29秒) 3 同市同町中の浦立山白岩標識 (北緯32度54分14秒,東経129度47分25秒) 4 同市同町スズレ岩鼻標識(松の下) (北緯32度54分17秒,東経129度47分18秒)	イ 1から251度30分360メートルのところ (北緯32度54分22秒,東経129度47分15秒) ロ 4から270度50メートルのところ (北緯32度54分17秒,東経129度47分16秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2070号	長崎県 長崎市 琴海戸根原町 立山 地先	次の1と2を結んだ直線、3と4を結んだ直線及び1から3、2から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海戸根原町中の浦一本松鼻南西端 (北緯32度54分9秒,東経129度47分33秒) 2 同市同町中の浦さか浦波止標識 (北緯32度54分7秒,東経129度47分32秒) 3 同市同町中の浦横浦南鼻西端 (北緯32度54分16秒,東経129度47分29秒) 4 同市同町中の浦立山白岩標識 (北緯32度54分14秒,東経129度47分25秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長浦町 琴海戸根原町		継続	
南区計第2071号	長崎県 長崎市 琴海戸根町 瀬ノ浦 地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海戸根町要浦南端標識 (北緯32度53分1秒,東経129度48分15秒) 2 同市同町瀬ノ浦標識 (北緯32度52分52秒,東経129度48分11秒)	イ 2から90度95メートルのところ (北緯32度52分52秒,東経129度48分15秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海戸根町 琴海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2072号	長崎県 長崎市 琴海戸根町 潟向 地先	次の1と2、3と4を結んだ各直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海戸根町瀬浦立石鼻突端標識(北緯32度52分59秒,東経129度47分40秒) 2 同市同町佐世保島西端(北緯32度52分57秒,東経129度47分42秒) 3 同市同町佐世保島東端(北緯32度52分55秒,東経129度47分45秒) 4 同市同町真珠養殖場作業小屋護岸西端(北緯32度52分56秒,東経129度47分48秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海戸根町 琴海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷		継続	
南区計第2073号	長崎県 長崎市 琴海戸根町 辰島 地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海戸根町辰島赤松鼻北端(北緯32度52分50秒,東経129度47分47秒) 2 同市同町辰島釣掛松鼻西端(北緯32度52分45秒,東経129度47分48秒)	イ 1から270度10メートルのところ(北緯32度52分50秒,東経129度47分46秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海戸根町 琴海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2074号	長崎県 長崎市 琴海村松町 吉浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海村松町吉浦船頭倉の鼻突端標識 (北緯32度52分35秒,東経129度47分20秒) 2 同市同町(株)ヒガン下防波堤付根 (北緯32度52分29秒,東経129度47分19秒) 3 同市同町焼島北端 (北緯32度52分26秒,東経129度48分11秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのところ (北緯32度52分34秒,東経129度47分25秒) ロ 2から101度100メートルのところ (北緯32度52分28秒,東経129度47分23秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海戸根町 琴海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷		継続	
南区計第2075号	長崎県 長崎市 琴海村松町 吉浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海村松町護岸標識 (北緯32度52分24秒,東経129度47分18秒) 2 同市同町石垣北東端標識 (北緯32度52分17秒,東経129度47分19秒)	イ 1から101度100メートルのところ (北緯32度52分24秒,東経129度47分22秒) ロ 2から90度30メートルのところ (北緯32度52分17秒,東経129度47分20秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海戸根町 琴海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2076号	長崎県西彼杵郡時津町子々川郷字登路福地先	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西彼杵郡時津町子々川郷竹崎標識(北緯32度51分49秒,東経129度48分11秒) 2 同郡同町同郷オコノ鼻突端標識(北緯32度51分52秒,東経129度48分7秒) 3 同郡同町同郷登路福鼻別荘護岸北角標識(北緯32度51分54秒,東経129度47分60秒) 4 長崎市琴海村松町焼島南端(北緯32度52分20秒,東経129度48分9秒) 5 西彼杵郡時津町子々川郷前島西端(北緯32度52分9秒,東経129度48分14秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から150メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯32度51分53秒,東経129度48分12秒) (北緯32度51分54秒,東経129度48分7秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海戸根町 琴海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷		継続	
南区計第2077号	長崎県西彼杵郡時津町子々川郷前島地先	次の1と2の点を結んだ直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西彼杵郡時津町子々川郷前島西端(北緯32度52分9秒,東経129度48分14秒) 2 同郡同町同郷前島しゅれ松鼻西端(北緯32度52分3秒,東経129度48分18秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海戸根町 琴海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2078号	長崎県西彼杵郡時津町日並郷字鷹島地先	次の1、2の各点を順次結んだ直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西彼杵郡時津町日並郷字鷹島首の崎標識(北緯32度51分58秒,東経129度49分38秒) 2 同郡同町同郷同字網代波止突端標識(北緯32度51分59秒,東経129度49分25秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西彼杵郡時津町日並郷久留里郷左底郷元村郷野田郷浦郷浜田郷西時津郷		継続	
南区計第2079号	長崎県西彼杵郡時津町日並郷木場崎地先	次の1、イ、3、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西彼杵郡時津町日並郷木場崎さがさき護岸標識(北緯32度51分22秒,東経129度49分25秒) 2 同郡同町同郷木場崎公民館前内側防波堤付根(北緯32度51分18秒,東経129度49分25秒) 3 同郡同町同郷木場崎公民館前内側防波堤突端(北緯32度51分17秒,東経129度49分27秒) 4 同郡同町同郷木場崎外側防波堤一番階段標識(北緯32度51分23秒,東経129度49分29秒)	イ 3と4を結ぶ直線上3から115メートルのところ(北緯32度51分21秒,東経129度49分28秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西彼杵郡時津町日並郷久留里郷左底郷元村郷野田郷浦郷浜田郷西時津郷	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2080号	長崎県西彼杵郡時津町久留里郷永ノ浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西彼杵郡時津町久留里郷ヤマハマリン西九州(株)東波止標識A(北緯32度50分38秒,東経129度50分31秒) 2 同郡同町同郷ヤマハマリン西九州(株)東波止標識B(1から27メートルのところ)(北緯32度50分38秒,東経129度50分32秒)	イ 1から225度21メートルのところ(北緯32度50分38秒,東経129度50分30秒) ロ 1から225度41メートルのところ(北緯32度50分37秒,東経129度50分30秒) ハ 2から219度48メートルのところ(北緯32度50分36秒,東経129度50分31秒) ニ 2から219度25メートルのところ(北緯32度50分37秒,東経129度50分31秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西彼杵郡時津町日並郷久留里郷左底郷	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2081号	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷畠下地先	次の1、イ、3、4の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 西彼杵郡時津町西時津郷アゲノ瀬北端(北緯32度50分54秒,東経129度51分2秒) 2 同郡同町同郷竜崎西端(北緯32度51分13秒,東経129度50分54秒) 3 同郡同町同郷崎野叔母石標識(北緯32度51分5秒,東経129度51分3秒) 4 同郡同町同郷白石鼻護岸標識(北緯32度50分55秒,東経129度51分5秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から300メートルのところ(北緯32度51分3秒,東経129度50分58秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西彼杵郡時津町日並郷久留里郷左底郷元村郷野田郷浦郷浜田郷西時津郷	1. イの点及びイと1の中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2082号	長崎県西彼杵郡長与町齊藤郷崎野地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 西彼杵郡長与町齊藤郷蛇口鼻東端(北緯32度51分10秒,東経129度51分25秒) 2 同郡同町同郷橋詰の鼻南東端(北緯32度51分13秒,東経129度51分29秒) 3 同郡同町同郷清水島蛭子鼻北端(北緯32度51分7秒,東経129度51分32秒) 4 同郡同町同郷清水島西端(北緯32度51分3秒,東経129度51分28秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ(北緯32度51分8秒,東経129度51分26秒) ロ 2と3を結ぶ直線上3から70メートルのところ(北緯32度51分8秒,東経129度51分32秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西彼杵郡長与町		継続	
南区計第2083号	長崎県西彼杵郡長与町齊藤郷清水島南地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 西彼杵郡長与町齊藤郷清水島南岸標識A(清水島南東端より西方海岸沿いに29メートルのところ)(北緯32度51分2秒,東経129度51分37秒) 2 同郡同町同郷清水島南岸標識B(1から西方海岸沿いに154メートルのところ)(北緯32度51分1秒,東経129度51分31秒)	イ 1から166度30メートルのところ(北緯32度51分1秒,東経129度51分37秒) ロ 1から166度110メートルのところ(北緯32度50分58秒,東経129度51分38秒) ハ 2から166度110メートルのところ(北緯32度50分57秒,東経129度51分32秒) ニ 2から166度30メートルのところ(北緯32度50分60秒,東経129度51分31秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西彼杵郡長与町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2084号	長崎県 諫早市 多良見町 舟津 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市多良見町舟津農協選果場埋立地護岸標識(護岸東角から西方護岸沿いに15メートルのところ) (北緯32度51分33秒,東経129度55分46秒) 2 同市同町舟津田原標識(西部グランド前護岸東角から西方護岸沿いに40メートルのところ) (北緯32度51分32秒,東経129度55分51秒)	イ 1から31度145メートルのところ (北緯32度51分37秒,東経129度55分49秒) ロ 1から31度345メートルのところ (北緯32度51分43秒,東経129度55分53秒) ハ 2から31度365メートルのところ (北緯32度51分42秒,東経129度55分58秒) ニ 2から31度165メートルのところ (北緯32度51分36秒,東経129度55分54秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 多良見町 舟津 佐瀬	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2085号	長崎県 諫早市 多良見町 大草浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 諫早市多良見町東園西ノ浦鼻標識 (北緯32度50分51秒,東経129度57分53秒) 2 同市同町東園牛ノ鼻石垣角標識 (北緯32度50分51秒,東経129度57分47秒)	イ 1から315度365メートルのところ (北緯32度50分59秒,東経129度57分43秒) ロ 1から315度680メートルのところ (北緯32度51分6秒,東経129度57分35秒) ハ 2から315度560メートルのところ (北緯32度51分4秒,東経129度57分32秒) ニ 2から315度245メートルのところ (北緯32度50分57秒,東経129度57分40秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	諫早市 多良見町 元釜 野副 西園 東園 木床 化屋		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2086号	長崎県東彼杵郡東彼杵町口木田郷口木田郷鍋蔵地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 東彼杵郡東彼杵町口木田郷口木田郷み切り標識(口木田川河口より北西側へ40メートルのところ) (北緯33度3分10秒,東経129度53分47秒) 2 同郡同町大音琴郷岩石南側護岸標識(1より北西へ150メートルのところ) (北緯33度3分13秒,東経129度53分42秒)	イ 1から205度100メートルのところ (北緯33度3分7秒,東経129度53分45秒) ロ 1から205度250メートルのところ (北緯33度3分3秒,東経129度53分43秒) ハ 2から205度250メートルのところ (北緯33度3分6秒,東経129度53分38秒) ニ 2から205度100メートルのところ (北緯33度3分10秒,東経129度53分40秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東彼杵郡東彼杵町		継続	
南区計第3035号	長崎県長崎市琴海尾戸町鵜瀬島地先	次の1、2、イ、3を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町鵜瀬島えびす浦海岸東端標識 (北緯32度54分52秒,東経129度48分5秒) 2 同市同町鵜瀬島えびす浦海岸西端標識 (北緯32度54分53秒,東経129度47分60秒) 3 同市同町鵜瀬島鼻突端標識 (北緯32度54分49秒,東経129度48分6秒)	イ 3から237度80メートルのところ (北緯32度54分48秒,東経129度48分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3036号	長崎県長崎市琴海尾戸町鵜瀬島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町鵜瀬島先網代西鼻南端(北緯32度54分53秒,東経129度47分54秒) 2 同市同町鵜瀬島先網代浦底石垣角標識(北緯32度54分54秒,東経129度47分58秒) 3 同市同町長浦郷大小島エビス鼻東端(北緯32度54分35秒,東経129度47分40秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から35メートルのところ(北緯32度54分52秒,東経129度47分53秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ(北緯32度54分51秒,東経129度47分53秒) ハ 2から214度135メートルのところ(北緯32度54分50秒,東経129度47分55秒) ニ 2から214度120メートルのところ(北緯32度54分51秒,東経129度47分55秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3037号	長崎県長崎市琴海尾戸町鵜瀬島地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町鵜瀬島標識A(北緯32度54分59秒,東経129度48分14秒) 2 同市同町鵜瀬島浦上畑中央標識B(北緯32度54分54秒,東経129度48分16秒) 3 同市同町鵜瀬島鼻標識C(北緯32度55分0秒,東経129度48分18秒)	イ 1と3を結ぶ直線の中央店(北緯32度54分60秒,東経129度48分15秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3038号	長崎県長崎市琴海尾戸町スポリ地先	次の1、イ、4の各点を順次結んだ各直線、5、6、7の各点を順次結んだ各直線、及び1から7、4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町スポリ竹中畑南西端(北緯32度55分18秒,東経129度47分59秒) 2 同市長浦町大瀬平宮崎山の鼻北端(北緯32度55分2秒,東経129度47分32秒) 3 同市琴海尾戸町スポリ下鼻南西端(北緯32度55分14秒,東経129度47分57秒) 4 同市同町スポリ島西端(北緯32度55分19秒,東経129度47分53秒) 5 同市同町スポリ島南端(北緯32度55分19秒,東経129度47分54秒) 6 同市同町スポリ突端標識(北緯32度55分20秒,東経129度47分58秒) 7 同市同町スポリ竹中畑護岸標識(1から北方護岸沿いに34メートルのところ)(北緯32度55分20秒,東経129度47分59秒)	イ 1と2を結ぶ直線と3と4を結ぶ直線との交点(北緯32度55分16秒,東経129度47分55秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3039号	長崎県長崎市琴海尾戸町下松尾地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町下松尾入道鼻北西端(北緯32度55分34秒,東経129度47分49秒) 2 同市同町下松尾入道鼻北岸標識(北緯32度55分35秒,東経129度47分57秒)	イ 1から340度70メートルのところ(北緯32度55分36秒,東経129度47分48秒) ロ 2から340度100メートルのところ(北緯32度55分39秒,東経129度47分55秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南区計第3040号	長崎県 長崎市 琴海形上町 大子黒崎浦 地先	次の2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸によって囲まれた区域	1 長崎市琴海形上町大子鼻南東端 (北緯32度55分55秒,東経129度47分8秒) 2 同市同町大子黒崎浦標識A(黒崎浦南西奥から東方海岸沿いに10メートルのところ) (北緯32度55分53秒,東経129度47分7秒) 3 同市同町大子黒崎浦標識B(2から東方海岸沿いに60メートルのところ) (北緯32度55分52秒,東経129度47分8秒)	イ 1から120度20メートルのところ (北緯32度55分54秒,東経129度47分9秒) ロ 1から120度80メートルのところ (北緯32度55分53秒,東経129度47分11秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
南区計第3041号	長崎県 長崎市 琴海形上町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海形上町ヒギレ浦北岸東側標識 (北緯32度55分49秒,東経129度47分10秒) 2 同市同町245番地と241番地の海側境界標識 (北緯32度55分50秒,東経129度47分7秒) 3 同市同町ヒギレ浦北岸西側標識(2から西方海岸沿いに30メートルのところ) (北緯32度55分50秒,東経129度47分6秒)	イ 1から180度30メートルのところ (北緯32度55分48秒,東経129度47分10秒) ロ 2から180度47メートルのところ (北緯32度55分48秒,東経129度47分7秒) ハ 2から180度37メートルのところ (北緯32度55分48秒,東経129度47分7秒) ニ 3から180度37メートルのところ (北緯32度55分48秒,東経129度47分6秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3042号	長崎県長崎市長浦町浦の谷地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市長浦町浦の谷北鼻標識B (北緯32度55分24秒,東経129度47分20秒) 2 同市同町浦の谷北鼻南東端標識 (北緯32度55分22秒,東経129度47分19秒) 3 同市琴海尾戸町下松尾スボリ鼻西端 (北緯32度55分26秒,東経129度47分51秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯32度55分24秒,東経129度47分22秒) ロ 2から124度150メートルのところ (北緯32度55分20秒,東経129度47分23秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3043号	長崎県長崎市長浦町浦の谷地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市長浦町浦の谷北鼻標識B (北緯32度55分24秒,東経129度47分20秒) 2 同市同町長浦の谷鼻北端標識 (北緯32度55分20秒,東経129度47分19秒)	イ 1から86度170メートルのところ (北緯32度55分24秒,東経129度47分26秒) ロ 1から86度370メートルのところ (北緯32度55分25秒,東経129度47分34秒) ハ 2から86度410メートルのところ2から86度210メートルのところ (北緯32度55分21秒,東経129度47分34秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3044号	長崎県長崎市長浦町高野道地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市長浦町字辻の平(有)山崎真珠敷地石垣西角標識(北緯32度55分3秒,東経129度47分11秒) 2 同市同町字辻の平(有)山崎真珠敷地恵比須様前石垣標識(北緯32度55分4秒,東経129度47分13秒)	イ 1から7度10メートルのところ(北緯32度55分4秒,東経129度47分11秒) ロ 1から7度76メートルのところ(北緯32度55分6秒,東経129度47分12秒) ハ 2から7度76メートルのところ(北緯32度55分6秒,東経129度47分14秒) ニ 2から7度10メートルのところ(北緯32度55分4秒,東経129度47分13秒)	第1種真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3045号	長崎県長崎市長浦町手崎人尻地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市長浦町手崎人尻北鼻西端(北緯32度54分48秒,東経129度47分21秒) 2 同市同町手崎人尻北鼻南東標識(北緯32度54分47秒,東経129度47分22秒)	イ 1から270度45メートルのところ(北緯32度54分48秒,東経129度47分19秒) ロ 2から270度65メートルのところ(北緯32度54分47秒,東経129度47分19秒)	第1種真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第3046号	長崎県長崎市長浦町大小島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市長浦町大小島北端標識(北緯32度54分37秒,東経129度47分33秒) 2 同市同町大小島西端標識(北緯32度54分34秒,東経129度47分31秒)	イ 1から264度20メートルのところ(北緯32度54分37秒,東経129度47分33秒) ロ 2から264度10メートルのところ(北緯32度54分34秒,東経129度47分31秒) ハ 2から264度110メートルのところ(北緯32度54分33秒,東経129度47分27秒) ニ 1から264度120メートルのところ(北緯32度54分37秒,東経129度47分29秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第3047号	長崎県東彼杵郡東彼杵町平似田郷串島の浦地先	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 東彼杵郡東彼杵町平似田郷串島の鼻北西端(北緯33度0分25秒,東経129度56分39秒) 2 同郡同町同郷坊主鼻先端(北緯33度0分33秒,東経129度56分41秒) 3 同郡同町同郷串の浦南岸標識(1から東方海岸沿いに75メートルのところ)(北緯33度0分25秒,東経129度56分41秒) 4 同郡同町同郷坊主鼻南側根元と鉄道護岸の境目(3から16度見直し)(北緯33度0分31秒,東経129度56分43秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から70メートルのところ(北緯33度0分27秒,東経129度56分39秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から70メートルのところ(北緯33度0分27秒,東経129度56分42秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第4021号	長崎県長崎市琴海尾戸町松尾地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町松尾海岸標識 (北緯32度55分47秒,東経129度47分58秒) 2 同市同町松尾小島南端 (北緯32度55分45秒,東経129度47分55秒)	イ 1から180度55メートルのところ (北緯32度55分45秒,東経129度47分58秒) ロ 1から180度115メートルのところ (北緯32度55分43秒,東経129度47分58秒) ハ 2から180度80メートルのところ (北緯32度55分43秒,東経129度47分55秒) ニ 2から180度20メートルのところ (北緯32度55分45秒,東経129度47分55秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第4022号	長崎県長崎市長浦町浦の谷地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市長浦町浦の谷石垣東角標識 (北緯32度55分9秒,東経129度47分17秒) 2 同市同町浦の谷赤松岩標識 (北緯32度55分8秒,東経129度47分14秒)	イ 1から174度40メートルのところ (北緯32度55分8秒,東経129度47分17秒) ロ 1から174度90メートルのところ (北緯32度55分6秒,東経129度47分17秒) ハ 2から174度70メートルのところ (北緯32度55分6秒,東経129度47分15秒) ニ 2から174度20メートルのところ (北緯32度55分7秒,東経129度47分14秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第4023号	長崎県長崎市長浦町手崎人尻地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 長崎市長浦町手崎人尻北鼻南東標識 (北緯32度54分46秒,東経129度47分22秒) 2 同市同町手崎人尻南鼻西端標識 (北緯32度54分44秒,東経129度47分20秒)	イ 1から270度78メートルのところ (北緯32度54分46秒,東経129度47分19秒) ロ 2から270度38メートルのところ (北緯32度54分44秒,東経129度47分18秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-		継続	
南区計第537号	長崎県大村市玖島1丁目玖島崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 大村市玖島1丁目玖島崎南西端標識 (北緯32度53分38秒,東経129度57分3秒)	イ 1から171度10分30メートルのところ (北緯32度53分37秒,東経129度57分4秒) ロ 1から171度10分130メートルのところ (北緯32度53分34秒,東経129度57分4秒) ハ 1から216度30分150メートルのところ (北緯32度53分34秒,東経129度56分60秒) ニ 1から254度30分100メートルのところ (北緯32度53分37秒,東経129度56分60秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大村市 久原1、2丁目 清陸町 日泊町 蔦川内町 西部町 玖島1～3丁目 諫早市 真津山	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第538号	長崎県大村市玖島1丁目大村競艇場防波堤第1灯標付根	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 大村市玖島1丁目大村競艇場防波堤第1灯標付根 (北緯32度53分46秒,東経129度56分55秒) 2 同市玖島1丁目大村競艇場防波堤第2灯標付根 (北緯32度53分50秒,東経129度56分55秒) 3 同市玖島1丁目大村競艇場防波堤標識(防波堤南端から北東方防波堤沿いに150メートルのところ) (北緯32度53分53秒,東経129度57分1秒)	イ 1から287度5メートルのところ (北緯32度53分46秒,東経129度56分55秒) ロ 1から287度105メートルのところ (北緯32度53分47秒,東経129度56分51秒) ハ 2から312度105メートルのところ (北緯32度53分52秒,東経129度56分52秒) ニ 3から315度115メートルのところ (北緯32度53分56秒,東経129度56分58秒) ホ 3から315度15メートルのところ (北緯32度53分54秒,東経129度57分0秒) ヘ 2から312度5メートルのところ (北緯32度53分50秒,東経129度56分55秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大村市 久原1、2丁目 溝陸町 日泊町 鳥川内町 西部町 玖島1～3丁目 諫早市 真津山	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第539号	長崎県大村市森園町松山町地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 大村市森園町突出護岸南側付根標識 (北緯32度55分13秒,東経129度56分12秒) 2 同市松山町松山護岸中央降口付根標識 (北緯32度54分46秒,東経129度56分43秒) 3 同市同町馬場先突堤北側付根標識 (北緯32度54分38秒,東経129度56分49秒) 4 同市同町馬場先旧突堤北西端 (北緯32度54分34秒,東経129度56分43秒)	イ 1から223度410メートルのところ (北緯32度55分3秒,東経129度56分1秒) ロ 4から295度30分315メートルのところ (北緯32度54分39秒,東経129度56分32秒) ハ 4から295度30分20メートルのところ (北緯32度54分35秒,東経129度56分42秒) ニ 3から315度20メートルのところ (北緯32度54分38秒,東経129度56分48秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	大村市 杭出津1～3丁目 松山町 森園町 今津町 富の原1、2丁目 黒丸町 沖田町 森古町 松原本町 松原1、2丁目	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2087号	長崎県大村市杭出津1丁目白島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 大村市杭出津1丁目白島北端標柱 (北緯32度54分14秒,東経129度56分35秒) 2 同市杭出津1丁目白島南端標柱 (北緯32度53分60秒,東経129度56分29秒)	イ 1から90度200メートルのところ (北緯32度54分14秒,東経129度56分43秒) ロ 1から90度250メートルのところ (北緯32度54分14秒,東経129度56分45秒) ハ 2から90度180メートルのところ (北緯32度53分60秒,東経129度56分36秒) ニ 2から90度130メートルのところ (北緯32度53分60秒,東経129度56分34秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大村市杭出津1～3丁目 松山町 森園町 今津町 富の原1、2丁目 黒丸町 沖田町 寿古町 松原本町 松原1、2丁目	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第1053号	長崎県佐世保市針尾東町名倉地先	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点を順次結んだ各直線と1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市針尾東町名倉白岩西端標識 (北緯33度3分43秒,東経129度45分25秒) 2 同市同町名倉白岩北端標識 (北緯33度3分44秒,東経129度45分27秒) 3 同市同町名倉白岩東端標識 (北緯33度3分44秒,東経129度45分28秒) 4 同市同町大名倉立岩標識 (北緯33度3分42秒,東経129度45分30秒) 5 同市同町名倉西村水産敷地石垣西端角 (北緯33度3分49秒,東経129度45分25秒) 6 同市同町古里物揚場西側海岸標識 (北緯33度3分47秒,東経129度45分30秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯33度3分45秒,東経129度45分25秒) ロ 2と5を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯33度3分45秒,東経129度45分26秒) ハ 3と6を結ぶ直線上3から30メートルのところ (北緯33度3分44秒,東経129度45分28秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1054号	長崎県佐世保市針尾東町名倉地先	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市針尾東町名倉東護岸西端角標識 (北緯33度3分49秒,東経129度45分25秒) 2 同市同町名倉東護岸標識(1から東方海岸沿いに70メートルのところ) (北緯33度3分49秒,東経129度45分27秒) 3 同市同町古里物場場西側海岸標識 (北緯33度3分47秒,東経129度45分30秒)	イ 1から180度60メートルのところ (北緯33度3分47秒,東経129度45分25秒) ロ 2から180度50メートルのところ (北緯33度3分47秒,東経129度45分27秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市針尾東町針尾中町針尾西町針尾北町		継続	
南区計第1055号	長崎県佐世保市針尾東町名倉地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市針尾中町名倉物場場埋立地南西端 (北緯33度3分48秒,東経129度45分19秒) 2 同市同町名倉鼻東端標識 (北緯33度3分45秒,東経129度45分19秒) 3 同市同町名倉鼻南端 (北緯33度3分43秒,東経129度45分18秒) 4 同市同町名倉西村水産敷地石垣西端角 (北緯33度3分49秒,東経129度45分25秒) 5 同市針尾東町名倉白岩鼻西端標識 (北緯33度3分43秒,東経129度45分25秒) 6 同市同町大谷浦標識 (北緯33度3分38秒,東経129度45分22秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯33度3分48秒,東経129度45分21秒) ロ 2と5を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯33度3分44秒,東経129度45分21秒) ハ 3と6を結ぶ直線上3から50メートルのところ (北緯33度3分42秒,東経129度45分19秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市針尾東町針尾中町針尾西町針尾北町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1056号	長崎県佐世保市針尾中町殿田地先	次の3、1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、6の各点を順次結んだ各直線、5、へ、4の各点を順次結んだ各直線と、3から4及び5から6に至る各最高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市針尾中町小人崎鼻護岸標識 (北緯33度4分24秒,東経129度44分36秒) 2 同市同町小人崎護岸階段標識 (北緯33度4分24秒,東経129度44分39秒) 3 同市同町朴の木鼻突端標識 (北緯33度4分32秒,東経129度44分46秒) 4 同市同町一ツ石鼻標識 (北緯33度4分35秒,東経129度44分53秒) 5 同市針尾西町江下護岸北西端標識 (北緯33度4分40秒,東経129度44分55秒) 6 同市針尾西町殿田の鼻護岸上架施設基部標識 (北緯33度4分48秒,東経129度44分50秒) 7 同市針尾西町鯛の浦山の下護岸潮受堤北側角標識 (北緯33度4分46秒,東経129度44分43秒) 8 同市同町鯛の浦もちごめの鼻標識 (北緯33度4分42秒,東経129度44分40秒) 9 同市同町畑崎海岸標識 (北緯33度4分40秒,東経129度44分38秒) 10 同市同町沖川防波堤付根標識 (北緯33度4分39秒,東経129度44分33秒) 11 同市同町二丁橋くわの木鼻突端標識 (北緯33度4分40秒,東経129度44分29秒)	イ 1と11を結ぶ直線上1から250メートルのところ (北緯33度4分32秒,東経129度44分32秒) ロ 2と10を結ぶ直線上2から270メートルのところ (北緯33度4分33秒,東経129度44分35秒) ハ 3と9を結ぶ直線上3から130メートルのところ (北緯33度4分35秒,東経129度44分43秒) ニ 5と8を結ぶ直線上5から210メートルのところ (北緯33度4分41秒,東経129度44分47秒) ホ 6と7を結ぶ直線上6から50メートルのところ (北緯33度4分48秒,東経129度44分49秒) へ 5と8を結ぶ直線上5から100メートルのところ (北緯33度4分40秒,東経129度44分51秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市針尾東町針尾中町針尾西町針尾北町		継続	
南区計第1057号	長崎県佐世保市針尾中町殿田地先	次の1、イ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市針尾中町一ツ石鼻標識 (北緯33度4分35秒,東経129度44分53秒) 2 同市同町江下護岸北西端標識 (北緯33度4分40秒,東経129度44分55秒) 3 同市針尾西町鯛の浦もちごめの鼻標識 (北緯33度4分42秒,東経129度44分40秒)	イ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのところ (北緯33度4分40秒,東経129度44分51秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市針尾東町針尾中町針尾西町針尾北町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1058号	長崎県佐世保市針尾西町鯛の浦畑崎地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んで11に至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市針尾西町鯛の浦畑崎海岸北側突堤階段標識 (北緯33度4分42秒,東経129度44分40秒) 2 同市同町鯛の浦畑崎海岸標識(1から西方海岸沿いに75メートルのところ) (北緯33度4分40秒,東経129度44分38秒) 3 同市同町鯛の浦畑崎海岸南側突堤基部標識 (北緯33度4分39秒,東経129度44分36秒) 4 同市同町鯛の浦畑崎せんたん木下標識 (北緯33度4分39秒,東経129度44分31秒) 5 同市針尾中町柿曾根護岸排水口 (北緯33度4分34秒,東経129度44分48秒) 6 同市同町奥の城浦排水口 (北緯33度4分23秒,東経129度44分46秒) 7 同市同町小人崎護岸階段標識 (北緯33度4分24秒,東経129度44分42秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯33度4分40秒,東経129度44分42秒) ロ 2と6を結ぶ直線上2から100メートルのところ (北緯33度4分37秒,東経129度44分40秒) ハ 3と7を結ぶ直線上3から100メートルのところ (北緯33度4分36秒,東経129度44分37秒) ニ 4から198度110メートルのところ (北緯33度4分36秒,東経129度44分30秒) ホ 4から198度40メートルのところ (北緯33度4分38秒,東経129度44分30秒) ヘ 3と7を結ぶ直線上3から30メートルのところ (北緯33度4分38秒,東経129度44分36秒) ト 2と6を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯33度4分39秒,東経129度44分39秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市針尾東町針尾中町針尾西町針尾北町		継続	
南区計第1059号	長崎県佐世保市針尾西町黒瀬地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで11に至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市針尾西町黒瀬護岸南端標識 (北緯33度5分28秒,東経129度43分3秒) 2 同市同町北黒瀬鼻階段標識 (北緯33度5分42秒,東経129度43分57秒)	イ 1から270度100メートルのところ (北緯33度5分28秒,東経129度43分59秒) ロ 2から270度100メートルのところ (北緯33度5分42秒,東経129度43分53秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市針尾東町針尾中町針尾西町針尾北町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1060号	長崎県佐世保市針尾西町川畑地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市針尾西町川畑北護岸標識(防潮堤屏横) (北緯33度5分59秒,東経129度44分40秒)	イ 1から319度30分135メートルのところ (北緯33度6分3秒,東経129度44分36秒) ロ 1から340度30分253メートルのところ (北緯33度6分7秒,東経129度44分37秒) ハ 1から14度248メートルのところ (北緯33度6分7秒,東経129度44分42秒) ニ 1から18度30分350メートルのところ (北緯33度6分10秒,東経129度44分44秒) ホ 1から30度345メートルのところ (北緯33度6分9秒,東経129度44分46秒) ヘ 1から30度175メートルのところ (北緯33度6分4秒,東経129度44分43秒) ト 1から0度155メートルのところ (北緯33度6分4秒,東経129度44分40秒) チ 1から0度95メートルのところ (北緯33度6分2秒,東経129度44分40秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市針尾東町針尾中町針尾西町針尾北町		継続	
南区計第1061号	長崎県佐世保市針尾北町大崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市針尾北町大崎コンクリート護岸角標識 (北緯33度6分43秒,東経129度44分52秒) 2 同市同町大崎波止場南西端 (北緯33度6分42秒,東経129度44分43秒) 3 同市針尾西町恵比須島東端 (北緯33度6分10秒,東経129度44分38秒) 4 同市同町エビス鼻北端(柿ノ浦防波堤付根) (北緯33度6分7秒,東経129度44分24秒)	イ 2と4を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯33度6分42秒,東経129度44分42秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から280メートルのところ (北緯33度6分34秒,東経129度44分38秒) ハ 1と3を結ぶ直線上1から290メートルのところ (北緯33度6分35秒,東経129度44分48秒) ニ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯33度6分42秒,東経129度44分51秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市針尾東町針尾中町針尾西町針尾北町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2088号	長崎県佐世保市針尾東町紋田地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市針尾東町トビノス鼻北東端(北緯33度3分59秒,東経129度46分42秒) 2 同市同町トビノス鼻標識(1から西方海岸沿いに180メートルのところ)(北緯33度3分55秒,東経129度46分37秒)	イ 1から326度450メートルのところ(北緯33度4分11秒,東経129度46分32秒) ロ 1から326度50メートルのところ(北緯33度4分1秒,東経129度46分41秒) ハ 2から324度90メートルのところ(北緯33度3分57秒,東経129度46分35秒) ニ 2から324度490メートルのところ(北緯33度4分8秒,東経129度46分26秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市針尾東町針尾中町針尾西町針尾北町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2089号	長崎県佐世保市針尾西町川畑地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市針尾西町川畑浦頭埠頭西側護岸北端標識A(北緯33度6分4秒,東経129度44分50秒) 2 同市同町川畑浦頭埠頭西側護岸標識B(1から南方岸壁沿いに180メートルのところ)(北緯33度5分58秒,東経129度44分52秒) 3 同市同町川畑南護岸水路暗渠出口標識(北緯33度5分58秒,東経129度44分40秒) 4 同市同町川畑護岸標識(北緯33度6分1秒,東経129度44分37秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から40メートルのところ(北緯33度6分4秒,東経129度44分49秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から190メートルのところ(北緯33度6分3秒,東経129度44分44秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から200メートルのところ(北緯33度5分58秒,東経129度44分44秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から40メートルのところ(北緯33度5分58秒,東経129度44分50秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市針尾東町針尾中町針尾西町針尾北町		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1062号	長崎県佐世保市野崎町高崎鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市野崎町高崎鼻西側海岸標識(高崎鼻先端から北西方海岸沿いに120メートルのところ) 2 同市同町立石標識(1から来た西方海岸沿いに200メートルのところ) (北緯33度6分54秒,東経129度41分43秒)	イ 1から224度32メートルのところ (北緯33度6分49秒,東経129度41分48秒) ロ 1から224度80メートルのところ (北緯33度6分48秒,東経129度41分47秒) ハ 2から224度80メートルのところ (北緯33度6分52秒,東経129度41分41秒) ニ 2から224度30メートルのところ (北緯33度6分53秒,東経129度41分42秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市白岳町東浜町天神町庵ノ浦町野崎町俄ヶ浦町		継続	
南区計第1064号	長崎県佐世保市俄ヶ浦町地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市俄ヶ浦町俄ヶ浦海岸標識(北緯33度7分1秒,東経129度40分39秒)	イ 1から246度230メートルのところ (北緯33度6分58秒,東経129度40分30秒) ロ 1から240度330メートルのところ (北緯33度6分57秒,東経129度40分27秒) ハ 1から215度385メートルのところ (北緯33度6分51秒,東経129度40分30秒) ニ 1から205度304メートルのところ (北緯33度6分52秒,東経129度40分34秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市白岳町東浜町天神町庵ノ浦町野崎町俄ヶ浦町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第2090号	長崎県佐世保市東浜町高島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市東浜町高島標識C(北緯33度8分3秒,東経129度45分17秒) 2 同市同町高島標識D(1から西方海岸沿いに150メートルのところ) (北緯33度8分4秒,東経129度45分12秒) 3 同市同町高島標識E(2から西方海岸沿いに150メートルのところ) (北緯33度8分4秒,東経129度45分7秒)	イ 1から42度20メートルのところ (北緯33度8分3秒,東経129度45分17秒) ロ 1から42度50メートルのところ (北緯33度8分4秒,東経129度45分18秒) ハ 2から2度50メートルのところ (北緯33度8分6秒,東経129度45分13秒) ニ 3から344度50メートルのところ (北緯33度8分6秒,東経129度45分7秒) ホ 3から344度20メートルのところ (北緯33度8分5秒,東経129度45分7秒) ヘ 2から2度20メートルのところ (北緯33度8分5秒,東経129度45分13秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市白岳町東浜町天神町庵ノ浦町野崎町俄ヶ浦町	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
南区計第2091号	長崎県佐世保市野崎町地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 佐世保市野崎町護岸標識A(野崎東波止付根から西方護岸沿いに60メートルのところ) (北緯33度6分56秒,東経129度41分25秒) 2 同市同町護岸標識B(北緯33度6分54秒,東経129度41分19秒) 3 同市同町護岸標識C(1から西方海岸沿いに80メートルのところ) (北緯33度6分55秒,東経129度41分24秒)	イ 1から143度100メートルのところ (北緯33度6分54秒,東経129度41分27秒) ロ 3から143度100メートルのところ (北緯33度6分52秒,東経129度41分26秒) ハ 2から143度100メートルのところ (北緯33度6分52秒,東経129度41分21秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市白岳町東浜町天神町庵ノ浦町野崎町俄ヶ浦町	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区域	基点	点								
南区計第1500号	長崎県佐世保市俵ヶ浦町俵ヶ浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市俵ヶ浦町俵ヶ浦海岸標識(北緯33度7分1秒,東経129度40分39秒)	イ 1から227度193メートルのところ(北緯33度6分57秒,東経129度40分33秒) ロ 1から231度240メートルのところ(北緯33度6分56秒,東経129度40分31秒) ハ 1から214度272メートルのところ(北緯33度6分54秒,東経129度40分33秒) ニ 1から208度231メートルのところ(北緯33度6分55秒,東経129度40分34秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市白岳町東浜町天神町庵ノ浦町野崎町俵ヶ浦町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	
南区計第2508号	長崎県佐世保市俵ヶ浦町俵ヶ浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 佐世保市俵ヶ浦町俵ヶ浦海岸標識(北緯33度7分1秒,東経129度40分39秒)	イ 1から205度267メートルのところ(北緯33度6分53秒,東経129度40分34秒) ロ 1から207度279メートルのところ(北緯33度6分53秒,東経129度40分34秒) ハ 1から204度293メートルのところ(北緯33度6分52秒,東経129度40分34秒) ニ 1から201度282メートルのところ(北緯33度6分53秒,東経129度40分35秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市白岳町東浜町天神町庵ノ浦町野崎町俵ヶ浦町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
南区計第 1063号	長崎県 佐世保市 野崎町 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 佐世保市野崎町西の波止場突端標識 (北緯33度6分53秒,東経129度41分16秒) 2 同市同町高梨標識 (北緯33度6分52秒,東経129度41分8秒)	イ 1から150度70メートルのところ (北緯33度6分51秒,東経129度41分17秒) ロ 2から150度100メートルのところ (北緯33度6分50秒,東経129度41分10秒) ハ 2から150度20メートルのところ (北緯33度6分52秒,東経129度41分9秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	